

昭和二十五年通商産業省令第八十八号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定に基き、および同法を実施するため、火薬類取締法施行規則を次のように制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第一条の六）
- 第二章 製造（第二条—第九条）
- 第三章 販売（第十条—第十二条）
- 第四章 眇藏（第十三条—第三十四条）
- 第五章 讓渡及び譲受（第三十五条—第四十条）
- 第六章 完成検査及び保安検査（第四十一条—第四十四条）
- 第七章 第二節 保安検査（第四十四条の二—第四十四条の五）
- 第八章 第六章 完成検査及び保安検査に係る認定（第四十四条の六・第四十四条の七）
- 第九章 第二節 保安検査に係る認定（第四十四条の八・第四十四条の九）
- 第十章 第二節 認定の更新等（第四十四条の十一—第四十四条の十四）
- 第十一章 第一節 輸入（第四十五条—第四十七条）
- 第十二章 第一節 消費（第四十八条—第五十六条の六）
- 第十三章 第一節 安定度試験（第五十七条—第六十四条）
- 第十四章 第一節 廃棄（第六十五条—第六十七条）
- 第十五章 第一節 安定度試験（第六十七条の二—第六十七條の七）
- 第十六章 第一節 安定度試験（第六十七条の八—第六十七條の十一）
- 第十七章 第一節 保安責任者及び副保安責任者（第六十八条—第七十条の六）
- 第十八章 第一節 保安責任者試験及び免状（第七十一条—第八十一条）
- 第十九章 第一節 指定試験機関等（第八十一条の二—第八十一条の十一の二）
- 第二十章 第一節 指定試験機関（第八十一条の十一の二の二—第八十一条の十一の十三）
- 第二十一章 第一節 指定試験機関（第八十一条の十一の二—第八十一条の十一の十三）
- 第二十二章 第一節 指定保安検査機関（第八十一条の十一の十四—第八十一条の十一の二十五）
- 第二十三章 第一節 指定保安検査機関（第八十一条の十一の十四—第八十一条の十一の二十五）
- 第二十四章 第一節 指定保安検査機関（第八十一条の十二—第八十一条の十三）
- 第二十五章 第一節 難易度試験（第八十一条の十四—第九十二条）
- 附則

第一章 総則

（用語の定義）

第一条 この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 定置式製造設備　火薬類を製造するための設備であつて、移動式製造設備以外のもの
- 二 移動式製造設備　火薬類（硝酸アンモニウムを中心とする爆薬であつて安定度が高いものとして経済産業大臣が定めるもの（以下「特定硝酸アンモニウム系爆薬」という。）に限る。）を製造（製造試験を除く。）するための設備であつて、地盤面に對して移動することができるもの
- 三 工室　製造所内で火薬類の製造作業を行うために設けられた建築物（鋼製チャンバに該当するものを除く。）
- 四 鋼製チャンバ　製造所内又は製造所外で不発弾等（陸上において発見された不発弾その他の火薬類をいう。以下同じ。）の解撤作業又は廃棄作業を行うために設けられた建築物
- 五 危険工室　工室であつて、爆発又は発火の危険があるもの
- 六 不発弾等解撤工室　不発弾等の解撤作業を行うために設けられた危険工室及び鋼製チャンバ
- 七 移動式製造設備用工室　工室であつて、移動式製造設備を用いて製造作業を行うためのもの

八 火薬類一時置場　製造の工程において火薬類を一時的に保管する場所  
九 不発弾等一時置場　火薬類一時置場であつて、不発弾等の解撤の工程において火薬類を一時的に保管する場所

十 停滞量　同時に存置することができる火薬類の最大数量

十一 第一種保安物件　国宝建造物、市街地の家屋、学校、保育所、病院、劇場、競技場、社寺及び教会

十二 第二種保安物件　村落の家屋及び公園

十三 第三種保安物件　家屋（第一種保安物件又は第二種保安物件に属するものを除く。）、鉄道、軌道、汽船の常航路又はけい留所、石油タンク、ガスタンク、発電所、蓄電所、変電所及び工場

十四 第四種保安物件　国道、都道府県道、高圧電線、火薬類取扱所及び火気の取扱所

十五 保安物件　第一種保安物件、第二種保安物件、第三種保安物件及び第四種保安物件

十六 定員　同時に立ち入ることのできる従業者の最大員数

十七 可塑性爆薬　テトラメチレンテトラニトロアミン、ペンタエリスリットテトラナイトレート、トリメチレントリニトロアミンその他の爆薬（撰氏二十五度で蒸気圧が○・○○○一パスカル未満のものに限る。）のうち一種類以上の爆薬とその爆薬を結合させるための物質との混合物であつて、室温で展性又は可とう性を有するもの

（火薬の指定）

第一条の二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」という。）第二条第一項第一号ハに規定する同号イまたはロに掲げる火薬と同等に推進的爆発の用途に供せられる火薬は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 過塩素酸塩を主とする火薬
- 二 酸化鉛または過酸化バリウムを主とする火薬
- 三 臭素酸塩を主とする火薬
- 四 クロム酸鉛を主とする火薬

（爆薬の指定）

第一条の三 法第二条第一項第二号トに規定する同号イからハまでに掲げる爆薬と同等に破壊的爆発の用途に供せられる爆薬は、左の各号に掲げるものとする。

- 一 爆発の用途に供せられる硝酸尿素及びこれを主とする爆薬
- 二 ジアゾジニトロフェノールを含み、かつ、無水けい酸を七十五パーセント以上含む爆薬
- 三 亜塩素酸ナトリウムを主とする爆薬

（火工品の指定）

第一条の四 法第二条第一項第三号への規定により火工品で法の適用を受けないものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 関絡表示器（爆薬○・〇一二グラム以下のものに限る。以下「の条において同じ。」）及び五個以下の関絡表示器を相互に連結したもの
- 二 避雷器遮断装置
- 三 経済産業大臣が告示で定める用途に用いる分岐管取付器（構造等が経済産業大臣が告示で定める技術上の基準に適合するものに限る。）であつて、火薬○・八四グラム以下、爆薬○・〇二四グラム以下のもの
- 四 ガス開放用せん孔器
- 五 自動車用エアバッゲルガス発生器
- 六 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

第一条の五 法第二条第二項に規定するがん具煙火は、次の各号に掲げるものとする。

一 がん具として用いられる煙火

- (1) 炎、火の粉又は火花を出すことを主とするもの  
 (2) 朝顔その他の炎を出す柄付きのより物であつて、火薬十グラム以下のもの  
 (3) 銀波その他のひも付きのより物であつて、火薬十グラム以下のもの  
 (4) スパークラーその他の光輝のある火の粉を出す柄付きのねり物であつて、火薬が露出しているもののうち、火薬十五グラム（鉄粉を三十パーセント以上含んでいるものにあつては、火薬十五グラム）以下のもの  
 (5) サーチライト、コメットその他の柄付きのねり物であつて、紙に包まれたもののうち、火薬十グラム以下のもの  
 (6) 線香花火その他の火花を出す柄付きのより物又は火薬が露出しているねり物であつて、火薬〇・五グラム以下のもの
- 回転することを主とするもの
- (1) ピンホールその他円盤の周囲に火薬を紙で包んだ管を巻き付けたものであつて、火薬四グラム（爆発音を出すものにあつては、火薬三・九グラム）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの  
 (2) サキソンその他の筒又は板の端に筒物を装着したものであつて、火薬四グラム（爆発音を出すものにあつては、火薬三・九グラム）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの  
 (3) ヨーヨーその他の円盤又は板に輪形のより物をはり付けたものであつて、火薬一グラム（爆発音を出すものにあつては、火薬〇・九グラム）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの
- ハ 走行することを主とするもの
- (1) 金魚その他の水上を走行する筒物であつて、火薬二グラム以下のもの  
 (2) 小笛その他の笛音を出す筒物であつて、火薬〇・五グラム以下、爆薬（笛音を出すためのものに限る。）一・五グラム以下のもの  
 (3) ケーブルカーその他の糸を通す筒等を装着した筒物であつて、火薬一・五グラム以下のもの
- ハ 走行することを主とするもの
- (1) 金魚その他の水上を走行する筒物であつて、火薬二グラム以下のもの  
 (2) 小笛その他の笛音を出す筒物であつて、火薬〇・五グラム以下、爆薬（笛音を出すためのものに限る。）一・五グラム以下のもの
- ハ 走行することを主とするもの
- (1) 金魚その他の水上を走行する筒物であつて、火薬二グラム以下のもの  
 (2) 小笛その他の笛音を出す筒物であつて、火薬〇・五グラム以下、爆薬（笛音を出すためのものに限る。）一・五グラム以下のもの  
 (3) ケーブルカーその他の糸を通す筒等を装着した筒物であつて、火薬一・五グラム以下のもの
- ハ 走行することを主とするもの
- (1) 花車その他の紡錘形又は輪形のより物であつて、火薬一グラム（爆発音を出すものにあつては、火薬〇・九グラム）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの  
 (2) 爆龍その他の火薬を紙で包んで折りたたんだものであつて、火薬一グラム以下のもの  
 (3) 笛口ケットその他の笛音を出す尾つきの筒物であつて、火薬〇・五グラム以下、爆薬（笛音を出すためのものに限る。）二グラム以下のもの  
 (4) 流星その他の尾付きの筒物であつて、火薬一グラム（爆発音を出すものにあつては、火薬一・九グラム）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・三グラム（硫化ヒ素を含むものにあつては、爆薬〇・一グラム）以下のもの  
 (5) 人工衛星その他の板に筒物を装着し、回転上昇するものであつて、火薬一・五グラム以下のもの

- イ 炎、火の粉又は火花を出すことを主とするもの  
 (1) 吹出し、スマートルーチ、噴火山その他の筒物、すすきその他柄付きの筒物又は球物であるて、火薬十五グラム以下のもの  
 (2) 朝顔その他の炎を出す柄付きのより物であつて、火薬十グラム以下のもの  
 (3) 銀波その他のひも付きのより物であつて、火薬十グラム以下のもの  
 (4) スパークラーその他の光輝のある火の粉を出す柄付きのねり物であつて、火薬が露出しているもののうち、火薬十五グラム（鉄粉を三十パーセント以上含んでいるものにあつては、火薬十五グラム）以下のもの  
 (5) サーチライト、コメットその他の柄付きのねり物であつて、紙に包まれたもののうち、火薬十グラム以下のもの  
 (6) 線香花火その他の火花を出す柄付きのより物又は火薬が露出しているねり物であつて、火薬〇・五グラム以下のもの
- 回転することを主とするもの
- (1) ピンホールその他円盤の周囲に火薬を紙で包んだ管を巻き付けたものであつて、火薬四グラム（爆発音を出すものにあつては、火薬三・九グラム）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの  
 (2) サキソンその他の筒又は板の端に筒物を装着したものであつて、火薬四グラム（爆発音を出すものに限る。）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの  
 (3) ヨーヨーその他の円盤又は板に輪形のより物をはり付けたものであつて、火薬一グラム（爆発音を出すものに限る。）〇・一グラム以下のもの
- ハ 走行することを主とするもの
- (1) 金魚その他の水上を走行する筒物であつて、火薬二グラム以下のもの  
 (2) 小笛その他の笛音を出す筒物であつて、火薬〇・五グラム以下、爆薬（笛音を出すためのものに限る。）一・五グラム以下のもの  
 (3) ケーブルカーその他の糸を通す筒等を装着した筒物であつて、火薬一・五グラム以下のもの
- ハ 走行することを主とするもの
- (1) 金魚その他の水上を走行する筒物であつて、火薬二グラム以下のもの  
 (2) 小笛その他の笛音を出す筒物であつて、火薬〇・五グラム以下、爆薬（笛音を出すためのものに限る。）一・五グラム以下のもの  
 (3) ケーブルカーその他の糸を通す筒等を装着した筒物であつて、火薬一・五グラム以下のもの
- ハ 走行することを主とするもの
- (1) 花車その他の紡錘形又は輪形のより物であつて、火薬一グラム（爆発音を出すものにあつては、火薬〇・九グラム）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの  
 (2) 爆龍その他の火薬を紙で包んで折りたたんだものであつて、火薬一グラム以下のもの  
 (3) 笛口ケットその他の笛音を出す尾つきの筒物であつて、火薬〇・五グラム以下、爆薬（笛音を出すためのものに限る。）二グラム以下のもの  
 (4) 流星その他の尾付きの筒物であつて、火薬一グラム（爆発音を出すものにあつては、火薬一・九グラム）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・三グラム（硫化ヒ素を含むものにあつては、爆薬〇・一グラム）以下のもの  
 (5) 人工衛星その他の板に筒物を装着し、回転上昇するものであつて、火薬一・五グラム以下のもの
- ヘ 爆発音を出すことを主とするもの
- (1) スモーククラッカーであつて、火薬一グラム以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの（マツチの側薬又は頭薬との摩擦によつて発火するものを除く。）及びファイヤークラッcker（その他の点火によつて爆発音を出す筒物（スマートルーチ）を除く。）であつて、その筒の外径が四ミリメートル以下のもののうち、火薬一グラム以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・〇五グラム以下のもの（マツチの側薬又は頭薬との摩擦によつて発火するものを除く。）
- (2) パラシュートその他の内筒に入れた放出物を打ち揚げる筒物であつて、火薬十グラム以下のもの
- ト 烟幕その他の筒物又は球物であつて、火薬十五グラム以下のもの
- ト へび玉であつて、火薬五グラム以下のもの
- ト 削除
- 第一條の六 火薬及び火工品（煙火及びその原料用火薬、導火線、電気導火線並びに導水管を除く。）については、次の表の数量をそれぞれ爆薬一トンに換算して第三条第一号（信号焰管及び信号火せんの場合を除く。）、第四条第一項第四号の表（い）（火薬類一時置場に存置する無煙火

薬（ロケットの推進に用いられるもの及び特定無煙火薬（経済産業大臣が定めるところにより破壊的爆発の危険が少ないと認めたものをいう。以下同じ。）を除く。）及び同条第二項第一号の表、第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五项、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号、第三十一条第四号及び第五号、第六十七条第四項第一号の表並びに第六十九条第二項の表（消費者の項を除く。）を適用する。

火薬及び火工品	爆薬一トンに換算される数量
火薬	二トン
実包又は空包	二百万個
信管又は火管	五万個
銃用雷管	一千万個
工業雷管又は電気雷管	百万個
信号雷管	二十五万個
導爆線	五十キロメートル
コンクリート破碎器	十万個
導水管付き雷管	二十五万個
制御発破用コード	十キロメートル
その他の火工品	その原料をなす火薬一トン又は爆薬一トン
2 信号焰管、信号火せん及び煙火については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量について第三条第一号、第四条第一項第四号の表（ろ）、第十五条第一項の表（一）、（5）、（6）及び（8）、第二十条第一項並びに第二十三条第一項から第三項まで及び第五項を適用する。	2 信号焰管、信号火せん及び煙火については、その原料をなす火薬一トン又は爆薬一トン又は火薬類一時置場に存置する無煙火薬（ロケットの推進に用いられるもの及び特定無煙火薬を除く。）については、当該無煙火薬の数量について第四条第一項第四号の表（い）（二）を適用する。
3 第一条の二第一号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びボリブタジエンを中心とするコンポジット推進薬であつて、原料として爆薬を使用しないもの（以下「特定コンポジット推進薬」という。）及びこれを使用した火工品（爆薬を使用しないものに限る。）については、第一項にかかわらず、特定コンポジット推進薬（火工品にあつては、その原料をなす特定コンポジット推進薬）十トンを爆薬一トンに換算して第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号を適用する（特定コンポジット推進薬又はこれを使用した火工品を爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除く。）。	4 第一条の二第一号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びボリブタジエンを中心とするコンポジット推進薬であつて、原料として爆薬を使用しないもの（以下「特定コンポジット推進薬」という。）及びこれを使用した火工品（爆薬を使用しないものに限る。）については、第一項にかかわらず、特定コンポジット推進薬（火工品にあつては、その原料をなす特定コンポジット推進薬）十トンを爆薬一トンに換算して第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号を適用する（特定コンポジット推進薬又はこれを使用した火工品を爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除く。）。

#### （特定硝安油剤爆薬等の特例）

**第一条の七** 硝安油剤爆薬又は含水爆薬であつて経済産業大臣が告示で定めるもの（以下「特定硝安油剤爆薬等」という。）及びこれを使用した火工品については、第二十三条规定から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号の適用において、当該各項各号に掲げる爆薬の数量は、特定硝安油剤爆薬等（火工品にあつては、その原料をなす特定硝安油剤爆薬等）一・二トンにつき爆薬一トンとして計算するものとする。

#### （製造営業の許可申請）

**第二条** 法第三条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長（火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「令」という。）第十六条规定第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事（当該製造所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九

第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合にあつては、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の長。第六条第八項及び第九項、第八条第二項、第四十一一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第四項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十二条の十四の表第一号及び第二号において同じ。）に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書及び危害予防計画書の添付を省略することができる。

前項の事業計画書には、製造の目的、製造する火薬類の種類および説明、製造施設の構造、位置（製造所外の保安物件および製造所内の他の施設との関係位置を含む。）および設備、製造方法、従業者の員数、所要火薬類またはその原料の調達方法、製品の貯蔵方法ならびに製造所附近の見取図を記載するものとする。

第一項の危害予防計画書には、第六条第一項に規定する灾害の発生の防止に関する必要事項の大要を記載するものとする。

#### （無許可製造数量）

**第三条** 法第四条但書の規定により許可を受けないで製造することができる火薬類の数量は、次の各号によるものとする。

一 理化学上の実験又は医療の用に供するために製造する場合には、信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬にあつては一回につき四百グラム以下、その他のものにあつては一回につき爆薬又は爆薬換算二百グラム以下

二 鳥獣の捕獲若しくは駆除又は射的練習の用に供するため販売業者が製造する場合には、一日につき実包又は空包二百個以下

二の二 國際的又は全國的な規模で開催される運動競技会（当該運動競技会に先行して試行的に行われる競技会を含む。）であつて、次に掲げるものにおける運動競技の審判に従事する者が、射的練習の用に供するため製造する場合には、一日につき実包二百個以下

イ オリンピック競技大会  
ロ アジア競技大会  
ハ 世界射撃選手権大会

ニ アジア射撃競技選手権大会

三 法第十七条第一項第三号に規定する者が鳥獣の捕獲又は駆除の用に供するため製造する場合には、一日につき実包又は空包百個以下

四 射的練習の用に供するため当該練習者が製造する場合には、一日につき実包又は空包百個以下

五 鳥獣の駆逐の用に供するため製造する場合には、一日につき空包百個以下

（法第六条第三号の経済産業省令で定める者）

**第三条の二** 法第六条第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により火薬類の製造又は販売の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことできな者とする。

#### （定置式製造設備に係る技術上の基準）

第四条 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行ふ製造施設における第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を掲示し、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、危険区域が明確に判別できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を掲示すること。

二 危険区域には、製造その他の作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。  
三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。

(い)									
(二)					区分				
工室の危険物はこれら混合物					保類種の件物安				
ニトログリセリン若しくは二コール又は二トログリ					単位				
安保種三	件物安保種二	件物安保種一	停滯量	下)(以爆口)	グラム	キロ	メートル	メートル	メートル
メ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	4	000,					
052	083	015	000,						
042	063	094	005,						
032	053	064	000,						
022	033	034	005,						
002	003	004	000,						
081	072	073	005,						
061	042	023	000,						
051	032	013	000,						
051	022	003	000,						
041	012	(三)082	000,						
031	002	2	000,						
030	000	070	000,						
を一び険状に(一)は険殊2包しの薬、0時4分く葉類0時4分く葉類(一)を煙びる用の口煙の除火特もい推ケ火及除置									
030	090	050	000,						
件物 安保種二	件物 安保種一	件物 安保種四	件物 安保種三	件物 安保種五	第二件物 安保種二	第二件物 安保種一	件物 安保種四	件物 安保種一	件物
020	080	050	050	050	メ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルト
021	081	042	042	042	メ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルト
011	072	091	032	059	2	3	1	1	
011	062	071	012	009	090	080	060	020	
001	091	051	062	008	1	3	2	1	
95081	041	041	091	008	80	061	002	030	010
85071	031	031	071	005	75	051	051	000	000
75051	011	011	021	005	70	041	011	072	90
70041	001	010	081	004	60	021	080	042	80
60031	051	071	031	005	55	021	060	070	75
55031	011	071	011	001	55	011	040	071	75
5	1	7	1	1	5	1	40	1	2



起爆薬の危険工室又は火薬類一時置場										(六)	
火管、雷管、導管、爆管、爆雷管、導氣管、爆導管、爆孔器、他品の危険を除く。又は火薬類の危険を除く。工場内に他の工品掲げの工時火工										(七)	
第一件物安保種一	第二件物安保種二	第三件物安保種三	第四件物安保種四	第一件物安保種一	第二件物安保種二	第三件物安保種三	第四件物安保種四	第一件物安保種一	第二件物安保種二	第三件物安保種三	第四件物安保種四
メ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以
(十)	(九)										(八)
爆発試験場又は火薬場	焼却日時又は火薬場	導火線又は火薬場	電線又は火薬場								
第三件物安保種一	第二件物安保種二	第一件物安保種三	第一件物安保種四	第三件物安保種一	第二件物安保種二	第一件物安保種三	第一件物安保種四	第三件物安保種一	第二件物安保種二	第一件物安保種三	第一件物安保種四
上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以	ルトメ上以
				10		40		85		103	
40	80	02	11	106	11	40		80		02	11
35	75	01	11	105	11	35		75		01	11
35	70	01	11	104	11	35		70		01	11
30	65		95	103	11	30		65		95	03
25	55		85	101	11	25		55		85	01
25	50		75	100	11	45	25	90	50	04	17
25	45		70	105	19	45	25	85	45	03	17
20	40		60	100	18	40	20	85	40	03	16
2	3		5	17		42		83		15	



		(二)					
煙んへ室るの危 火具が工あ険の		が 室るの危発の煙ん 工あ険の爆火具		却葉は場日く若。除室 場焼廢又乾はしくを			
第 種 二	第 件 物 安 保 種 一	第 件 物 安 保 種 四	第 件 物 安 保 種 三	第 件 物 安 保 種 二	第 件 物 安 保 種 一	第 件 物 安 保 種 四	第 件 物 安 保 種 三
上 以	ルトメ上 以	ルトメ上 以	ルトメ上 以	ルトメ上 以	ルトメ上 以	ルトメ上 以	ルトメ上 以
9 5	0 3	1					
9 0	0 2	1					
8 0	0 1	1				3 5	6 5
7 5	0 0	1				3 0	6 0
7 0	9 5					3 0	6 0
6 5	9 0			(四)		3 0	5 5
6 5	8 5			が		2 5	5 5
にま 掲 6	から 4	イ一五 号第 5	条第室うを収又包せ組き粧へ室るの危火の煙ん の一、工行函は装、合、巻化工あ険の發火具	場掛は場打、備け仕場 け星又ち星場準掛 2乾、くを工あ険の發 5	由。除室るの危 火の發		
6 0	件 物 安 保 種 四	第 件 物 安 保 種 三	第 件 物 安 保 種 二	第 件 物 安 保 種 一	第 件 物 安 保 種 四	第 件 物 安 保 種 三	第 件 物 安 保 種 0
5 5	ルトメ上 以	ルトメ上 以	ルトメ上 以	ルトメ上 以	ルトメ上 以	ルトメ上 以	ルトメ上 以
5 5	7 0					2 0	4 5
5 0	7 0					2 0	4 5
5 0	6 5					2 0	4 0
4 5	6 0					2 0	4 0
4 5	6 0					2 0	4 0
4 5	6 0					3 0	6 5
4 5	6 0					3 0	6 0
4 5	6 0					2 5	5 5
4 5	6 0					2 5	5 0
4 5	6 0		1	3	4	2	4
			5	0	5	5	3



七 土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離若しくは保安間隔が一倍以上四倍未満の危険工室又は火薬類一時置場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずることに代えることができる。

八 九の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滯量（火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滯量）が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第二十条に規定する避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及び火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。

九 十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。

十 発火の危険のある工室と他の施設（発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第四号に規定する保安距離の二倍未満である製造所外の保安物件及び発火の危険のある工室との保安距離が第四号の二倍未満である製造所内の施設をいう。）との間に防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。

十一 九の二 危険工室の発火の危険のある設備には、必要に応じて自動消火設備、消火器等の消防設備を設けること。

十二 九の三 危険工室の窓及び扉は、次のイからハまでに定めるところによる。

十三 ロ 無煙火薬を存置する火薬類一時置場（火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。第二十六号の二において同じ。）には、当該無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置を講ずること。

十四 ハ 危険工室の窓及び扉は、次のイからハまでに定めるところによる。

十五 ロ 危険工室の内面には、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置を講ずること。ただし、火薬類が飛散するおそれがないときは、この限りでない。

二 十一 ハ 危険工室の床面には、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、火薬類が床面にこぼれ若しくは落下するおそれがないときは、この限りでない。

二 十二 ロ 危険工室の内面には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。ただし、火薬類の爆発又是発火を起こすおそれがないときは、この限りでない。

二 十三 ハ 危険工室内には、危险工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからニまでに定めることによる。



								(二)									
不發弾一時置場								撤工室									
第四種 物件 保安	物件 第三種 保安	物件 第二種 保安	物件 第一種 保安	物件 第四種 保安	物件 第三種 保安	物件 第二種 保安	物件 第一種 保安	物件 第四種 保安	物件 第三種 保安	物件 第二種 保安	物件 第一種 保安	物件 第四種 保安	物件 第三種 保安	物件 第二種 保安	物件 第一種 保安		
ルトメ上以	ルト																
75	051	032	003					1		1				1			
70	041	012	01	07				1		1				1			
60	021	081	01	04				1		1				1			
55	021	071	1	03				1		1				1			
55	011	071	1	02				1		1				1			
55	011	061	1	01				1		1				1			
50	001	051	1	00				50	001	051							
50	001	051	1	00				50	001	051							
4	9		1					4		9				1			
5	5	04		09				5		5	04						
45	90	041	1	08	1	45		45	90	041	1						
45	90	031	1	08	1	45		45	90	031	1						
るにのも	行を理処焼	場理処薬廃等	弾發	るにのも	行を理処發	場理処薬廃等	弾發	るにのも	行を理処發	場理処薬廃等	弾發						
0	5	03		07	0	5		0	5	03							
第四種 物件 保安	物件 第三種 保安	物件 第二種 保安	物件 第一種 保安	物件 第四種 保安	物件 第三種 保安	物件 第二種 保安	物件 第一種 保安	物件 第四種 保安	物件 第三種 保安	物件 第二種 保安	物件 第一種 保安	物件 第四種 保安	物件 第三種 保安	物件 第二種 保安	物件 第一種 保安	第一種 物件 保安	
40	80	021	1	061	1	40	80	021	1	061	1	40	80	021	1	40	80
3	7	1	1	1	1	3	7	1	1	1	1	3	7	1	1	3	7
5	5	01	01	05		5	5	01	05			5	5	01	05	5	5
1メ上以	ルトメ上以																
1	30	65	1	95	1	1	30	65	1	95	1	1	65	1	95	1	1
1	25	55	1	85	1	1	25	55	1	85	1	1	55	1	85	1	1
1	25	50	1	75	1	1	25	50	1	75	1	1	50	1	75	1	1
1	25	45	1	70	1	1	25	45	1	70	1	1	45	1	70	1	1
1	20	40	1	60	1	1	20	40	1	60	1	1	40	1	60	1	1
1	20	35	1	55	1	1	20	35	1	55	1	1	35	1	55	1	1
1							50	001	051	1	00	1	05	1	00	2	
1							50	001	051	1	00	1	05	1	00	2	
1							45	001	051	1	04	1	05	1	00	1	
1							45	001	051	1	04	1	05	1	00	1	
1							45	001	051	1	04	1	05	1	00	1	



- 動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のために車両の動力をを使用しない場合には、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の爆発又は発火を起すおそれがないものであること。
- 十九 移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからホまでに定めることによる。
- イ 摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。
- ロ 振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。
- ハ 腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。
- ニ 特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造とすること。
- ホ 振動、衝撃等により変形しない構造とすること。
- 二十 削除
- 二十一 移動式製造設備を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対しても安全な防護措置を設けた電灯及び電気配線又は移動式製造設備と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。
- 二十二 移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）の機械設備の金属部は、接地しておくこと。
- 二十三 移動式製造設備又は廃棄焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滯量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を掲示すること。
- 二十四 削除
- 二十五 削除
- 二十六 移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。
- 二十七 移動式製造設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。
- 二十八 移動式製造設備は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の製造中に異常が発生した場合に、直ちに製造を中止することができる構造とすること。
- 二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部は、摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。
- 三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。
- 三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備には、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又是発火するおそれがあること。
- 三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。
- 三十三 廃棄焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。
- イ 移動区域内に設けること。
- ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十三条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。
- ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

2 前項第五号から第八号までに規定する基準については、経済産業大臣が土地等の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて起きたものをもって基準とする。

#### (定置式製造設備に係る製造方法の基準)

- 第五条 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 信号炎管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの中の原料用火薬又は爆薬があつてはその成分配合比の範囲内で、当該構造及び組成に従い、かつ、当該最大数量以下で製造すること。
- 二 信号炎管、信号火せん又は煙火にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量及び一月に製造する最大数量を、これらの原料用火薬又は爆薬があつてはその成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。
- 三 可塑性爆薬は、経済産業大臣が告示で定める物質を経済産業大臣が告示で定める量以上含むように製造すること。
- 四 危険区域内においては、特に静粛、かつ、丁寧な作業を行うこと。
- 五 工室又は火薬類一時置場は、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。
- 六 火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。
- 七 危険工室等には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。
- 八 電流により作動する機構を持つ火工品を取り扱う危険工室等には、電波を発する機器を携行しないこと。やむを得ず携行する場合には、当該火工品が爆発し又は発火するおそれがないよう、当該火工品に対して間隔をとる等の適切な措置を講ずること。
- 九 火薬類の製造上特に温度に關係のある作業については、その温度の範囲を定め、その範囲内で作業すること。
- 十 火薬類の製造上特に温度に關係のある作業については、その温度の範囲を定め、その範囲内に存在することができる火薬類の原料の最大数量を定め、これを超えて火薬類又はその原料を存置しないこと。
- 十一 火薬類の製造上特に温度に關係のある作業については、その温度の範囲を定め、その範囲内に存在することができる火薬類の原料の最大数量を定め、これを超えて火薬類又はその原料を存置しないこと。
- 十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し及び整備するとともに、不具合のある場合は使用しないこと。
- 十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。
- 十四 危険工室は、その目的とする作業以外に使用しないこと。

十五 火薬類の廃棄又は不良品は、危険予防及び盜難防止のための措置を講じた上で速やかに廃棄すること。

十六 火薬類並びにその原料及び半製品（以下この号において「火薬類等」という。）の運搬には、衝突、転落、転倒、著しい動搖その他当該火薬類等に摩擦及び衝動を与えないよう慎重に行うこと。

十七 火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場、廃棄焼却場等一定の場所で行うこと。

十九 火薬類の製造試験は、試験のために特に設けられた危険工室で行うか、又は平常作業を中心とした火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、この限りでない。

二十 火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

二十一 火薬類の製造作業を行つた後は、それがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

二十二 火薬類の製造作業を行つた後は、それがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

二十三 火薬類の製造作業を行つた後は、それがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

二十四 火薬類の製造作業を行つた後は、それがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

二十五 火薬類の製造作業を行つた後は、それがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

二十六 火薬類の製造作業を行つた後は、それがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

二十七 火薬類の製造作業を行つた後は、それがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

二十八 赤りんを取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。

二十九 マグネシウム粉、アルミニウム粉又は亜鉛末を含有する火薬類の製造には、水分による発熱によつて発火しないような措置を講ずること。

三十 塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウム又は塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウムを含有する火薬若しくは爆薬を取り扱う器具及び容器には、その旨を明記し、その他の火薬及び爆薬の取扱いのために使用しないこと。

三十一 球状の打揚煙火の外殻の貼り付け作業を行つた後は、導火線の取付け等の外殻に孔を開ける作業をしないこと。

三十二 直径が七センチメートルを超える球状の打揚煙火には、割り薬を完全に点火させるための伝火薬を取り付けること。

三十三 球状の打揚煙火の割り薬として塩素酸塩を含有する火薬又は爆薬を使用する場合には、割り薬と星とが直接に接触しないような措置を講ずること。

三十二 赤りんを取り扱う配合工室及び鷄冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除すること。

三十三 薬紙、速火線の切断等の摩擦又は衝撃を加える作業は、少量ずつ行うこと。

三十四 静電気により爆発し又は発火するおそれがある火薬類を取り扱う際には、帶電した静電気を有効に除去するための措置を講ずること。

三十五 噴出薬を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費する煙火（以下「手筒煙火」という。）の製造を行う際には、次のイからまでのいずれにも適合すること。

イ 噴出薬に使用する火薬類は黒色火薬のみとし、星その他の煙火を混入しないこと。

ロ 噴出薬の填薬作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。

ハ 噴出口は筒先の面の中心に設け、その直径は筒の内径の三分の一以上とすること。

ホ 噴出口の補強に用いる部材には、石膏、セメント等は使用せず、土、木材等の軽量なものを使用すること。

ヘ 手筒煙火であつて、第八十四条第九号の規定により十八歳未満の者が取り扱うことのできるもの（以下「特定手筒煙火」という。）の製造を行う際には、イからホまでに定めるもののか、経済産業大臣が定める基準に適合すること。

二 製造設備が移動式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、前項第二号、第四号から第八号まで、第十号、第十一号から第二十号まで、第二十四号及び第二十七号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 あらかじめ一日に解撤する不発弾等の最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。

二 不発弾等解撤工室等には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。

三 不発弾等解撤工室等には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、それぞれ停滞量を定め、これを超えて不発弾等を存置しないこと。

四 信管を有する不発弾等は、信管の分離作業等においてその信管を起爆させないように慎重に取り扱うこと。

五 不発弾等を収納する容器包装には、不発弾等の種類、信管の有無、危険性に関する分類その他の不発弾等に関する情報を表示すること。

六 第一項第三号、第六号から第九号まで、第十号の二、第十二号、第十四号、第十五号、第十六号の二、第十七号、第二十号、第二十五号及び第二十六号並びに前項第二号及び第三号に規定する基準については、経済産業大臣が製造方法、土地又は設備の状況その他の関係により危険のおそれないと認めた場合に限り、当該規定にかかるらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

（移動式製造設備に係る製造方法の基準）  
第五条の二 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 特定硝酸アンモニウム系爆薬の成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。ただし、一日に製造する最大数量は、一日の消費見込量以下とする。

二 移動区域内には、製造、消費その他の作業に必要な従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。

三 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。

四 移動区域内においては、酒気を帶びて作業をしないこと。

- 五 移動区域内においては、特に丁寧な作業を行うこと。
- 六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を固定すること。
- 七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室においてしなければならない。この場合において、工室内における製造方法の技術上の基準については、前条第一項第六号から第八号まで、第十一号から第十四号まで及び第二十七号の規定を準用する。
- 八 移動式製造設備には、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防止するための措置を講ずること。
- 九 移動式製造設備の危険間隔内又は廃薬焼却場には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。
- 十 移動式製造設備又は廃薬焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合に一時的に堆積するとときは、この限りでない。
- 十一 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃薬焼却場には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、停滯量及び同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の最大数量を定め、これを超えて特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を存置しないこと。
- 十二 移動式製造設備は、常にその機能を点検し及び整備し、不具合のある場合は使用しないこと。
- 十三 移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合には、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。
- 十四 削除
- 十五 移動式製造設備は、その目的を定め、その目的とする作業以外に使用しないこと。
- 十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で、速やかに廃棄すること。
- 十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講じること。
- 十八 削除
- 十九 毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盜難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて安全な措置を講ずること。
- 二十 移動式製造設備をその移動区域外に移動させる場合には、火薬類を設備内に存置しないこととし、十分に清掃を行うこと。
- 二十一 移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ装填する場合は、適切な圧力により排出を行うこと。
- 二十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬の製造上特に温度及び圧力に関係のある作業については、その温度及び圧力の範囲を定め、その範囲内で作業すること。
- 二十三 移動式製造設備の移動又は特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬若しくは収納する場合は、衝突、転落、転倒、著しい動搖その他当該移動式製造設備に衝動を与えないよう、又は当該特定硝酸アンモニウム系爆薬に摩擦及び衝動を与えないよう慎重に行うこと。
- 二十四 前項第三号及び第十一号に規定する基準については、経済産業大臣が製造方法、土地又は設備の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかるらず、そ（危害予防規程）
- 第五条 法第二十八条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の細目とす
- る。
- 一 法第七条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に関すること。

- 二 保安管理体制並びに火薬類製造保安責任者及び火薬類製造副保安責任者の行うべき職務の範囲に關すること。
- 三 安全な製造作業に關すること（第一号に掲げるものを除く。）。
- 四 製造施設の保安に關する巡視及び点検に關すること（第一号に掲げるものを除く。）。
- 五 製造施設の新增設に關する工事及び修理作業の管理に關すること（第一号に掲げるものを除く。）。
- 六 安定度試験の実施に關すること。
- 七 協力会社の作業の管理に關すること。
- 八 従業者に対する当該危害予防規程の周知方法及び当該危害予防規程に違反した者に対する措置に關すること。
- 九 保安に係る記録に關すること。
- 十 危害予防規程の作成及び変更の手続に關すること。
- 十一 前各号に掲げるもののはか、災害の発生の防止のために必要な事項に關すること。
- 一二 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内にある製造所（同法第六条第一項に規定する者が設置している製造所を除く。次項において同じ。）にあつては、前項各号に掲げる事項の細目のほか、次の各号に掲げる事項の細目について危害予防規程に定めるものとする。
- 一一大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び同条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）の伝達に關する事項
- 二 警戒宣言が発せられた場合における避難の勧告又は指示に關する事項
- 三 警戒宣言が発せられた場合における防災要員の確保に關する事項
- 四 警戒宣言が発せられた場合における消防設備その他保安に係る設備の整備及び点検に關する事項
- 五 警戒宣言が発せられた場合における製造設備等の整備、点検、停止に關する事項
- 六 その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に關する事項
- 七 地震防災に係る教育、訓練及び広報に關する事項
- 八 大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、当該強化地域内において火薬類の製造を行う製造所を現に管理している製造業者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に掲げる事項の細目について法第二十八条第一項の規定による認可を申請しなければならない。
- 九 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に關する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にある製造所（同法第五条第一項に規定する者が設置している製造所を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項の細目（ほか、次の各号に掲げる事項の細目について危害予防規程に定めるものとする。）
- 一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に關すること。
- 二 南海トラフ地震に係る防災訓練及びに地震防災上必要な教育及び広報に關すること。
- 三 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に關する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震対策推進地域の指定の際、当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において火薬類の製造を行う製造所を現に管理している製造業者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について法第二十八条第一項の規定による認可を申請しなければならない。

地域として指定された地域内にある製造所（同法第六条第一項に規定する者が設置している製造所を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項の細目（ほか、次の各号に掲げる事項の細目について）に定めるものとする。

一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報にと。

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報にと。

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報にと。

四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報にと。

五 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報にと。

六 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報にと。

七 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報にと。

八 法第二十八条第一項の規定による危害予防規程の認可を受けようとする者は、様式第二の危害予防規程（変更）認可申請書に危害予防規程（変更のときは、当該変更の概要を記載した書面）を添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

九 法第二十八条第二項の規定による届出をしようとする製造業者は、様式第三の危害予防規程変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

（製造施設等変更の許可申請）

**第七条** 法第十条第一項の規定により製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとする製造業者は、様式第四の火薬類製造施設等変更許可申請書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

（製造業者に係る軽微な変更の工事等）

**第八条** 法第十一条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一 工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場（以下「工室等」という。）内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事

イ 暖房装置  
ロ 照明設備  
ハ 静電気除去設備  
ニ 窓又は出口を構成する扉、錠その他の部材  
ホ 排気装置

二 土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事

三 工室等外の設備のうち、原動機、温湿度調整装置又は手押し車の変更の工事

四 製造施設又は設備の撤去の工事

2 法第十条第二項の規定による届出をしようとする製造業者は、様式第五の火薬類製造施設軽微変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

（帳簿）

**第九条** 法第四十一条第一項の規定による製造業者の帳簿に記載すべき事項は、毎日各製造工程で取り扱つた火薬類又はその原料若しくは半製品の種類、数量及び存置した量、法第十七条第一項ただし書の規定の適用を受けて譲り受け、又は譲り渡した第五条第一項第一号の三の経済産業大臣が告示で定める物質を含まない可塑性爆薬（以下「無添加可塑性爆薬」という。）の種類及び

数量、譲受又は譲渡の年月日並びに譲受人又は譲渡人の住所、氏名及び法第十七条第一項の該当事項並びに火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合にあつては、当該火薬類一時置場に設置した温湿度記録計の記録とする。

2 法第四十一条第二項の規定による前項の帳簿の保存期間は、記載の日から二年とする。

### 第三章 販売

#### （販売営業の許可申請）

**第十条** 法第五条の規定による販売営業の許可を受けようとする者は、様式第六の火薬類販売営業許可申請書に事業計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事（当該販売所が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長。第八十一条の十四の表第四号及び第五号において同じ。）に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書の添付を省略することができる。

2 前項の事業計画書には、火薬庫の位置、種類、棟数、附近の状況、保安距離、構造設備の大要ならびに貯蔵すべき火薬類の種類および最大数量を記載しなければならない。

（帳簿）

**第十二条** 法第四十一条第一項の規定による販売業者（製造業者が販売する場合にあつては、製造業者）が帳簿に記載すべき事項は、取引した火薬類の種類および数量、取引の年月日ならびに譲受人または譲渡人の住所、氏名および法第十七条第一項の該当事項とする。

2 法第四十一条第二項の規定による前項の帳簿の保存期間は、記載の日から二年とする。

### 第四章 貯蔵

#### （火薬庫の新設又は変更の許可の申請）

**第十三条** 法第十二条第一項の規定により火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可を受けようとする者は、様式第七の火薬庫設置等許可申請書に火薬庫工事設計明細書を添えて、当該火薬庫を設置しようとする場所又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事（当該場所又は所在地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該場所又は所在地を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

2 前項の火薬庫工事設計明細書には、火薬庫の位置、附近の状況、保安物件との距離ならびに火薬庫の構造および設備を記載するものとする。

**第十四条** 法第十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一 火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等

二 火薬庫の屋根の外面、通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒、土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事

三 火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置の変更の工事

2 法第十二条第二項の規定による届出をしようとする火薬庫の所有者又は占有者は、様式第五の火薬庫軽微変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事（当該火薬庫が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該火薬庫の所在地を管轄する指定都市の長。次条、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第四項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第七号から第九号までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

（火薬庫承継の届出）

**第十四条の二** 法第十二条の二第二項の規定により火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、様式第八の火薬庫承継届を火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(火薬庫外に貯蔵できる火薬類)

**第十五條** 法第十一条第一項ただし書の規定により火薬庫外において貯蔵することができる火薬類の数量は、次の表の上欄に掲げる者に応じてそれぞれその下欄に掲げる数量(同表に掲げるその他の火工品にあつては、同表のその他の火工品の欄に掲げる数量の範囲内において経済産業大臣が告示で定める数量)とする。この場合において、建設用びよう打ち銃用空包に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬が〇・四グラム以下のものにあつてはその空包の数量とし、その原料をなす火薬又は爆薬が〇・四グラム以下のものにあつてはその空包の数量二個を一個として換算し、(1)、(7)及び(8)に掲げる鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品に係る数量は、その数量並びに(1)、(5)、(7)及び(8)に掲げるその他の火工品に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬の数量とする。

貯蔵する者等の区分	貯蔵する火薬類の種類
ムグ(爆外) <sup>ムギ</sup> 除のる藏が職察県道は関政のてあ薬性可す該一號項第九(第一)爆塑加口薬の以くをもす貯員の警府都又機行國つて爆塑る當にの各四條十藥性可添雷電及雷工管氣び管線導トルメー爆導トルメー火導電(個)火氣銃(個)雷銃(個)管用(個)空用(個)空及実(建)除包用ちうび包	ムグ(火薬無口薬)ラ(爆塑加)業(爆塑)管(雷電)管(氣)管(導)導(火)電(爆導)電(火)氣(雷銃)銃(雷銃)管(用)空(用)及(實)空(建)除(包)用(ちう)ビ(包)
ムグ(爆外) <sup>ムギ</sup> 除のる藏が職察県道は關政のてあ薬性可す該一號項第九(第一)爆塑加口薬の以くをもす貯員の警府都又機行國つて爆塑る當にの各四條十藥性可添雷電及雷工管氣び管線導トルメー爆導トルメー火導電(個)火氣銃(個)雷銃(個)管用(個)空用(個)空及実(建)除包用ちうび包	ムグ(火薬無口薬)ラ(爆塑加)業(爆塑)管(雷電)管(氣)管(導)導(火)電(爆導)電(火)氣(雷銃)銃(雷銃)管(用)空(用)及(實)空(建)除(包)用(ちう)ビ(包)
ムグ(爆外) <sup>ムギ</sup> 除のる藏が職察県道は關政のてあ薬性可す該一號項第九(第一)爆塑加口薬の以くをもす貯員の警府都又機行國つて爆塑る當にの各四條十藥性可添雷電及雷工管氣び管線導トルメー爆導トルメー火導電(個)火氣銃(個)雷銃(個)管用(個)空用(個)空及実(建)除包用ちうび包	ムグ(火薬無口薬)ラ(爆塑加)業(爆塑)管(雷電)管(氣)管(導)導(火)電(爆導)電(火)氣(雷銃)銃(雷銃)管(用)空(用)及(實)空(建)除(包)用(ちう)ビ(包)
ムグ(爆外) <sup>ムギ</sup> 除のる藏が職察県道は關政のてあ薬性可す該一號項第九(第一)爆塑加口薬の以くをもす貯員の警府都又機行國つて爆塑る當にの各四條十藥性可添雷電及雷工管氣び管線導トルメー爆導トルメー火導電(個)火氣銃(個)雷銃(個)管用(個)空用(個)空及実(建)除包用ちうび包	ムグ(火薬無口薬)ラ(爆塑加)業(爆塑)管(雷電)管(氣)管(導)導(火)電(爆導)電(火)氣(雷銃)銃(雷銃)管(用)空(用)及(實)空(建)除(包)用(ちう)ビ(包)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
販売業者であつて、販売のために都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。(2)、(3)、(4)、(6)及び(8)において同じ。)の指示する安全な場所に貯蔵する者	第十九条に定める貯蔵火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵することができる一級火薬庫の所有者又は占有者であつて、貯蔵を委託された火薬、実包又は空包の貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	第十九条に定める貯蔵火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵することができる一級火薬庫又は三級火薬庫の所有者又は占有者であつて、貯蔵を委託された火薬、実包又は空包を貯蔵する者	実包火薬庫の所有者又は占有者であつて、貯蔵を委託された実包又は空包の貯蔵のため都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	土木事業その他の事業を営む者であつて、その事業に要する火薬類を消費する者(当該消費地が指定都道府県知事(当該消費地が指定都道府県管轄する指定都市の長。(7)において同じ。)の指示する安全な場所に貯蔵する者)	法令に基づきその事務又は事業のため火薬類を消費する者であつて、その事務又は事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県知事(当該消費地を管轄する都道府県の長。)	法第十一条第一項ただし書の規定により火薬庫外において貯蔵することができる火薬類の数量は、次の表の上欄に掲げる者に応じてそれぞれその下欄に掲げる数量(同表に掲げるその他の火工品にあつては、同表のその他の火工品の欄に掲げる数量の範囲内において経済産業大臣が告示で定める数量)とする。この場合において、建設用びよう打ち銃用空包に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬が〇・四グラム以下のものにあつてはその空包の数量とし、その原料をなす火薬又は爆薬が〇・四グラム以下のものにあつてはその空包の数量二個を一個として換算し、(1)、(7)及び(8)に掲げる鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品に係る数量は、その数量並びに(1)、(5)、(7)及び(8)に掲げるその他の火工品に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬の数量とする。
(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	5	5	20
(ロ)	(ロ)	(ロ)	(ロ)	5	5	
				0 1 0	0 1 0	
				0 0 0	0 0 0	
				0 0 1	0 0 1	0 0 1
				0 0 0	0 0 0	0 0 0
				0 0 2	0 0 2	0 0 2
0 0 3 0 ,				0 0 3 0 ,	0 0 3 0 ,	0 0 3 0 ,
0 0 5 0 ,				0 0 1 0 ,	0 0 1 0 ,	0 0 4 0 ,

(5)		(4)		(3)		(2)		(1)		貯蔵する者等の区分		貯蔵する火薬類の種類		(8)		
土木事業その他の事業を営む者であつて、その事業を管轄する都道府県知事に要する火薬類を消費する場合	地を管轄する都道府県知事が指定する場合	土木事業その他の事業を営む者であつて、その事業を管轄する都道府県知事に要する火薬類を消費する場合	土木事業その他の事業を営む者であつて、その事業を管轄する都道府県知事に要する火薬類を消費する場合	実包若しくは空包を貯蔵することができる者	貯蔵を委託された火薬、実包又は空包の貯蔵する者	第十九条に定める貯蔵火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵することができる者	貯蔵を委託された火薬庫の所有者又は占有者であつて、貯蔵を委託された火薬、鉛管、実包、空包又は火薬を装てんして貯蔵する者	販売業者であつて、販売のために都道府県知事にあつては、指定都市の長。	販売業者であつて、販売のための区域にあつては、指定都市の長。	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	道府県知事が指示する安全な場所に貯蔵する者	道府県知事が指示する安全な場所に貯蔵する者	
あつては、当該消費地を市のある場合に都合	あつては、当該消費地を市のある場合に都合	あつては、当該消費地を市のある場合に都合	あつては、当該消費地を市のある場合に都合	あつては、当該消費地を市のある場合に都合	あつては、当該消費地を市のある場合に都合	あつては、当該消費地を市のある場合に都合	あつては、当該消費地を市のある場合に都合	0 5 2 0 , 0 0 2 0 , 2 5 5 0	0 0 4 0 , 0 0 4 0 , 0 1 0 , 0 0 4 0 , 0 1 0	0 0 4 0 , 0 0 4 0 , 0 1 0 , 0 0 4 0 , 0 1 0	0 0 2 0 , 0 0 2 0 , 0 0 4 0 , 5 0	0 0 2 0 , 0 0 8 0 , 0 0 4 0 , 5 0	0 0 2 0 , 0 0 8 0 , 0 0 4 0 , 5 0	0 0 2 0 , 0 0 8 0 , 0 0 4 0 , 5 0	(個) 包用注液 (個) 空銃打用建 (個) 包用ちうび設 (個) 器破トクコ 碎トリン (個) ツロ射プロ トケ用発 (個) 孔せ爆及碎い鉱 (個) 器ん発び器破さ うび爆 よ発 (個) 工用油 品火井 (個) 雷信 管号	5 0 0 5 0 0 0 2 0 , 0 0 8 0 , 0 1 0
(2)		(1)		貯蔵する者等の区分		貯蔵する火薬類の種類		(8)		(7)		(6)		(7) において同じ。の指 示する安全な場所に貯 蔵する者		
貯蔵を委託された火薬、実包又は空包の貯蔵する者	実包若しくは空包を貯蔵することができる者	販売業者であつて、販売のための区域にあつては、指定都市の長。	販売業者であつて、販売のための区域にあつては、指定都市の長。	安全な場所に貯蔵する者	安全な場所に貯蔵する者	ムグ(工用空び用船用車用車鉄ラロ品火機航及舶両両道 ムグ(ん火信及焰信ラロせ号び管号 ムグ(。除火具(煙 ムグ(くをもげに(ヘ一五条第 ムグ(火具がげに(ヘ一五条第 ムグ(火品火他そ ムグ(うき付雷銃なてん装薬 ムグ(品火他そ ムグ(ラロ工の	0 2 0 , 0 0 2 0 , 0 0 1 0 , 1 0 2 5 0 5 2 5 ムグ(くをもげに(ヘ一五条第 ムグ(火具がげに(ヘ一五条第 ムグ(火品火他そ ムグ(うき付雷銃なてん装薬 ムグ(品火他そ ムグ(ラロ工の	がん具煙火を販売する者であつ て、販売のために都道府県知事 の指示する安全な場所に貯 蔵する者	がん具煙火を販売する者であつ (イ)							

(3)	藏のため都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	
(4)	第一項に定める貯蔵火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵することができる一級火薬庫又は三級火薬庫の所有者又は占有者であつて、貯蔵を委託された火薬、銃用雷管、実包、空包又は火薬を装てんしてない銃用雷管付薬きようの貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	
(5)	実包火薬庫の所有者又は占有者であつて、貯蔵を委託された実包又は空包の貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	
(6)	土木事業その他の事業を営む者であつて、その事業に要する火薬類を消費する他の事業の場所に貯蔵する者	
(7)	（7）において同じ。）の指⽰する安全な場所に貯蔵する者	
(8)	（8）がん具煙火を販売する者であつて、販売のために都道府県知事が指示する安全な場所に貯蔵する者	
備考	1 鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品と信号焰管及び信号火せんと煙火（がん具煙火を除く。）とを同時に貯蔵する場合には、（1）に掲げる者についてはその合計数量が七十五キログラムを超えてはならないものとする。 2 信号焰管及び信号火せんと煙火（がん具煙火を除く。）とを同時に貯蔵する場合には、（8）に掲げる者についてはその合計数量が五キログラムを超えてはならないものとする。 3 （1）から（7）までに掲げる者について（8）の欄を適用する場合には、その火薬庫外に貯蔵することのできる火薬類の合計数量は、それぞれ（1）から（7）までに掲げる火薬類の数量を超えてはならないものとする。 4 ※を付した値は、日本産業規格K四八二八一二（二〇〇三）に規定する危険区分が一・四であつて、隔離区分がSの状態である航空機用火工品については、0・2とする。	

2 前項の表中（1）又は（8）に掲げる者が信号焰管であつて経済産業大臣が告示で定めるもののみを貯蔵する場合にあつては、法第十一項第一項ただし書の数量は、前項の規定にかかわらず百キログラムとする。

#### 第十六条（火薬庫外における貯蔵の技術上の基準）

第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

- 火災及び盗難の防止について留意すること。
- 前項第一項の表（6）（イ）の規定によりがん具煙火を貯蔵する場合には、次に掲げるところによる場所においてすること。

イ 周囲の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合にあつては床は、厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又は厚さ二十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造りとすること。

ロ 入口の扉は、厚さ〇・六ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉とすること。

ハ 窓、通気孔及び換気孔は、設けないこと。

ニ 自動消火設備を設けること。

三 前項第一項の表（1）（イ）又は（5）の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、次のイからへまでに定めること。

イ 建築物の構造は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盜難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉とし、盜難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物の屋根の外面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、かつ天井裏又は屋根に盜難防止のための金網を張ること。ただし、建築物の屋根が鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盜難及び火災を防ぎ得るものについては、この限りでない。

ニ 建築物の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表わさないこと。

ホ 建築物には、盜難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

ヘ 建築物には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。

三の二 前項第一項の表（1）（イ）の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホ及びヘの規定によるほか、次のイからへまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが一・三メートル以上の鉄筋コンクリート造りとし、厚さは十七センチメートル以上とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の内開きの防火扉とし、盜難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物内に爆薬を貯蔵する場合には、爆薬を収納する十分な強度を有する木箱（以下「収納箱」という。）を設置し、その中に爆薬を入れる個装容器を取り付け、収納箱と個装容器との間隔は、三十センチメートル以上とし、個装容器相互間の間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

ニ 爆薬を入れる個装容器は、合成樹脂製の外筒と内筒からなり、外筒は、内筒が挿入できる径とし、内筒は、内径三十三ミリメートル以下で爆薬を収納する部分と砂を充てんする部分とに分かれ、爆薬を収納する部分の前後には、厚さ十五センチメートル以上に砂を密に充てんすること。

ホ 個装容器一個に貯蔵できる爆薬は、百グラム以下とすること。



		火薬類の種類		火薬庫の種類	
(1)		火薬（特定コンボジット推進薬を除く。）		一級火薬庫	
(2)		特定コンボジット推進薬		二級火薬庫	
(3)		爆薬（特定硝安油剤爆薬等を除く。）		三級火薬庫	
(4)		特定硝安油剤爆薬等		水蓄火薬庫	
(5)		工業雷管及び電気雷管		火薬包実庫	
(6)		信号雷管		火薬火庫	
(7)		導爆線		煙火庫	
(8)		銃用雷管		火具庫	
(9)		実包及び空包		がん煙火貯蔵庫	
(10)		信号管及び火管		導火線	
(11)		コンクリート破碎器		火薬庫	
(12)		導火管付き雷管		火薬庫	
(13)		制御発破用コード		火薬庫	
(14)		信号炎管及び信号火せんの		火薬庫	
(15)		煙火並びに煙火の原料用火		火薬庫	
(16)		薬及び爆薬		火薬庫	
(17)		信号炎管及び信号火せんの		火薬庫	
(18)		導火線及び電気導火線		火薬庫	
(19)		がん具煙火等		火薬庫	
無制限	無制限				
無制限	無制限				
無制限	無制限				
限無制	限無制	ン五ト	ン五ト	ン五ト	個五二十万
限制無	限制無	ン十ト			個五千八

2 一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫及び煙火火薬庫において二種類以上の火薬類を前条第一項の区分により同棟に貯蔵する場合（三級火薬庫において火薬又は爆薬と火工品を前条第二項の規定により隔壁により区分して同棟に貯蔵する場合を除く。）には、各種類ごとにその種類のみに係る最大貯蔵量でそれぞれ貯蔵しようとする数量を除し、それらの商を加えた和が一より大となつてはならない。

3 三級火薬庫において火薬又は爆薬と火工品を前条第二項の規定により隔壁により区分して同棟に貯蔵する場合には、各種類ごとにその種類のみに係る最大貯蔵量でそれぞれ貯蔵しようとする数量を除し、それぞれの区分において、それらの商を加えた和が一より大となつてはならない。

4 第一項の表に掲げない火工品については、その原料をなす火薬又は爆薬を使用した火工品について、第一項の表（2）に掲げる火薬を使用した火工品と同時に貯蔵するものは、当該火工品を第一項の表（1）に掲げる火薬を使用したものとして扱うこととする。

5 がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火等を五トンをこえて貯蔵する場合には、三トン未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定める基準により設けられた隔壁により区分して貯蔵しなければならない。

（貯蔵上の取扱い）

## 第二十一条 火薬類の貯蔵（水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。）の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第八号、信号焰管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第八号（一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。）及び第十一号から第十二号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第八号から第十三号までの規定については、この限りでない。

一 火薬類の貯蔵には、必要がある者はほかは立ち入らないこと。

二 火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。

三 火薬庫内には、火薬類以外の物を貯蔵しないこと。

四 火薬庫は、貯蔵以外の目的のために使用しないこと。

五 火薬庫に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具（チエーンブロッカ、天井クレーン、ローラコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であつて火薬類に摩擦及び衝動を与えないよう構造のもの又は第四条第一項第二十七号の運搬車（以下「搬出入装置」という。）を除く。）又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。

六 火薬庫内に入れる場合には、あらかじめ定めた安全な履物を使用し、土足で出入りしないこと。

七 火薬庫内では、換気に注意し、できるだけ温度の変化を少なくし、特に無煙火薬又はダイナマイドを貯蔵する場合には、最高最低寒暖計を備え、夏期又は冬期における温度の影響を少なくするような措置を講ずること。

八 火薬類を収納した容器包装は、火薬庫の内壁から三十センチメートル以上を隔て、枕木を置いて平積みとし、かつ、その高さは一・八メートル以下（搬出入装置を使用して貯蔵する場合にあっては四メートル以下）とすること。

九 火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類が残っている場合には、異常の有無に注意すること。

十 火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類を出すときは、古いものを先にすること。

十一 ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、か性ソーダのアルコール溶液（か性ソーダ百グラムを水百五十ミリリットルに溶

解し、これにアルコール-リツトルを混入したもの）を注いでニトログリセリンを分解し、布片でふきとること。

十二 外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措置を講ずること。

十三 アジ化鉛を主とする起爆薬を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管と管体に銅を使用した工業雷管、電気雷管とは、混積しないこと。

十四 火薬庫に設置してある警鳴装置については、常にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

二 水蓄火薬庫においてする火薬類の取扱いについては、前項第一号から第四号まで、第六号、第九号及び第十号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 粉状の火薬類は十五パーセント以上の水分で湿潤状態にして非侵水性の袋に入れて木箱等に納め、塊状の火薬類は水と隔離しない状態で貯蔵すること。

二 火薬類は、水面下五十センチメートル以上の深さの水中に沈めること。

三 減水しないよう絶えず注意し、減水したときは、直ちに給水すること。

**第二十二条** 法第十二条第三項の規定による火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次条から第三十二条までに定めるところによる。  
(火薬庫構造等の技術上の基準)

**第二十三条** 火薬庫は、第二項から第六項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならぬ。

貯蔵火薬類の種類												保管物件の種類及び保区分
火薬庫												保安距離
0 1 3	0 1 3	0 1 4	0 1 5	0 1 6	0 1 7	トメ上へ ル   以	件安種第 四	件安種第 四	件安種第 三	件安種第 二	件安種第 一	火薬庫
0 2 1	0 2 1	0 2 2	0 2 3	0 2 5	0 2 7	トメ上へ ル   以	件安種第 三	件安種第 三	件安種第 二	件安種第 二	件安種第 一	
0 3 7	0 3 7	0 3 8	0 4 1	0 4 4	0 4 6	トメ上へ ル   以	件安種第 二	件安種第 二	件安種第 一	件安種第 一	件安種第 一	火薬庫
0 4 2	0 4 3	0 4 4	0 4 7	0 5 0	0 5 2	トメ上へ ル   以	件安種第 一	件安種第 一	件安種第 一	件安種第 一	件安種第 一	火薬庫

導火線、電氣 導火線及び導 水管無制限												爆薬 40トン(以下)	保管物件の種類及び保区分	保安距離
1 8	1 9	2 0	2 5	3 0	3 5	トメ上へ ル   以	件安種第 四	件安種第 四	件安種第 三	件安種第 二	件安種第 一			
0 1 3	0 1 3	0 1 4	0 1 5	0 1 6	0 1 7	トメ上へ ル   以	件安種第 四	件安種第 四	件安種第 三	件安種第 二	件安種第 一	火薬庫	火薬庫	火薬庫
0 2 1	0 2 1	0 2 2	0 2 3	0 2 5	0 2 7	トメ上へ ル   以	件安種第 三	件安種第 三	件安種第 二	件安種第 二	件安種第 一	火薬庫	火薬庫	火薬庫
0 3 7	0 3 7	0 3 8	0 4 1	0 4 4	0 4 6	トメ上へ ル   以	件安種第 二	件安種第 二	件安種第 一	件安種第 一	件安種第 一	火薬庫	火薬庫	火薬庫
0 4 2	0 4 3	0 4 4	0 4 7	0 5 0	0 5 2	トメ上へ ル   以	件安種第 一	件安種第 一	件安種第 一	件安種第 一	件安種第 一	火薬庫	火薬庫	火薬庫

2 0 0	0 1	0 2	0 3	0 5	0 7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7
0 1 0	2 5 0	3 0 5	3 5 4 0	4 5 5 0	5 0 6 0	6 7 7 0	7 8 8 0	8 5 9 0	9 5 0 1	0 1 0 0	0 1 0 1	0 1 0 2	0 1 0 1	0 1 0 1	0 1 0 2	0 1 0 3	0 1 0 3	0 1 0 3				
0 1 0	4 4 0 5	5 5	6 7 5 0	8 0 0 0	0 1 0 2	0 1 3	0 1 4	0 1 5	0 1 5	0 1 6	0 1 7	0 1 8	0 1 9	0 1 9	0 1 9	0 1 0 2	0 1 0 1	0 1 0 1	0 1 0 2	0 1 0 2	0 1 0 2	0 1 0 2
0 2 0	6 8 5 0	9 5	0 1 1	0 1 2	0 1 4	0 1 8	0 0 2	0 2 4	0 5 7	0 2 8	0 9 9	0 0 1	0 2 2	0 3 3	0 3 4	0 3 4	0 3 5	0 3 5	0 3 5	0 3 6	0 3 6	0 3 6
0 2 0	7 9 5 5	0 1 1	0 1 3	0 1 4	0 1 6	0 3 0	0 3 6	0 8 9	0 1 1	0 2 2	0 3 3	0 4 4	0 6 7	0 7 8	0 8 9	0 9 0	0 1 1	0 2 2	0 3 3	0 4 4	0 4 4	0 4 4

2 第三十二条の規定により、第二十条第一項の最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、当該火薬類の種類に応じ、次の算式により計算した距離以上の距離をとらなければならない。

## 導火線及び電気導火線無制限

4 がん具煙火貯蔵庫については、保安物件に対する保安距離による防火壁を設けるときは、当該保安物件に対する保安距離は、第一項の規定にかかるらず、次の表の距離とする。																	
保管物件に対する保安距離		(以上) メートル単位		貯蔵の数量		5 地下に設置する一級火薬庫については、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁及び放爆用トンネルからの保安物件に対する保安距離は、第一項の規定にかかるらず、次の表の距離とする。											
保管物件の種類及び保安距離		第四種保安 第三種保安物 第二種保安物 第一種保安物		貯蔵火薬類の数量		6 地上に設置する二級火薬庫で周囲に土堤を設けないものは、第一項に規定する保安距離の一倍の保安距離をとらなければならない。											
貯蔵火薬類の数量	保管物件の種類及び保安距離	第四種保安	第三種保安物	第二種保安物	第一種保安物	火薬又は爆薬トン(以下)	9	10	8	6	7	4	6	5	6	7	6
40	40	45	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115
35	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115
30	30	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
25	25	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 煙火火薬庫

0.3	0.5	0.7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
25	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105
35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120
40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120	125
60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230
70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240

6 地上に設置する二級火薬庫で周囲に土堤を設けないものは、第一項に規定する保安距離の一倍の保安距離をとらなければならない。  
 7 保安物件がもつばら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第一項から前項までの規定にかかるらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。  
 (地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備)  
 第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならぬ。

一 火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。

二 構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造として、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。  
 三 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあつては二十七センチメートル以上とすること。

四 火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盜難を防止するための措置を講ずること。

五 窓を設ける場合には、地盤面から一・七メートル以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、十センチメートル以下の間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことができないような防火扉を備えること。

六 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十七センチメートル以上の通気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

七 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。

八 換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるよう両つまに各一個以上を設けること。

九 火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。

十 火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。

十一 小屋組は木造とし、屋根の外面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難および火災を防ぎ得る構造とすること。

十二 火薬庫には、避雷装置を設けること。

十三 火薬庫の周囲は、土堤で囲むこと。

十四 火薬庫には、その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒柵を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。

十五 火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。

十六 火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

(地上覆土式)一級火薬庫の位置、構造および設備)

#### 第二十四条の二 地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号および第十六号ならびに次条第七号および第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から二十センチメートル以上離れるようにし、かつ、湿気を防ぐ構造とすること。

二 火薬庫の基礎は、堅ろう高位とし、外部構造と内部構造との空間には、湿気の滞りゆうを避け、排水を完全にすること。

三 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、床下または天井等には、火薬庫の構造に応じ適当な個数の通気孔または換気孔を設け、幅二十センチメートル以上の通気孔または換気孔には、約五センチメートル間隔で直径

二センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

四 火薬庫の覆土(その入口に面する部分を除く)は、四十五度より急でないこう配とし、外

かつ、床下または天井等には、火薬庫の構造に応じ適当な個数の通気孔または換気孔を設け、幅二十センチメートル以上の通気孔または換気孔には、約五センチメートル間隔で直径

二センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

五 火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面は、できるだけ芝草類で被覆をすること。

(地中式)一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造の壁は、鉄筋コンクリート造で、かつ、頂部を放爆式構造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から二十センチメートル以上離れるようにし、かつ、湿気を防ぐ構造とすること。

三 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間には、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四 火薬庫には、搬出入用トンネルを設け、かつ、これとは別に放爆用トンネルを設けること。

五 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。

六 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルに昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備を設けるときは、火薬類に摩擦及び衝撃を与えないよう構造のものとすること。

七 第四号の放爆用トンネルは、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 一の火薬庫について一箇所とし、鉛直に設置すること。

ロ 放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、爆発の際軽量の飛散物となるスレート板その他これらに類する不燃性物質で覆うこと。

ハ 放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難防止のため金網を張ること。

二 放爆用トンネルの断面の形状は円形又は正方形とし、火薬庫の貯蔵量に応じて、次の表の断面積とすること。

貯蔵量	さ 厚	地 盤	区 分	単 位	貯蔵量に応ずる地盤の厚さ
ント下(以)	ルト(メ)	ト(上)			
40		29			
35		28			
30		26			
25		24			
20	5	1			
19	0	1			
18	5	0			
17	0	0			
16	5	9			
15	0	9			
14	0	8			
13	5	7			

八	1	0	1		
火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さは、前条第六号の規定を準用する。	2	0	7		
	1	5	6		
	1	5	5		
	9	4	1		
	8	3	1		
	7	3	0		
	6	2	1		
	5	2	0		
	4	1	9		
	3	1	8		
	2	1	7		
	1	1	6		
		1	5		
		1	4		
		1	3		

爆薬庫の位置、構造及び設備)	爆薬庫内を照明する設備を設ける場合には、防爆式の電灯とし、配線は、金属線及び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。
第二十五条の二 地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	七 爆薬庫の入口または火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五メートル以内に土堤を設ける等爆発の際直接の衝動波が突出する虞がないよう措置を講ずること。
	八 爆薬庫の位置、構造及び設備)
一 爆薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。	一 爆薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造の壁は、鉄筋コンクリート造で、かつ、頂部を放爆式構造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から二十センチメートル以上離れるようにし、かつ、湿気を防ぐ構造とすること。
二 従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。	二 従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。
三 爆薬庫の外部構造と内部構造との間の空間には、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。	三 爆薬庫の外部構造と内部構造との間の空間には、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。
四 爆薬庫には、搬出入用トンネルを設け、かつ、これとは別に放爆用トンネルを設けること。	四 爆薬庫には、搬出入用トンネルを設け、かつ、これとは別に放爆用トンネルを設けること。
五 爆薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。	五 爆薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。
六 爆薬庫に通ずる搬出入用トンネルに昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備を設けるときは、火薬類に摩擦及び衝撃を与えないよう構造のものとすること。	六 爆薬庫に通ずる搬出入用トンネルに昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備を設けるときは、火薬類に摩擦及び衝撃を与えないよう構造のものとすること。
七 第四号の放爆用トンネルは、次のイからニまでに定めるところによること。	七 第四号の放爆用トンネルは、次のイからニまでに定めるところによること。
イ 一の火薬庫について一箇所とし、鉛直に設置すること。	イ 一の火薬庫について一箇所とし、鉛直に設置すること。
ロ 放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、爆発の際軽量の飛散物となるスレート板その他これらに類する不燃性物質で覆うこと。	ロ 放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、爆発の際軽量の飛散物となるスレート板その他これらに類する不燃性物質で覆うこと。
ハ 放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難防止のため金網を張ること。	ハ 放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難防止のため金網を張ること。
二 放爆用トンネルの断面の形状は円形又は正方形とし、火薬庫の貯蔵量に応じて、次の表の断面積とすること。	二 放爆用トンネルの断面の形状は円形又は正方形とし、火薬庫の貯蔵量に応じて、次の表の断面積とすること。

#### 第二十五条の二 地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 爆薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 爆薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造の壁は、鉄筋コンクリート造で、かつ、頂部を放爆式構造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から二十センチメートル以上離れるようにし、かつ、湿気を防ぐ構造とすること。

三 爆薬庫の外部構造と内部構造との間の空間には、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四 爆薬庫には、搬出入用トンネルを設け、かつ、これとは別に放爆用トンネルを設けること。

五 爆薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。

六 爆薬庫に通ずる搬出入用トンネルに昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備を設けるときは、火薬類に摩擦及び衝撃を与えないよう構造のものとすること。

七 第四号の放爆用トンネルは、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 一の火薬庫について一箇所とし、鉛直に設置すること。

ロ 放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、爆発の際軽量の飛散物となるスレート板その他これらに類する不燃性物質で覆うこと。

ハ 放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難防止のため金網を張ること。

二 放爆用トンネルの断面の形状は円形又は正方形とし、火薬庫の貯蔵量に応じて、次の表の断面積とすること。

貯蔵量	積面断	放爆用	区分	単位	貯蔵量に応ずる放爆用トンネルの断面積
火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さは、前条第六号の規定を準用する。	1	0	1		
	2	0	7		
	1	5	6		
	1	5	5		
	9	4	1		
	8	3	1		
	7	3	0		
	6	2	1		
	5	2	0		
	4	1	9		
	3	1	8		
	2	1	7		
	1	1	6		
		1	5		
		1	4		
		1	3		
	1	2			29
	1	1			28

九 火薬庫の土かぶりは、次の表の基準によること。

区分	単位	貯蔵量に応ずる土かぶり
土かぶり（以上）	（以下）	29
ルトメント	（以下）	28
（以下）	40	26
（以下）	35	24
（以下）	30	2
（以下）	25	1
（以下）	20	2
（以下）	19	0・1
（以下）	18	2
（以下）	17	0・0
（以下）	16	1
（以下）	15	0・9
（以下）	14	1
（以下）	13	0・8
（以下）	5・7	1

十 土かぶりの土は、石塊を含まないこと。また、土かぶりの土には、火薬庫に附隨する設備を含まないものとする。

十一 火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備を設けること。

(二級火薬庫の位置、構造及び設備)

**第二十六条** 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれと同程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。  
二 小屋組みは木造又は爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用した造りとし、屋根の外面は、金属板、スレート板又はかわら等の不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

三 火薬庫には、できるだけ避雷装置を設けること。

四 他の二級火薬庫との間に土堤を設けない場合には、その相互の距離は、次の表の基準によること。

区分	単位	貯蔵量に応ずる火薬庫相互の距離
火薬庫相 互の距 離	（以下）メートル	（以下）メートル
貯 蔵 す る	（以下）ト ン	（以下）ト ン
10	33	33
9	32	30
8	30	29
7	29	28
6	28	26
5	26	24
4	24	22
3	22	19
2	19	15

五 貯蔵する爆薬の量は、火薬庫の貯蔵量のうち、いずれか大なるものとする。

六 号並びに前条第六号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 構造は、盗難を防ぎ得るものとする。

二 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘つて設けた場合には、内側をコンクリートとし、又は木造の一重張りとすること。

(三級火薬庫の位置、構造及び設備)

**第二十七条** 地上に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁（前面の壁を除く。）は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ三十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造とし、前面の壁は、厚さ十センチメートル以下の無筋コンクリート造とすること。

二 火薬庫の壁及び屋根が、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造であること。

三 火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備が設けられていること。

二 小屋組みは木造とし、屋根は鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であつて爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用し、かつ、盗難を防ぎ得る構造とする。

三 火薬庫は、爆薬と火工品と実包下空包下コンタリード破砕器、導爆線及び導火線を同時に貯蔵する場合には2床の下を基礎と一体をなす厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ四十センチメートル以上の補強コンクリート打ちとし、かつ、厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造の隔壁を床の下のコンクリート及び基礎と一体となるよう設けること。  
四 入口は、附近の保安物件に対し、危険の虞のない側に設け、かつ、火薬庫の外側に注水し得る構造とすること。  
五 地盤の厚さは、六十センチメートル以上とする。  
六 地盤の厚さは、六十センチメートル以上とする。  
七 設備を設けること。  
八 入口は、附近の保安物件に対し、危険の虞のない側に設け、かつ、火薬庫の外側に注水し得る構造とすること。  
九 地盤の厚さは、六十センチメートル以上とする。  
十 地盤の厚さは、六十センチメートル以上とする。  
十一 地盤の厚さは、六十センチメートル以上とする。  
十二 住宅その他の建築物の地下に設けないこと。  
十三 (水蓄火薬庫の位置、構造および設備)

**第二十七条の二** ピット式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁および底面は、厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固定め、かつ、水がもれるおそれのないこと。

二 火薬庫の屋根は、鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であつて盗難を防ぎ得る構造とすること。

三 火薬庫には、水位計および自動給水装置を設置すること。

四 火薬庫には、あふれ出る水の流出口を設け、流出口に沈でんそうを設置する等火薬類を流失させない措置を講ずること。

五 火薬庫の壁および底面は、厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固定め、かつ、水がもれるおそれのないこと。

六 火薬庫の前面のよう壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。

七 火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水がもれるおそれのないこと。

八 出入り口には、盗難防止の措置を講ずること。

(実包火薬庫の位置、構造及び設備)

**第二十七条の四** 実包火薬庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号および第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の前面のよう壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。

二 火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水がもれるおそれのないこと。

三 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造または石造の部分にあつては厚さ二十センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。

四 火薬庫の壁及び屋根が、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造であること。

五 最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫であつて、次の各号のいずれにも適合するものについて

は、その位置、構造及び設備について、第二十三条及び前項の規定にかかるず、第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前項第三号の規定を守らなければならぬ。

四 当該火薬庫の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものによる地震力に対して、その安全性が損なわれるおそれがないこと。

(煙火火薬庫の位置、構造及び設備)  
第二十八条 煙火火薬庫は、その位置構造及び設備について、第二十四条第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号の規定のほか、次の各号の規定の規定を守らなければならない。

一 構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

二 入口の扉は、二重扉<sup>とし</sup>とし、外扉は耐火扉<sup>とし</sup>で厚さ三ミリメートル以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ鎌を使用する等の盜難防止の措置を講ずること。

三 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十センチメートル以上、補強コンクリートブロック造の部分にあつては二十センチメートル以上とすること。

四 火薬庫の床下には、火薬庫の大きさに応じ二個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

五 火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が二トンをこえる場合にあつては土堤又は簡易土堤で、最大貯蔵量が二トン以下の場合は土堤<sup>簡易土堤又は防爆壁で囲むこと。</sup>

(がん具煙火貯蔵庫および導火線庫の位置構造および設備)  
第二十九条 がん具煙火貯蔵庫または導火線庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第一号の規定のほか、左の各号の規定を守らなければならない。

一 構造は、できるだけ平家建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の防火の措置を講ずること。

二 入口の扉には、錠を施す等盜難を防ぎ得るような措置を講ずること。

(避雷装置)  
第三十条 避雷装置は、位置、型式、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定めるものを使用しなければならない。

(土堤)

第三十一条 火薬庫の周囲に土堤を設ける場合には、左の各号の規定を守らなければならない。

一 土堤は、その内面の堤脚から火薬庫の外壁まで一メートル以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。

二 土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火薬庫の本屋から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂上の線と交さするような構造とすること。

三 土堤にトンネルを掘つて出入口とする場合には、平面図において火薬庫の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線が必ずトンネルの壁の線と交さするような構造とすること。

四 土堤は、四十五度(最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であつて、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合には、当該部分については、七十五度)より急でないこう配とし、高さは煙火火薬庫にあつては軒までの高さ(一・五メートル未満の場合は、一・五メートル)、その他の火薬庫にあつては屋頂の高さ(一・五メートル未満の場合は、一・五メートル)以上とし、頂部の厚さは一メートル以上とすること。

五 土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合には、内面の土留は、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。

六 火薬庫が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。

七 土堤の堤面は、できるだけ芝草類又はセメントモルタルで被覆すること。

(簡易土堤)  
第三十二条 火薬庫の周囲に簡易土堤を設ける場合には、前条第一号から第三号までおよび第六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 簡易土堤は、七十五度より急でないこう配とし、高さは、三級火薬庫にあつては屋頂の高さ(一・五メートル未満の場合は、一・五メートル)、煙火火薬庫にあつては軒までの高さ(一・

五メートル未満の場合は、一・五メートル)以上とし、頂部の厚さは六十七センチメートル以上とすること。

二 充分な強度を有する側壁板および支柱を用いて堅固に土留めし、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。

三 頂部は、板等でおおい、できるだけ雨水の浸入のないような構造とすること。

(防爆壁)  
第三十三条 第二十二条、第二十三条および第二十三条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかるわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

(帳簿)  
第三十四条 第二十二条、第二十三条および第二十三条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかるわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

(第三十五条 法第四十一条第一項の規定による火薬庫の所有者又は占有者が帳簿に記載すべき事項は、火薬庫ごとの出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名とする。)

第三十五条 法第十七条第一項の規定による火薬類の譲渡の許可を受けようとする者は、様式第九法第四十一条第二項の規定による前項の帳簿の保存期間は、記載の日から二年とする。

第三十六条 削除  
(第五章 譲渡及び譲受)

(譲渡の許可申請)  
第三十七条 法第十七条第一項の規定による火薬類の譲受の許可を受けようとする者は、様式第十の火薬類譲受許可申請書をその住所地を管轄する都道府県知事(当該住所地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該住所地を管轄する指定都市の都道府県知事(当該住所地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該住所地を管轄する指定都市の長))に提出しなければならない。

(譲受の許可申請)  
第三十八条 法第十七条第一項第四号の規定により許可なく譲り受けることができる火薬類の数量は、一月につき火薬十三キログラム以下、無添加可塑性爆薬以外の爆薬五キログラム以下、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管二百個以下、導火線若しくは導爆線四百メートル以下又は電氣導火線五百個以下とする。

(譲渡又は譲受許可証)  
第三十九条 法第十七条第四項の規定による譲渡許可証及び譲受許可証の様式は、様式第十一とす

る。  
(譲渡又は譲受許可証の書換の申請)  
第三十条 法第十七条第七項の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の譲受人記載欄または譲受許可証の譲渡人記載欄に所定の事項を記入するものとする。

2 火薬類を譲り受けた者は、その都度、前項の譲渡許可証の譲受人記載欄または譲受許可証の譲渡人記載欄に所定の事項を記入するものとする。

(譲渡又は譲受許可証の書換の申請)  
第三十一条 法第十二条の許可証書換申請書に当該許可証を添えて、当該許可証の交付を受けた都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

(譲渡又は譲受許可証の再交付の申請)  
第三十二条 法第十七条第八項の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の再交付を受けようとする者は、様式第十二の許可証書換申請書に当該許可証の交付を受けた都道府県知事又は指定都市

の長に提出しなければならない。この場合において、申請の理由が当該許可証の汚損であるときは、当該申請書に当該許可証を添えなければならない。

#### 第四十条 削除

#### 第六章 完成検査及び保安検査

##### （完成検査の申請等）

**第四十一条** 法第十五条第一項本文又は第二項本文の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長）が行う完成検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十四の完成検査申請書を、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 産業保安監督部長又は都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長）は、法第十五条第一項本文又は第二項本文の完成検査において、製造施設が法第七条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるとき又は火薬庫が法第十二条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第十五の完成検査証を、交付するものとする。

（指定完成検査機関が行う完成検査の申請等）

**第四十二条** 前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査に準用する。この場合において、同

条中「法第十五条第一項本文又は第二項本文」とあるのは「法第十五条第一項ただし書又は第二

項第一号」と、同条第一項中「経済産業大臣又は都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、

指定都市の長）が行う」とあるのは「指定完成検査機関が行う」と、「当該製造所の所在地を管

轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定完

成検査機関」と、同条第二項中「産業保安監督部長又は都道府県知事（指定都市の区域内にあつ

ては、指定都市の長」とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

2 法第十五条第一項ただし書又は第二項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査

を受けた旨を産業保安監督部長又は都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の

長）。第四十四条の二第二項及び第六項、第四十四条の三第二項、第六十七条の七第一項から第三

項まで、第八十二条第一項並びに第九十条の二において同じ。）に届け出ようとする製造業者又

は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十六の指定完成検査機関完成検査受検届を、完成検

査を受けた製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県

知事に提出しなければならない。

（指定完成検査機関の完成検査の報告）

**第四十三条** 法第十五条第三項の規定により、報告をしようとする指定完成検査機関は、様式第十

七の完成検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、完成検査をした製造所の所在地を管轄する

産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第十五条第四項の経済産業省令で定める完成検査の方法のうち、製造施設について

行うものは、別表第一のとおりとする。  
2 法第十五条第四項の経済産業省令で定める完成検査の方法のうち、火薬庫について行うものは、別表第二のとおりとする。

##### （特定施設の範囲等）

#### 第二節 保安検査

##### （特定施設の範囲等）

**第四十四条の二** 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、危険工室、火薬類一時

置場、日乾場、不発弾等解撤工室等、移動式製造設備用工室及び移動式製造設備とする。

2 法第三十五条第一項本文の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事が行う保安検査は、一年（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあつては、三年）に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設又は火薬庫であつて、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火

薬庫の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない特定施設又は火薬庫にあつては、完成検査）を受け又は自ら保安検査若しくは完成検査を行つた日から当該特定施設又は当該火薬庫を再び使用しようとするまでの期間が一年以上（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあつては、三年以上）であるもの（以下「休止施設等」という。）にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとすると今まで行わないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の回数で同項の保安検査を行うことが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回当該保安検査を行うものとする。

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、第四十一条第二項の規定により完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について第六項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月を超えない日（土堤、簡易土堤及び防爆壁（休止施設等を除く。）にあつては、二年十一月を超えない日、休止施設等にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十八の保安検査申請書を、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期限までに同項の保安検査申請書を提出することが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに当該保安検査申請書を提出しなければならない。

6 産業保安監督部長又は都道府県知事は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第七条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるとき又は火薬庫が法第十二条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第十九の保安検査証を交付するものとする。

7 法第三十五条第二項の保安の確保のための組織及び方法に係るものとして経済産業省令で定めるものは、第六条第一項各号に掲げる事項の細目とする。  
（指定保安検査機関が行う保安検査の申請等）

**第四十四条の三** 前条第二項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一号」と、同条第二項中「経済産業大臣又は都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項中「当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「経済産業大臣又は都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

2 法第三十五条第一号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を産業保安監督部長又は都道府県知事に届け出ようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第二十の指定保安検査機関保安検査受検届を、保安検査を受けた製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（指定保安検査機関の保安検査の報告）

**第四十四条の四** 法第三十五条第三項の規定により、報告をしようとする指定保安検査機関は、様式第二十一の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、保安検査をした製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

い。

（保安検査の方法）

**第四十四条の五** 法第三十五条第四項の経済産業省令で定める保安検査の方法のうち、製造施設に

ついて行うものは、別表第三のとおりとする。

2 法第三十五条第四項の経済産業省令で定める保安検査の方法のうち、火薬庫について行うものは、別表第四のとおりとする。

## 第六章の二 完成検査及び保安検査に係る認定等

### 第一節 完成検査に係る認定(申請等)

(完成検査に係る認定の申請等)  
第四十四条の六 法第四十五条の三の二第一項の規定により、法第十五条第一項第二号の認定の申請の申請をしようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第二十二の認定完成検査

実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、製造所又は火薬庫の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、製造所又は火薬庫の名称、従業員数、主に製造又は貯蔵を行う火薬類の種類並びに組織図

二 認定を受けようとする製造所又は火薬庫の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、火薬類の種類ごとの一日に製造する最大数量又は最大貯蔵量一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る完成検査の認定を申請する者にあつては主に製造を行う火薬類の種類、危険工室等一覧表及び製造工程図、火薬庫に係る完成検査の認定を申請する者にあつては主に貯蔵を行う火薬類の種類及び火薬庫一覧表

三 法第四十五条の三の三第一項の完成検査に係る認定の基準に適合していることを説明する書類

法第四十五条の三の二第一項の経済産業省令で定める変更工事は、製造所にあつては新たな製造施設の設置の工事以外の変更の工事とし、火薬庫にあつてはその構造又は設備の変更の工事とする。

第四十四条の七 法第四十五条の三の三第一項第一号の経済産業省令で定める数は、別表第五に定めるところによるものとする。

法第四十五条の三の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類

一 法第四十五条の三の三第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項

二 法第四十五条の三の三第一項第二号の完成検査規程に関する事項

三 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が法第四十五条の三の五第一項各号に該当していると認めるときは、様式第二十三の認定保安検査実施者認定証を交付するものとする。

### 第三節 認定の更新等

(認定の更新)

第四十四条の十 法第四十五条の三の七第一項の規定により、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者が認定の更新を受ける場合は、第四十四条の六から前条までの規定を準用する。

(認定内容の変更の届出)

第四十四条の十一 法第四十五条の三の八第一項の規定により届出をしようとする認定完成検査実施者は、様式第二十四の認定完成検査実施者変更届に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、製造所又は火薬庫の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

法第四十五条の三の八第二項の規定により届出をしようとする認定保安検査実施者は、様式二十四の認定保安検査実施者変更届に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、製造所又は火薬庫の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

(施設の追加)

第四十四条の十二 認定完成検査実施者が、自ら変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設又は火薬庫を追加する場合にあつては、第四十四条の六及び第四十四条の七の規定を準用する。ただし、第四十四条の六第一項に掲げる認定完成検査実施者認定申請書に添えなければならない書類のうち、変更工事に係る製造施設又は火薬庫の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

2 認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行なうことができる特定施設又は火薬庫を追加する場合にあつては、第四十四条の八及び第四十四条の九の規定を準用する。ただし、第四十四条の八第一項に掲げる認定保安検査実施者認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定施設又は火薬庫の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

(検査記録の作成)

第四十四条の十三 法第四十五条の三の九第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるるものとする。

一 検査年月日

二 検査に係る責任者の氏名

三 検査をした変更工事の内容

四 完成検査を行なった製造施設又は火薬庫ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細

法第四十五条の三の九第三項で準用する同条第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

2 前項の申請において、第四十四条の六第一項の規定による完成検査に係る認定の申請を同時に行なう場合にあつては、同項及び前項に掲げる書類のうち共通の内容とするものに限り、当該書類の添付を省略することができる。

三 法第四十五条の三の五第一項の保安検査に係る認定の基準に適合していることを説明する書類

2 前項の申請において、第四十四条の六第一項の規定による完成検査に係る認定の申請を同時に行なう場合にあつては、同項及び前項に掲げる書類のうち共通の内容とするものに限り、当該書類の添付を省略することができる。

3 法第四十五条の三の四第一項の経済産業省令で定める特定施設は、第四十四条の二第一項に規定する特定施設のうち継続して一年以上火薬類を製造していない危険工室、移動式製造設備用工具及び移動式製造設備以外のものとする。

第四十四条の九 法第四十五条の三の五第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第六に定めるところによるものとする。

2 法第四十五条の三の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類

一 法第四十五条の三の五第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項

二 法第四十五条の三の五第一項第二号の保安検査規程に関する事項

3 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が法第四十五条の三の五第一項各号に該当していると認めるときは、様式第二十三の認定保安検査実施者認定証を交付するものとする。

- 一 檢査年月日  
 二 檢査に係る責任者の氏名  
 三 檢査を行った特定施設又は火薬庫  
 四 保安検査を行った特定施設又は火薬庫ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細  
 (検査記録の届出)

**第四十四条の十四** 法第四十五条の三の十第一項の規定により届出をしようとする認定完成検査実施者は、様式第二十五の完成検査記録届に次の各号に掲げる事項を記載した検査の記録を添えて、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 検査をした変更工事の内容  
 二 完成検査を行つた製造施設又は火薬庫ごとの検査の方法、記録及びその結果

**第四十五条** 削除  
 第七章 輸入  
 第四十五条の三の十第二項の規定により、届出をしようとする認定保安検査実施者は、様式第四十五条の三の十第二項の規定により、届出をしようとする認定保安検査実施者は、様式第二十六の保安検査記録届に次の各号に掲げる事項を記載した検査の記録を添えて、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 検査をした特定施設又は火薬庫  
 二 保安検査を行つた特定施設又は火薬庫ごとの検査の方法、記録及びその結果

**第四十六条** 削除  
 第八章 消費  
 第四十六条 法第二十四条第一項の規定による火薬類の輸入の許可を受けようとする者は、様式第二十七条の火薬類輸入許可申請書に火薬又は爆薬にあつてはその成分及び配合比、火工品にあつてはその構造及び組成を記載した書類を添えて、陸揚地を管轄する都道府県知事(当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条及び第八十一条の十四の表第十号において同じ。)に提出しなければならない。

- (輸入の許可申請)

**第四十七条** 法第二十四条第三項の規定により火薬類を輸入した者は、様式第二十八条の火薬類輸入届を陸揚地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- (消費の許可申請)

**第四十八条** 法第二十五条第一項の規定による火薬類の消費の許可を受けようとする者は、様式第二十九の火薬類消費許可申請書に火薬類消費計画書を添えて消費地を管轄する都道府県知事(当該消費地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該消費地を管轄する指定都市の長。消費地を管轄する都道府県知事がないときは、その住所地を管轄する都道府県知事(当該住所地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該住所地を管轄する指定都市の長。第八十一条の十の表第一号及び第十二号において同じ。)に提出しなければならない。

前項の火薬類消費計画書には、消費の方法、製造業者の氏名又は名称、消費場所において火薬類を取り扱う必要のある者の氏名及び消費場所付近の見取図を記載するものとする。ただし、煙火以外の火薬類にあつては、製造業者の氏名又は名称を省略することができる。  
 3 第一項の規定により許可を受けた者が、同項の許可申請書の記載事項のうち、火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時又は危険予防の方法について変更があつたため同項の許可を申請する場合には、火薬類消費計画書の記載事項のうち、変更に係る事項以外を省略することができる。  
 (無許可消費数量)

**第四十九条** 法第二十五条第一項ただし書の規定により許可を受けないで消費することのできる火薬類の用途及び数量は、次の各号によるものとする。  
 一 理化学上の実験の用に供するため消費する場合には、一回につき火薬五キログラム以下、無添加可塑性爆薬(第十九条第四項各号の一に該当する可塑性爆薬であつて国(行)政機関又は

都道府県警察の職員が消費するものを除く。)以外の爆薬二・五キログラム以下、工業雷管、電気雷管、銃用雷管、信号雷管、実包、空包、信管、水管若しくは導水管付き雷管百個以下又は導爆線若しくは導水管二百メートル以下

- 二 削除  
 三 射的練習の用に供するために当該練習者が、消費する場合には、一日につき実包又は空包四百個以下

四 信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合には、同一の消費地において一日につき直径十四センチメートル以下の球状の打揚煙火七十五個以下(直径六センチメートルを超えるものの個数が二十五個以下であつて、直径十七センチメートルを超えるものの個数が十個以下である場合に限る。)、仕掛け煙火に使用する炎管二百個以下、ファイヤークラッカーその他の点火によつて爆発音を出す筒物(スマーラクラッカーを除く。)であつて火薬一グラム以下爆薬(爆発音を出すためのものに限る。)〇・一グラム以下の煙火(マッチの側薬又は頭薬との摩擦によつて発火するものを除く。)三百個以下、爆竹(点火によつて爆発音を出す筒物を連結したものであつてその本数が三十本以下のものに限る。)であつてその一本が火薬一グラム以下爆薬(爆発音を出すためのものに限る。)〇・一グラム以下の煙火三百個以下又は競技用紙雷管無制限

四の二 映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するための煙火(打揚煙火を除く。以下この号において同じ。)を消費する場合には、同一の消費地において一日につきその原料をなす火薬若しくは爆薬五十グラム以下の煙火八十五個以下(その原料をなす火薬又は爆薬十五グラムを超えるものの個数が三十五個以下であつて、その原料をなす火薬又は爆薬三十グラムを超えるものの個数が五個以下である場合に限る。)又は発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬(爆発音を出すためのものに限る。)〇・一グラム以下の煙火無制限

五 防霜、防虫、消防演習、気象観測又は氣密検査の用に供するための発煙筒を消費する場合は、無制限

五の二 消火又は消火演習の用に供するための消火用煙火を消費する場合には、無制限

六 動物の駆逐の用に供するための煙火二百個以下火薬又は爆薬十グラム以下の煙火二百個以下

六の二 動物の行動の範囲の調査その他の動物に係る調査の用に供するための動物に取り付ける装置であつて、空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報その他の情報を送信し、及び記録するものの(以下「発信器」という。)を動物の駆逐を目的とする調査のために消費する場合(当該発信器の原料をなす火薬が三十ミリグラム以下で、かつ、爆薬が三十ミリグラム以下である場合又は火薬が六十ミリグラム以下である場合に限る。)には、無制限

七 動物の捕獲の用に供するための薬液注入用薬包を消費する場合には、無制限

八 建築若しくは建設の工事、土木工事又は工業の用に供するための消費する場合には、同一の消費地において一日につき建設用びよう打ち銃用空包二百個(その原料をなす火薬又は爆薬〇・四グラム以下のものにあつては、四百個)以下、コンクリート破碎器百五十個以下、工業銃用実包百個以下、爆発びよう五百個以下、爆発せん孔器五十個以下又は鉛さい破碎器二十個以下

九 医療の用に供するために爆薬十一ミリグラム以下の体外衝撃波腎結石破碎機用圧力発生具を消費する場合には、無制限

- (消費の技術上の基準)

**第五十条** 法第二十六条の規定による火薬類(コンクリート破碎器、建設用びよう打ち銃用空包、模型ロケットに用いられる火薬類、発信器及び煙火を除く。)の消費で土木工事、土石採取その他の事業に係るもののが技術上の基準は、次条から第五十六条まで、コンクリート破碎器の消費の技術上の基準は、第五十六条の二、建設用びよう打ち銃用空包の消費の技術上の基準は、第五十六条の三、模型ロケットに用いられる火薬類の消費の技術上の基準は、第五十六条の三の二、發

信器の消費の技術上の基準は、第五十六条の三の三、煙火の消費の技術上の基準は、第五十六条の四に定めるところによる。

**第五十一条** 消費場所において火薬類を取り扱う場合には、次の各号の規定を守らなければならぬ。

(火薬類の取扱い)

一 火薬類を収納する容器は、木その他電気不良導体で作つた丈夫な構造のものとし、内面には

鉄類を表さないこと。

二 火薬類を存置し、又は運搬するときは、火薬、爆薬、導爆線又は制御発破用コードと火工品

(導爆線及び制御発破用コードを除く。)とは、それぞれ異なるたる容器に収納すること。ただ

し、火工所(第五十二条の二第一項の規定により設けられたものをいう。以下この条及び次条

において同じ。)において薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを

当該火工所に存置し、又は当該火工所から発破場所に若しくは発破場所から当該火工所に運搬

する場合には、この限りでない。

三 火薬類を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。この場合において、工

業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管又はこれらを取り付けた薬包を坑内又は隔離した場

所に運搬するときは、背負袋、背負箱その他の運搬専用の安全な用具を使用すること。

四 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を運搬する場合には、衝突、転

落、転倒、著しい動搖その他当該特定硝酸アンモニウム系爆薬に摩擦及び衝動を与えないよう

に慎重に行うこと。

五 電気雷管は、脚線が露出しないような容器に収納して運搬すること。

六 の二 電気雷管を運搬する場合には、次のイからハまでのいずれにも適合すること。ただし、

半導体集積回路を組み込んだ電気雷管であつて、電波又は電流により意図に反して爆発しない

よう措置を講じたもの(以下「電子雷管」という。)を運搬する場合は、この限りでない。

七 乾電池その他電路の露出している電気器具を携行しないこと。

八 電波を発する機器を携行しないこと。やむを得ず携行する場合は、当該電気雷管が爆発す

るおそれがないよう、当該電気雷管に対して間隔をとる等の適切な措置を講ずること。

九 電灯線、動力線その他漏電のおそれがあるものにできるだけ接近しないこと。

十 火薬類は、使用前に、凍結、吸湿、固化したダインマイト等は、もみほぐすこと。

十一 電気導火線又は導火線を取り付ける場合には、口締器を使用すること。

十二 電気雷管は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験は、当該電

費場所に持ち込む火薬類(移動式製造設備を用いて製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬であ

つて、製造した製造所において製造日に消費するものを除く。)は、火薬類取扱所(次条第一

項第一号又は第二号の場合にあっては火工所)を経由させること。ただし、次条第一項第三号

の場合は、この限りでない。

十三 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、火薬類取扱所、火工所又は発破場所以外

の場所に火薬類を存置しないこと。

十四 一日の消費作業終了後は、やむを得ない場合を除き、消費場所に火薬類を残置させないで火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に貯蔵すること。

十五 消費場所においては、第四十八条第一項の許可に係る火薬類消費計画書に火薬類を取り扱う必要のある者として記載されている者が火薬類を取り扱う場合には、腕章を付ける等他の者と容易に識別できる措置を講ずること。

十六 消費場所においては、前号に規定する措置をしている者以外の者は、火薬類を取り扱わないと認定される措置を講ずること。

十七 火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

### (火薬類取扱い)

十八 火薬類の取扱いには、盜難予防に留意すること。

### (火薬類取扱所)

十九 火薬類消費見込量が火薬又は爆薬(移動式製造設備を用いて製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬である。)を取り付け、又はこれらを取り付けた薬包を取り扱う作業を除く。)をする場合は、導火管付き雷管を取り付け、又はこれらを取り付けた薬包を貯蔵する場合に該当する場合

は、この限りでない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

二十 一日の火薬類消費見込量が火薬又は爆薬(移動式製造設備を用いて製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬であつて、製造所において製造日に消費するものを除く。)にあつては二百五十個以下、導爆線にあつては五百メートル以下、制御発破用コードにあつては百メートル以下である場合

二 土地の事情その他やむを得ない事情により、火薬類取扱所を設けることができない消費場所であつて、一日の火薬類消費回数が一であり、かつ、火工所として、第三項第二号から第四号までの規定に適合する建物を設けた場合(この場合において、同項第二号から第四号までの規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。)

三 一回の火薬類消費ごとに火薬庫から消費場所に火薬類を持ち込む場合であつて、直ちに火薬類を火薬庫に返納できる場合

前項の火薬類取扱所は、一の消費場所について一箇所とする。

四 第一項の火薬類取扱所は、次の各号の規定によらなければならない。

一 火薬類取扱所は、通路、通路となる坑道、動力線、火薬庫、火氣を取り扱う場所、人の出入りする建物等に対し安全で、かつ、湿気の少ない場所に設けること。

二 火薬類取扱所には平家建の建物を設け、その構造は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盜難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

三 火薬類取扱所の建物の屋根の外面には、金属板、スレート板、瓦その他の不燃性物質を使用すること。

四 三の二 火薬類取扱所の建物の内面には、取り扱う火薬類の落下、衝突等による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用し、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。

五 火薬類取扱所に暖房設備を設ける場合には、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。

六 火薬類取扱所に照明設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

七 火薬類取扱所の周囲には、適当な境界柵を設け、かつ、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。

八 火薬類取扱所内には、見やすい場所に火薬類の取扱いに必要な法規及び注意事項を掲示すること。

九 火薬類取扱所の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。

十 一日に消費場所に持ち込むことのできる火薬類の数量は、一日の消費見込量以下とし、消費場所に持ち込む火薬類(移動式製造設備を用いて製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬であつて、製造した製造所において製造日に消費するものを除く。)は、火薬類取扱所(次条第一項第一号又は第二号の場合にあっては火工所)を経由させること。ただし、次条第一項第三号の場合は、この限りでない。

十一 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、火薬類取扱所、火工所又は発破場所以外の場所に火薬類を存置しないこと。

十一　火薬類取扱所において存置することのできる火薬類の数量は、一日の消費見込量以下とする。

十二　火薬類取扱所には、帳簿を備え、責任者を定めて、火薬類の受払い及び消費残数量をその都度明確に記録させること。

十三　火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

十四　第五十四条の三に規定する構造物解体発破を行う場合であつて、消費場所において、当該構造物の周辺に火薬類取扱所を設けることができる場合には、前項の規定にかかわらず、当該構造物の内部に第一項の火薬類取扱所を設けることができる。この場合において、同項の火薬類取扱所は、前項第一号、第三号の二から第六号まで及び第八号から第十三号までの規定によるほか、次の各号の規定によらなければならない。

一　火薬類取扱所を設置する構造物の構造は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等程度に火災を防ぎ得る構造であること。

二　火薬類取扱所は、火薬類の管理及び発破の準備を行うのに十分な広さを有する独立した部屋に設けること。

三　火薬類取扱所を設けた部屋の外面には、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。

第五十二条の二　消費場所においては、薬包に工業雷管、電気雷管若しくは導水管付き雷管を取り付け、又はこれらを取り付けた薬包を取り扱う作業をするために、火工所を設けなければならぬ。

二　前条第一項ただし書第一号又は第二号の規定により火薬類取扱所を設けないことができる場合には、前項の火工所において火薬類の管理及び発破の準備を行うことができる。この場合において、当該火工所は、一の消費場所について一箇所とする。

三　第一項の火工所は、前条第三項第五号、第六号、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号の規定（前項の場合にあっては、前条第三項第十一号の規定を含む。）を準用するほか、次の各号の規定によらなければならない。

一　火工所として建物を設ける場合には、適當な換気の措置を講じ、床面にはできるだけ鉄類をとり扱う場所、人の出入する建物等に対し安全で、かつ、湿気の少ない場所に設けること。

二　火工所として建物を設ける場合には、適當な換気の措置を講じ、床面にはできるだけ鉄類を表わさず、その他の場合には、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。

三　火工所に火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。ただし、火工所として、前条第三項第二号、第三号及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。

四　削除  
五　火工所の周囲には、適當な柵を設け、かつ、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。  
六　火工所以外の場所においては、薬包に工業雷管、電気雷管又は導水管付き雷管を取り付ける作業を行わないこと。  
七　火工所には、薬包に工業雷管、電気雷管又は導水管付き雷管を取り付けるため必要な火薬類以外の火薬類を持ち込まないこと。ただし、前項に掲げる場合（前条第一項第二号の場合であつて、火工所において薬包に工業雷管、電気雷管若しくは導水管付き雷管を取り付ける作業を行うとき又は火工所にこれらを取り付けた薬包を存置するときを除く。）については、この限りでない。（発破）

第五十三条　火薬類の発破を行う場合には、次の各号の規定（坑道式発破については、第六号、第七号から第九号までの規定を除く。）を守らなければならない。

一　発破場所に携行する火薬類の数量は、当該作業に使用する消費見込量を超えないこと。

二　発破場所においては、責任者を定め、火薬類の受渡し数量、消費残数量及び発破孔又は薬室に対する装填方法をその都度記録させること。

三　装填が終了し、火薬類が残った場合には、直ちに始めの火薬類取扱所（第五十二条第一項第三号の場合にあっては火薬庫）又は火工所に返送すること。

四　装填前に発破孔又は薬室の位置及び岩盤等の状況を検査し、適切な装填方法により装填を行うこと。

五　発破による飛散物により畜、建物等に損傷が生じるおそれがある場合には、損傷を防ぎ得る防護措置を講ずること。

六　前回の発破孔を利用して、削岩し、又は装填しないこと。

七　水孔発破の場合には、使用火薬類に防水の措置を講ずること。

八　温泉孔その他換気孔で火薬類を使用する場合には、異常分解を避けるための防護措置を講ずること。

九　火薬類を装填する場合には、発破孔に砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ、摩擦、衝撃、静電気等に對して安全な装填機又は装填具を使用すること。ただし、坑内において、装填機のうち、硝安油剤爆薬又は含水爆薬を発破孔に装填するための設備を使用して起爆する場合は、発破孔に込物を使用することを要しない。

十　硝安油剤爆薬又は含水爆薬を発破孔に装填するための設備（第四条の二第一項第三十号に規定する設備を除く。以下この条において「装填設備」という。）は、硝安油剤爆薬又は含水爆薬の装填中に異常が発生した場合に、直ちに装填を中止することができる構造とすること。

十一　装填設備に備え付ける装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

十二　装填設備の内面は腐食し難く、かつ、硝安油剤爆薬又は含水爆薬の分解を促進させない材質を用いたものとすること。

十三　装填設備を使用するときは、金属部は接地しておくこと。

十四　装填設備には、鉄、砂れき、木片、ガラス片その他の異物が硝安油剤爆薬又は含水爆薬に混入することを防止するための措置を講ずること。

十五　装填設備により硝安油剤爆薬又は含水爆薬を装填する場合は、適切な圧力により装填を行うこと。

十六　発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に關係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。（導火線発破）

第五十三条の二　導火線発破を行う場合には、前条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　点火作業に從事する者が点火後安全な場所に退避できるような燃焼時間を有する長さの導火線を使用すること。

二　同一人の連続点火数は、導火線一本の長さが一・五メートル以上のときは十発以下、一・五メートル未満のときは五発以下とすること。ただし、〇・五メートル未満のときは、連続点火してはならない。

三　発破の際には、孔数と爆音数とが一致するかどうかを確かめること。

（ガス導管発破）  
第五十三条の三　ガス導管発破を行う場合には、第五十三条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 ガス導管発破器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。

二 ガス導管内に爆発性ガスを充填する場合には、次のイ及びロに掲げる措置を講ずること。

イ あらかじめ不活性ガスによりガス導管の導通を試験すること。

ロ 作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装填箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で充填すること。

三 点火する前に、爆発性ガスが、ガス導管内に完全に充填されていることを確認すること。

(導火管発破)

**第五十三条の四** 導火管発破を行う場合には、第五十三条、第五十三条の二及び次条の規定のか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 摂氏五十度を超える場所で導火管付き雷管を使用する場合には、水冷等により五十度以下(耐熱性のものにあっては、その許容温度以下)に冷却すること。

二 導火管付き雷管の導火管部を工業雷管、電気雷管、導爆線又は導火管付き雷管の雷管部に取り付ける場合には、外れないように確実に接続すること。

三 複数の導火管付き雷管の導火管部を工業雷管、電気雷管、導爆線又は導火管付き雷管の雷管部に取り付ける場合には、取付け漏れがないことを確認するとともに、取付け部分を導爆線で巻き付ける等、すべての導火管付き雷管に確実に点火するための措置を講ずること。

四 導火管の点火に用いる点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。

五 導火管の点火に用いる点火器には、銃用雷管を用いないこと。

(電気発破)

**第五十四条** 電気発破を行う場合には、第五十三条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならぬ。

一 発破しようとする場所に漏えい電流がある場合には、電気発破をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、この限りでない。

二 電気発破器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。

三 発破母線は、日本産業規格C3307(二〇〇〇)「六〇〇Vビニル絶縁電線(IV)」に適合する電線又はこれと同等以上の絶縁効力のある電線であつて、三十メートル以上の機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。

四 発破母線は、点火するまでは点火器に接続する側の端を短絡させておき、発破母線の電気雷管の脚線に接続する側は、短絡を防ぐために心線を長短不ぞろいにしておくこと。

五 発破母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帶電するおそれが多いものから離すこと。

六 多数発火に際しては、電圧並びに電源、発破母線、電気導火線及び電気雷管の全抵抗を考慮したこと。

七 動力線又は電灯線を電源にするときは、電路の開閉は確実にし、当該作業者のほかは開閉できないようにし、かつ、電路には電気雷管が確実に爆発するための適当な電流が流れるようにすること。

八 電気発破器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。

九 点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装填箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で実施すること。ただし、電気雷管が爆発するおそれがない電流により試験する場合又は電子雷管のみを使用した点火回路を点火機能のない導通試験器を用いて試験する場合については、この限りでない。

十 点火回路の全部又は一部を無線とした場合には、誤った信号を受信することにより電気雷管が意図に反して爆発しないよう措置を講ずること。

(坑道式発破)

**第五十四条の二** 坑道式発破を行う場合には、第五十三条及び前二条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 坑道式発破による危害の防止に必要な事項を定めた坑道式発破の注意事項を作成し、あらかじめこれを適当な箇所に掲示する等の方法によって作業者に周知し、これに従って作業をさせようすること。

二 坑道式発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験がある者と認めて推薦した者に行わせること。

三 坑道式発破の計画には、その箇所及びその付近の地形、岩質、使用する火薬類の種類等を詳細に検討して、薬室の位置、爆薬の量、坑道の埋戻し、退避の箇所その他を定め、これに従つて坑道式発破を実施すること。

四 火薬類は、薬室に密に装填し、かつ、吸湿するおそれがないよう措置を講ずること。

五 坑道内の導爆線、ガス導管、導火管又は点火回路は、切断その他の損傷が起こらないよう措置を講ずること。この場合において、坑道内の導爆線は、複線とすること。

六 電気雷管を使用する場合には、その点火回路は、複雜にしないこと。

七 坑道の埋戻しは、発破の際に、埋戻しをした石等が坑口から飛び出さないように、坑口まで堅固に行うこと。

八 装填した爆薬が完全に爆発したかどうかを確認するために、発破時の崩壊状況を詳しく観測すること。この場合において、点火する前に岩盤等の崩壊予定線その他適当な箇所に旗等による標示、その他の措置を講ずること。

九 坑道式発破の点火及び前号に規定する崩壊状況の観測は、安全な位置で行うこと。

(構造物解体発破)

**第五十四条の三** 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造物(以下単に「構造物」という。)を解体するための発破(以下「構造物解体発破」という。)を行う場合には、第五十三条及び第五十三条の三から第五十四条までの規定のほか、次の規定を守らなければならない。

一 構造物解体発破の計画を設定する場合には、構造物及びその敷地並びに周辺の環境を調査し、発破により災害の発生する可能性を検討した上で、解体工法を決定すること。

二 構造物解体発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者

一 又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験があると認めて推薦した者に行わせること。

三 構造物解体発破の計画の決定に際しては、必要に応じて試験発破を行い、その計画が適切であるとの確認を行うこと。試験発破を行う場合には、構造物の構造等を考慮して構造物の安定性が損なわれない場所を選定して試験発破を行うこと。

四 構造物解体発破は、前三号の規定により定めた計画に従つて実施すること。

五 構造物の地上部分の発破のため火薬類の装填を開始する前に、飛散物の防護措置を講ずること。

六 発破のため火薬類の装填を開始するに際しては、消費場所に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、発破終了まで立入りを禁止すること。

七 火薬類は発破孔に密に装填し、かつ、吸湿により劣化するおそれがあるときは、吸湿しないよう措置を講ずること。

八 構造物内のガス導管、導火管又は点火回路は、切断その他の損傷が起こらないよう措置を講ずること。

九 発破母線への結線開始後(ガス導管発破にあつてはガス導管発破器への結線終了後)は、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に関係人のほかは立ち入らないような措置を講ずること。また、付近の者に発破する旨の通報を行い、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

十 構造物の地上部分を電気発破により解体する場合であつて、落雷等により暴発を起こすおそれがあるときは、第五十四条第四号の規定にかかわらず発破母線の点火器に接続する側の端を短絡させずに絶縁物で被覆すること。

十一 点火により、装填した火薬類が完全に爆発したことを確認するための工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管の設置等の措置を講じ、かつ、発破時の解体状況を詳しく観測すること。

十二 構造物解体発破の点火及び前号に規定する解体状況の観測は、安全な位置で行うこと。

(不登)

第五十五条 装填された火薬類が点火後爆発しないとき又はその確認が困難であるときは、当該作業者は、次の各号の規定を守らなければならない。

一 ガス導管発破の場合には、ガス導管内の爆発性ガスを不活性ガスで完全に置換し、かつ、再点火ができるないように措置を講ずること。

二 電気雷管によつた場合には、発破母線を点火器から取り外し、その端を短絡させておき、かつ、再点火ができるないように措置を講ずること。

三 ガス導管発破の場合には第一号の措置、電気雷管(半導体集積回路を組み込んだものを除く。)によつた場合には前号の措置、導火管発破の場合には再点火できないような措置を講じた後それぞれ五分以上、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管によつた場合には前号の措置を講じた後十分以上、その他の場合には点火後十五分以上を経過した後でなければ火薬類装填箇所に接近せず、かつ、他の作業者を接近させないこと。

不発の装填がある場合には、当該作業者立会の下で次の各号のいずれかの規定を守らなければならぬ。

一 不発の発破孔から〇・六メートル以上(手掘の場合にあつては〇・三メートル以上)の間隔を置いて平行にせん孔して発破を行い、不発火薬類を回収すること。

二 不発の発破孔からゴムホース等による水流で込物及び火薬類を流し出し、不発火薬類を回収すること。

三 不発の発破孔からゴムホース等による水流若しくは圧縮空気で込物を流し出し、又は工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管に達しないように少しづつ静かに込物の大部分を掘り出した後、新たに薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを装填し、再点火すること。

四 前三号の措置により不発火薬類を回収することができない場合には、不発火薬類が存在するおそれがある場所に適当な標示をし、かつ、直ちに責任者に報告してその指示を受けること。

(発破終了後の措置)

第五十六条 発破を終了したときは、当該作業者は、発破による有害ガスによる危険が除去された後、岩盤、コンクリート構造物等についての危険の有無を検査し、安全と認めた後(坑道式発破にあつては、発破後三十分を経過して安全と認めた後)でなければ、何人も発破場所及びその付近に立ち入らせてはならない。

(コンクリート破碎器の消費)

第五十七条 消費場所においてコンクリート破碎器を取り扱う場合には、第五十一条第一号、第四号、第四号の二、第十号、第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 コンクリート破碎器を運搬するときは、衝撃等に対し安全な措置を講ずること。

二 コンクリート破碎器は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該コンクリート破碎器を使用しないこと。

三 使用に適さないコンクリート破碎器は、その旨を明記したうえで、次項本文の規定により設けられた火工所(同項ただし書の場合にあつては、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所)に返送すること。

四 落雷の危険があるときは、点火具に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。

五 一日に消費場所に持ち込むことのできるコンクリート破碎器の数量は、一日の消費見込量以下とし、次項本文の規定により火工所が設けられている消費場所に持ち込むコンクリート破碎器は、火工所を経由させること。

六 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項本文の規定により設けられた火工所(次項ただし書の場合にあつては、消費場所内の安全な場所)又は破碎場所以外の場所にコンクリート破碎器を存置しないこと。

4 3 消費場所においては、コンクリート破碎器の管理及び破碎の準備(薬筒に点火具を取り付け、又はこれを取り付けた薬筒を取り扱う作業を含む。)をするために、火工所を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。

一 火工所は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。

二 火工所にコンクリート破碎器を存置する場合には、見張人を常時配置すること。ただし、火工所として、第五十二条第三項第二号、第三号及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合は、(この場合において、同項第一号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。)は、この限りでない。

三 火工所にコンクリート破碎器を存置する場合には、見張人を常時配置すること。ただし、火工所として、第五十二条第三項第二号、第三号及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合は、(この場合において、同項第一号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。)は、この限りでない。

四 火工所の周囲には、適当な柵を設け、「立入禁止」「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。

五 火工所に存置することができるコンクリート破碎器の数量は、一日の消費見込量を超えないこと。

六 コンクリート破碎器により破碎を行ふ場合には、第五十三条第一号、第二号、第四号から第七号まで及び第十六号並びに第五十四条各号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 薬筒に点火具を取り付ける作業は、火工所が設けられている消費場所においては、当該火工所において、火工所が設けられていない消費場所においては、消費場所内の安全な場所で行うこと。

二 コンクリート破碎器を装填する場合には、破碎孔にセメントモルタル、砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ、摩擦、衝撃、静電気等に対し安全な装填具を使用すること。

三 装填が終了し、コンクリート破碎器が残った場合には、直ちに火工所(火工所が設けられていない消費場所にあつては、消費場所内の安全な場所)に返送すること。

四 装填されたコンクリート破碎器が点火後発火しないとき若しくはその確認が困難であるとき又は破碎を終了したときの措置については、第五十五条第一項及び第五十六条の規定を準用する。(建設用びよう打ち銃用空包の消費)

5 6 消費場所において建設用びよう打ち銃用空包を取り扱う場合には、第五十一条第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 建設用びよう打ち銃用空包を運搬するときは、衝撃等に対し安全な措置を講ずること。

二 建設用びよう打ち銃用空包は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該建設用びよう打ち銃用空包を使用しないこと。

三 使用に適さない建設用びよう打ち銃用空包は、その旨を明記したうえで、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。

四 建設用びよう打ち銃用空包を存置する場合には、堅固な設備に収納し、施錠すること。ただし、見張人を常時配置している場合には、この限りでない。

五 一日に消費場所に持ち込むことのできる建設用びよう打ち銃用空包の数量は、一日の消費見込量以下とする。

六 消費場所内の一一定の場所に帳簿を備え、責任者を定めて、建設用びよう打ち銃用空包の受払及び消費残数量をその都度明確に記録させること。ただし、一日の消費見込数量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。

2

一 消費する建設用びよう打ち銃用空包に適合したびよう及び建設用びよう打ち銃を使用すること。

二 建設用びよう打ち銃用空包を消費する場合には、当該作業に特に必要のある者以外の者を近づけないこと。

三 建設用びよう打ち銃用空包は、消費作業に従事する者が自ら携帯し、その者が携帯することのできる数量は、二百個（その原料をなす火薬又は爆薬〇・四グラム以下のものにあつては、四百個）以下とすること。

四 消費作業に従事している者は、建設用びよう打ち銃用空包を他の作業者に引き渡すときは、消費数量及び消費残数量を確認すること。

五 建設用びよう打ち銃用空包の打ちがらは、消費場所に放置せず、できるだけ回収すること。

六 不発の建設用びよう打ち銃用空包がある場合には、水に浸す等の適切な措置を講ずること。  
(模型ロケットに用いられる火薬類の消費)

**第五十六条の三の二** 消費場所において模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

一 模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場合には、次

二 模型ロケットに用いられる火薬類の取扱いには、盜難予防に留意すること。

三 模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場合には、酒気を帯びてないこと。

四 模型ロケットに用いられる火薬類を運搬するときは、噴射推進器と点火具と互いに接触しないように隔離してプラスチック製の箱又はファイバ板箱に入れ、静かに運搬すること。

五 模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所には、消火用水の備付けその他の消火のための準備をすること。

六 模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所には、模型ロケットに用いられる火薬類の管理及び打ち上げの準備作業（模型ロケットに噴射推進器を組み込む作業を含む。）を行ったための場所（以下この条において「打ち上げ準備所」という。）並びに発射台を設けること。

七 打ち上げ準備所は、発射台から二十メートル以上の距離をとること。

八 打ち上げ準備所は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。

九 打ち上げ準備所に模型ロケットに用いられる火薬類を存置する場合は、常時管理できる体制をとること。

十 打ち上げ準備所には、「火気厳禁」、「立入禁止」等と書いた警戒札を掲示すること。

十一 発射台は、国道、都道府県道、人の集合場所（模型ロケットの打ち上げ作業に従事する者の待機場所及び見学者の集合場所を除く。）、建物及び電線に對して、次の表の上欄に掲げる模型ロケットに組み込まれた火薬類の量に応じて同表の下欄に掲げる距離を確保すること。

火薬類の量 百グラムを超えるもの 二百五十グラムを超えるもの	確保すべき距離 六十メートル以上の距離 百二十五メートル以上の距離
十二 発射台は、他の発射台から五メートル以上の距離をとつて設置すること。	百二十五メートル以上の距離
十三 秒速八メートル以上の風その他の天候上の原因により事故の発生するおそれがある場合に、模型ロケットの打ち上げを中止すること。	百二十五メートル以上の距離

十四 模型ロケットに用いられる火薬類は、使用前に吸湿その他の異常の有無を検査し、異常のある場合には使用しないこと。

十五 前号の検査により使用に適さないと判断された火薬類は、その旨を明記した上で打ち上げ準備所に返送すること。

十六 模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所においては、打ち上げ準備所及び発射台以外の場所に模型ロケットに用いられる火薬類を存置しないこと。

十七 発射台に携行する火薬類は、一回の打ち上げに必要な数量を超えないこと。

十八 発射台及びランチロッドは、風向きを考慮して垂直より三十度以上広角にならないように上方に向け、かつ打ち上げの際の衝撃又は風力により当該発射台の方向が変化しないよう固定すること。

十九 模型ロケットを打ち上げる際には、発射台から二十メートル以内に当該模型ロケットを打ち上げる者その他の模型ロケットの打ち上げ作業に従事する者以外の者が立ち入ることができる措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

二十 模型ロケットを打ち上げる際には、低空に飛行するものがないことを確認した後でなければ点火しないこと。

二十一 模型ロケットが点火されなかつた場合には、点火後三十秒以上経過した後に、模型ロケット及び模型ロケットに用いられる火薬類の点検を行うこと。

二十二 電気点火器及び点火工具は、事前に導通を確認すること。

二十三 落雷の危険があるときは、点火工具に係る作業を中止すること。

二十四 模型ロケットに用いられる火薬類は、模型ロケットの打ち上げ作業を行う当日でなければ模型ロケットの消費場所に持ち込んではならない。

二十五 一日の作業終了後は、模型ロケットに用いられる火薬類を火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。

二十六 模型ロケットの消費場所においては、火薬類を取り扱う者は、腕章を付ける等他の者と容易に識別できる措置を講ずること。

二十七 模型ロケットの点火に用いる電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。

#### (発信器の消費)

**第五十六条の三の三** 消費場所において発信器及びその交換部品（火工品に限る。）（以下「発信器等」という。）を取り扱う場合には、第五十一条第十七号及び第十八条号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 発信器等を運搬するときは、衝撃等に對して安全な措置を講ずること。

二 発信器等は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該発信器等を使用しないこと。

三 前号の検査により使用に適さないと判断された発信器等は、その旨を明記した上で、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。

四 動物に取り付けた発信器の位置を常に確認すること。

五 発信器の点火は、当該発信器に用いられる電池の残量に十分な余裕を確保しつつ行うこと。

六 発信器等には、それを所有する者の電話番号その他の連絡先を記載すること。

七 発信器等の消費、在庫等の数量を把握すること。

八 動物に取り付けた発信器が点火後発火しないときは、速やかに当該発信器を回収し、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。

九 発信器を点火するときは、住居が集中している地域及び広場、駅その他の多数の者の集合する場所を避け、安全な場所で行うこと。

二 煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該煙火を使用しないこと。

三 前号の検査により使用に適さないと判断された煙火は、その旨を明記したうえで、次項本文の規定により設けられた煙火置場（同項ただし書の場合にあつては、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所）に返送すること。

- 四 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛け煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置しないこと。
- 五 煙火が爆発又は燃焼しているときは、打揚火薬の計量をしないこと。
- 六 煙火の消費場所の付近に消防用水を備える等消火のための準備をすること。
- 七 煙火を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。
- 八 消費場所においては、煙火の管理及び打揚げ等の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。
- 九 前項の煙火置場は、次の各号の規定によらなければならぬ。
- 一 煙火置場は、打揚筒の設置場所、仕掛け煙火の設置場所及び火氣を取り扱う場所に対し、二十メートル以上の距離をとること。ただし、船上で煙火を消費する場合その他やむを得ずこの距離をとることができない場合には、星の衝突等による衝撃が煙火置場の内部に及ばないように措置を講ずること。
- 二 煙火置場は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。
- 三 煙火置場に煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置する場合には、盜難を防止するための措置を講ずること。
- 四 煙火置場の周囲には、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。
- 五 煙火置場に煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置する場合には、これらに覆いをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。
- 六 煙火（手筒煙火を除く。以下この項及び次項において同じ。）を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。
- 一 打揚煙火の打揚筒及び仕掛け煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。
- 二 煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合には、煙火の消費を中止すること。
- 三 打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量は、当該打揚げに必要な数量を超えないこと。
- 四 煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しの都度完全に蓋をし、又は覆いをすること。
- 五 打揚筒は、風向を考慮して上方その他の安全な方向に向か、かつ、打揚げの際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。
- 六 打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を掃除すること。
- 七 消費の準備の終了した仕掛け煙火（火の粉により点火しないよう必要な措置が講じられているもの）を除く。から二十メートル以内の場所においては、煙火を打ち揚げないこと。ただし、当該仕掛け煙火から二十メートル以内の場所に關係人がいない場合は、この限りでない。
- 八 上空に打ち揚げ開かせる煙火は、通路、人の集合する場所、建物等に対し二十メートル以上空に打ち揚げ開かせる煙火は、通路、人の集合する場所、建物等に対しても同様である。
- 九 煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に關係人のほかは立ち入らないような上となるようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- イ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル未満となる場合において、打揚筒が破裂したときに発生する飛散物（以下この号及び第十四号において「飛散物」という。）を遮断する防護措置を講ずること。

- ロ 直径二十四センチメートルを超える直径三十センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル未満となる場合又は直径三十三センチメートルを超える直径六十センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が十メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物の威力を軽減する防護措置を講ずること。
- ハ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物に対する安全対策を講ずること。
- 二 直径三センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、電気又は導火線により点火する。ただし、前号イの場合には、この限りでない。
- 三 第十一号イの場合（直径三センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合を除く。）には、当該打揚げに使用する打揚筒は、他の打揚げに従事している者に係る打揚筒に対して二十メートル以上の距離をとること。
- 四 第十一号ロの場合には、当該打揚げに使用する打揚筒は、軽量の飛散物となるような材質のものをできるだけ使用すること。
- 五 点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、次の規定を守ること。
- 一 打揚筒内をのぞき込ままずに直ちに打揚筒から離れること。
- 二 十分な時間が経過した後に、打揚筒内に多量の水を注入する等の当該煙火が打ち揚がらない措置を講じ、煙火を取り出すこと。
- 三 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。
- 四 煙火の消費に際し、電気点火を行う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。
- 一 点火は、取扱いに際し、摩擦、衝撃等に対して安全な点火具により行うこと。
- 二 点火具は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験は、発火の方法により行う場合には、この限りでない。
- 三 それがない安全な方法で行い、かつ、危害予防の措置を講ずること。
- 四 漏えい電流により点火するおそれがある場合には、電気点火をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、この限りでない。
- 五 電気点火器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。
- 六 電気点火母線は、電気点火器の出力電圧に耐え得る絶縁効力のあるもので機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。
- 七 点火母線は、電線路その他の充電部又は帶電するおそれが多いものから隔離すること。
- 八 電気点火器と点火母線との接続後は、打揚筒に近づかない等の危害予防の措置を講ずること。
- 九 点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火具の全抵抗を考慮した後、点火具に所要電流を通ずること。
- 十 電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火することができないよう措置を講ずること。
- 十一 点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、關係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で実施すること。
- 十二 点火回路の全部又は一部を無線とした場合には、誤った信号を受信することにより点火具が意図に反して発火しないよう措置を講ずること。
- 一 手筒煙火を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。
- 二 手筒煙火の消費場所は、当該手筒煙火に詰められた黒色火薬の重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。
- 三 手筒煙火の消費中は、他の手筒煙火を消費している者に対する安全な距離をとること。



(報告)

**第六十四条** 法第三十六条第一項の規定による安定度試験の結果報告には、試験を実施した火薬類の種類、数量および製造年月日ならびに試験実施期日、試験方法および試験成績を記載するものとする。

## 第十章 廃棄

(廃棄の許可申請)

**第六十五条** 法第二十七条规定による火薬類の廃棄の許可を受けようとする者は、様式第三十の火薬類廃棄許可申請書を廃棄地を管轄する都道府県知事(当該廃棄地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該廃棄地を管轄する指定都市の長)、廃棄地を管轄する都道府県知事がないときは、その住所地を管轄する都道府県知事(当該住所地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該住所地を管轄する指定都市の長)。第八十一条の十四の表第十四号において同じ。)に提出しなければならない。

(廃棄に関する技術上の基準)

**第六十六条** 法第二十七条の二の規定による廃棄に関する技術上の基準は、次条に定めるところによる。

**第六十七条** 火薬類(不発弾等を除く。)の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれのない方法により行わなければならない。

2 前項の爆発処理又は燃焼処理をする場合には、第五十一条第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第五十三条の四第二号、第四号及び第五号並びに第五十四条第一号から第八号ままでのほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 爆発又は燃焼は、広い場所、高さ二メートル以上の土堤で囲まれた一定の場所等廃棄しようとする火薬類の全量が爆発した場合において他に危害を及ぼさないような場所で行うこと。

二 爆発又は燃焼をするときは、赤旗を掲げ、かつ、見張人を置き作業に必要でない者の通行を遮断すること。

三 燃焼により廃棄する場合には、焼却中はみだりに接近しないこと。

四 屋外において燃焼により廃棄する場合には、風の少ない日を選び、かつ、点火に際しては風下から行うこと。

六 電気雷管で爆発させる場合には、爆発場所を離れて導通試験を行うこと。

3 不発弾等(不発弾等の解撤作業により生じる火薬類を含む。以下次項において同じ。)の廃棄を行つために、不発弾等廃棄処理場を設けなければならない。

4 前項の不発弾等廃棄処理場(製造所内のものを除く。)は、次の各号の規定によらなければならぬ。不発弾等廃棄処理場は、不発弾等廃棄処理場外の保安物件に対し、次の表の保安距離をとること。

ムラグロキ 葦(爆) 下以 量滞	停
	2
0 0 0	
	1
0 0 5	
	1
0 0 0	
	9
0 0	
	8
0 0	
	7
0 0	
	6
0 0	
	5
0 5	
	5
0 0	
	4
0 5	
	4
0 0	

区分	不発弾等廃棄等理処理場理處薬廃等行を理處燃						保 類種の件物 単位
	(一)	(二)					
不 發	行を理處燃	場理處薬廃等	行を理處燃	場理處薬廃等	行を理處燃	場理處薬廃等	
	0 5						
物 件 保 安	第 二 種 保 安	第 一 種 保 安	第 四 種 保 安	第 三 種 保 安	第 二 種 保 安	第 一 種 保 安	
ルトメ上 以	ルトメ上 以	ルトメ上 以	ルトメ上 以	ルトメ上 以	ルトメ上 以	ルトメ上 以	
1 0 5	1	1	1	1	1	1	
1 0 0	1	1	1	1	1	1	
1 8 0	1	1	1	1	1	1	
1 6 0	1	1	1	1	1	1	
1 4 0	1	1	1	1	1	1	
1 3 0	1	1	1	1	1	1	
		5 0	1 0 0	1 0 5	1 0 0	2 0 0	
		5 0	1 0 0	1 0 5	1 0 0	2 0 0	
		4 5	9 5	1 0 4	1 0 4	1 0 9	
		4 5	9 0	1 0 4	1 0 4	1 0 8	
		4 5	9 0	1 0 3	1 0 3	1 0 8	







ムを超える数量とする。  
法第三十三条第二項の規定による取扱保安責任者及び取扱副保安責任者又は取扱保安責任者の選  
あつて国の行政機関又は都道府県警察の職員が消費するものを除く。)にあつては、○キログラ

区分	貯蔵合計量又は消費合計量		取扱保安責任者の資格	取扱副保安責任者の資格
	火薬庫（煙火火薬一年間に二十トン以上の爆薬庫及び導火線庫を除く。）の所有者又は占有者	煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫の所有者又は占有者		
消費者	一年間に二十トン未満の爆薬	一年間に二十トン未満の爆薬	甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者	甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者
消費者	一月に一トン以上の火薬又は爆薬	一月に一トン以上の火薬又は爆薬	乙種又は甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者	乙種又は甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者
火薬庫の所有者または占有者	一月に二十五キログラム以上一トン乙種又は甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者	一月に二十五キログラム以上一トン乙種又は甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者	乙種又は甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者	乙種又は甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者
消費者	未満の火薬又は爆薬（無添加可塑性爆薬）	未満の火薬又は爆薬（無添加可塑性爆薬）	乙種又は甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者	乙種又は甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者
火薬庫の所有者または占有者	爆薬（第十九条第四項各号の一に該当する可塑性爆薬であつて国行政機関又は都道府県警察の職員が消費するものを除く。）及び一月に一トン未満の無添加可塑性爆薬（第十九条第四項各号の一に該当する可塑性爆薬であつて国行政機関又は都道府県警察の職員が消費するものを除く。）	爆薬（第十九条第四項各号の一に該当する可塑性爆薬であつて国行政機関又は都道府県警察の職員が消費するものを除く。）及び一月に一トン未満の無添加可塑性爆薬（第十九条第四項各号の一に該当する可塑性爆薬であつて国行政機関又は都道府県警察の職員が消費するものを除く。）	乙種又は甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者	乙種又は甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者
有者	取扱保安責任者数（以上）	火薬庫の棟数が十をこえることに一人	取扱保安責任者免状を有する者	取扱保安責任者免状を有する者
消費者	取扱副保安責任者数（以上）	火薬庫の棟数が十をこえることに一人	取扱保安責任者免状を有する者	取扱保安責任者免状を有する者
取扱副保安責任者数（以上）	火工所（一月の消費数量が五十キログラム未満の者に係る火工所を除く。）につき一人	火工所（一月の消費数量が五十キログラム未満の者に係る火工所を除く。）につき一人	火工所（一月の消費数量が五十キログラム未満の者に係る火工所を除く。）につき一人	火工所（一月の消費数量が五十キログラム未満の者に係る火工所を除く。）につき一人
（代理者の選任資格）	法第三十三条第一項の規定により選任する製造保安責任者又は取扱保安責任者の代理者の選任資格は、第六十八条第一項の製造保安責任者又は前条第二項の取扱保安責任者の選任資格の例による。ただし、一日に三百キログラム以上の信号焰管、信号火せん及び煙火のみを製造する製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつてこれを原料として信号焰管、信号火せん及び煙火のみを製造するもの（第六十八条第一項の表イ及びロに規定するものを除く。）については、丙種火薬類製造保安責任者免状を有する者をもつてかえることができる。	法第三十条第二項の規定による取扱保安責任者および取扱副保安責任者または取扱保安責任者の選任数は、火薬庫の所有者または占有者については火薬庫群ごとに、消費者については消費場所ごとに、次の表とのおりとする。	法第三十条第二項の規定による取扱保安責任者および取扱副保安責任者または取扱保安責任者の選任数は、火薬庫の所有者または占有者については火薬庫群ごとに、消費者については消費場所ごとに、次の表とのおりとする。	法第三十条第二項の規定による取扱保安責任者および取扱副保安責任者または取扱保安責任者の選任数は、火薬庫の所有者または占有者については火薬庫群ごとに、消費者については消費場所ごとに、次の表とのおりとする。

**(製造保安責任者の職務)**

一 製造施設の構造、位置若しくは設備又は製造する火薬類の種類若しくは製造方法が法第十条第一項の許可を受けないで変更されることがないよう監督すること。

二 製造施設の構造、位置及び設備又は製造方法が法第七条第一号又は第二号の技術上の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること並びに危害予防規程が遵守されるよう監督すること。この場合において、法第七条第一号及び第二号の技術上の基準のうち、盜難防止に関する事項及び火薬類一時置場における無煙火薬の存置に関する事項については、特に注意しなければならない。

三 保安教育の実施状況を監督すること。

三 四 五  
保安教育の実施状況を監督すること。  
定期自主検査を指揮し、及び監督すること。  
帳簿の記載及び報告の内容について監督すること。

七 危害予防規程、保安教育計画、製造副保安責任者の補佐区分、定期自主検査計画その他火薬十一条の規定に適合するよう監督すること。

（製造副保安責任者の補佐）  
類の製造に係る保安計画等の作成を指導すること。

**第七十条の三** 法第三十二条第二項の規定による製造副保安責任者の補佐は、定められた補佐区分に従い、製造保安責任者が行う前条各号の職務について行うものとする。この場合において、前

に従い、製造保安責任者が行う前条各号の職務について行うものとする。この場合において、前条第一号及び第二号の職務について製造保安責任者を補佐するに当たっては、製造施設の構造、位置及び設備の維持状況、定員、停滯量及び取扱い心得の遵守状況、従業者の就業状況、治具、

位置及び設備の維持状況、定員、停滯量及び取扱い心得の遵守状況、従業者の就業状況、治具、工具及び防護具の管理及び使用状況並びに盜難防止に関する事項に特に注意しなければならぬ。

い。  
（取扱保安責任者の職務）

**第七十条の四** 法第三十二条第一項の規定による取扱保安責任者が火薬類の貯蔵に係る保安に関して行うべき職務は、次のとおりとする。

て行うべき職務は次のとおりとする。  
一 火薬庫の構造、位置又は設備が法第十二条第一項の許可を受けないで変更されることはない  
よう監督すること。

二　火薬類の貯蔵上の取扱い又は火薬庫の構造、位置及び設備が法第十一條第二項又は第十二條第三項の技術上の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。この場合において

第三項の技術上の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。この場合において、法第十一第二項及び第十二条第三項の技術上の基準のうち盜難防止に関する事項については、特に注意しなければならない。

三　火薬庫の所有者又は占有者が販売業者であるときは、保安教育の実施状況を監督すること。  
四　定期目主検査を指揮し、及び監督する事。

定期自主検査を指揮し、及び監督すること。  
火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を

前各号に掲げることのほか、法第三十六条、第三十七条及び第四十条の規定に適合するよう監督すること。

八 取扱副保安責任者の補佐区分、定期自主検査計画その他火薬庫に係る保安計画等の作成を指導すること。

**第七十条の五** 法第三十二条第一項の規定による取扱保安責任者が火薬類の消費に係る保安に関するべき職務は、次のとおりとする。  
導すること。

**第七十一条の五** 法第三十二条第一項の規定による取扱保安責任者が火薬類の消費に係る保安に関するべき職務は、次のとおりとする。  
一 火薬類の消費が法第二十六条の技術上の基準に適合するよう監督すること。この場合において、法第二十六条の技術上の基準のうち盜難防止に関する事項については、特に注意しなければならない。

二 保安教育の実施状況を監督すること。  
三 帳簿の記載及び報告の内容について監督すること。

四 取扱副保安責任者の補佐（取扱副保安責任者の補佐）

**第七十条の六** 法第三十二条第二項の規定による取扱副保安責任者が火薬類の貯蔵又は消費に係る保安に關して行うべき補佐は、定められた補佐区分に従い、取扱保安責任者が行う第七十条の四各号又は前条各号の職務について行うものとする。この場合において、第七十条の四第二号又は前条第一号の職務について取扱保安責任者を補佐するに當たつては、盜難防止に特に注意しなければならない。

**第十二章 保安責任者試験及び免状（試験等の手続的事項）**

**第七十一条** 法第三十一条第六項の規定による試験の実施細目および免状の交付に関する手続的事項は、次条から第八十一条までに定めるところによる。

（経済産業大臣の行う試験）

**第七十二条** 経済産業大臣が行う試験は、毎年一回とし、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ官報で告示する。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の試験を施行することが困難であるときは、経済産業大臣は、その旨を官報で告示する。

（都道府県知事の行う試験）

**第七十三条** 都道府県知事が行う試験は、毎年少くとも一回とし、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ公告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の試験を施行することが困難であるときは、都道府県知事は、その旨を公告しなければならない。

（試験課目）

**第七十四条** 試験は、主として火薬類に關して必要な知識および経験についての筆記または口答による学科試験とし、学科試験は、それぞれ次の表の該当欄に掲げる課目について行う。

（火薬類製造保安責任者試験の課目）

(受験者の区分)		国語 社会科	同上	同上
火薬学	専修して卒業した者	一 水薬学に關し工学博士の学位を有する者	二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）および旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の工業化学に關する学科において火薬学を専修して卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第五号の二および第六号において同じ。）	三 前号以外の者で、学校教育法および旧大学令による大学または経済産業大臣がこれらと同等以上と認めて指定した教育施設の工業化学に關する学科を専修して卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第五号の二および第六号において同じ。）
火薬類取扱保安責任者試験の課目	火薬類取扱保安責任者試験の課目	四 旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校の工業化学に關する学科において火薬学を専修して卒業した者	五 学校教育法による高等学校、高等専門学校若しくは専修学校（同法第二百三十二条に規定する専門課程に限る。）、旧専門学校令による専門学校または経済産業大臣がこれらと同等以上と認めて指定した学校の工業化学に關する学科を専修して卒業した者（前号に掲げる者を除く。）	六 第三号および第五号に掲げる学校を卒業した者
火薬類製造方法	火薬類取締に関する法令	七 前各号に該当しない者		

国語 社会科	同上	同上
火薬類取締に関する法令	火薬類取締に関する法令	火薬類取締に関する法令
火薬類製造工場保安管理技術	火薬類製造工場保安管理技術	火薬類製造工場保安管理技術
火薬類性能試験方法	火薬類性能試験方法	火薬類性能試験方法
火薬類製造工場に必要な機械工学および電気工学大要	火薬類製造工場に必要な機械工学および電気工学大要	火薬類製造工場に必要な機械工学および電気工学大要
一般教養課目	一般教養課目	一般教養課目

**第七十五条** 火薬類製造保安責任者試験を受けようとする者は、左の各号に区分する。

一 水薬学に關し工学博士の学位を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）および旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の工業化学に關する学科において火薬学を専修して卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第五号の二および第六号において同じ。）

三 前号以外の者で、学校教育法および旧大学令による大学または経済産業大臣がこれらと同等以上と認めて指定した教育施設の工業化学に關する学科を専修して卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第五号の二および第六号において同じ。）

四 旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校の工業化学に關する学科において火薬学を専修して卒業した者

五 学校教育法による高等学校、高等専門学校若しくは専修学校（同法第二百三十二条に規定する専門課程に限る。）、旧専門学校令による専門学校または経済産業大臣がこれらと同等以上と認めて指定した学校の工業化学に關する学科を専修して卒業した者（前号に掲げる者を除く。）

六 第三号および第五号に掲げる学校を卒業した者

四 旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校の工業化学に關する学科において火薬学を専修して卒業した者

五 学校教育法による高等学校、高等専門学校若しくは専修学校（同法第二百三十二条に規定する専門課程に限る。）、旧専門学校令による専門学校または経済産業大臣がこれらと同等以上と認めて指定した学校の工業化学に關する学科を専修して卒業した者（前号に掲げる者を除く。）

六 第三号および第五号に掲げる学校を卒業した者

七 前各号に該当しない者

**第七十六条** 火薬類取扱保安責任者試験を受けようとする者は、次の各号に区分する。

一 甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有する者

二 前条第二号及び第四号に掲げる者

三 前条第三号及び第五号に掲げる学校を卒業し、火薬学を修得した者

四 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）附則第二条の規定による廃止前の鉱山保安規則（平成六年通商産業省令第十三号）第二十二条第三項の火薬係員試験に合格した者

五 前各号に該当しない者

**第七十七条** 第七十五条第一号から第六号まで及び前条第一号から第四号までに掲げる者は、次の表のそれらの該当欄に掲げる試験課目について、その免除を申請することができる。

（試験課目の免除）

**第七十五条第一号に掲げる者**

火薬類取締りに関する法令及び火薬類製造工場に必要な機械工学大要並びに一般教養科目

区分	試験の種類	火薬類製造工場に必要な機械工学		同上	一般教養科目
		及び電気工学大要並びに一般教養科目	一般教養科目	取扱保安責任者試験免除課目	同上
第七十五条第六号に掲げる者	第七十六条第一号に掲げる者	全部	甲種	乙種	同上
第七十六条第二号に掲げる者	第七十七条第三号に掲げる者	一般火薬学 同右	同上	同上	同上
第七十六条第四号に掲げる者			同上		

2 前項の免除の申請をしようとする者は、次条の規定により様式第三十一の受験願書を提出する際に、免除事由を証明する文書を添えなければならない。

**第七十八条** 試験を受けようとする者は、様式第三十一の受験願書に写真（旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたもので、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添えて経済産業大臣の行う試験にあつては経済産業大臣（法第三十一条の三第一項の規定に基づき経済産業大臣が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関）に、都道府県知事の行う試験にあつては、当該都道府県知事が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならない。

2 経済産業大臣及び指定試験機関は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により経済産業大臣の行う試験（指定試験機関にあつては、法第三十一条の三第一項の規定に基づき指定試験機関の行う試験）を受けようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないとときは、当該試験を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

3 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の七第五項又は第三十条の八第一項の規定により都道府県知事の行う試験を受けようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用し、又は当該情報の提供を受けることができないとときは、当該試験を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

**(免状の交付の申請)**

**第七十八条の二** 火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けようとする者は、様式第三十二の免状交付申請書に当該試験に合格した者であることを証明する書類を添えて、当該試験に係る経済産業大臣又は都道府県知事（法第三十一条の二第一項の規定に基づき経済産業大臣又は都道府県知事が免状交付申請書の受理の事務を含む免状交付事務を委託している場合にあつては、当該法人）に提出しなければならない。

**(免状の様式)**

**第七十八条の三** 火薬類製造保安責任者免状及び火薬類取扱保安責任者免状の様式は、様式第三十と/orする。

**(免状の書換の申請)**

**第七十八条の四** 法第三十一条第七項において準用する同法第十七條第七項の規定による火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の書換を受けようとする者は、様式第三十四条の免状書換申請書に当該免状を添えて、当該試験に係る経済産業大臣又は都道府県知事（法第三十一条の二第一項の規定に基づき経済産業大臣又は都道府県知事が免状書換申請書の受理の事務を含む免状交付事務を委託している場合にあつては、当該法人）に提出しなければならない。

<b>第七十九条</b> 削除 (免状交付事務に係る委託契約書の記載事項)	
<b>第八十条</b> 令第六条第一号ニの経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。	
<b>第八十一条</b> 令第六条第二号の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事が免状交付事務を委託したときは、次の各号に掲げる事項について公示するものとする。	
<b>第八十二条</b> 委託契約の金額	
<b>第八十三条</b> 免状交付事務を受託する法人による経済産業大臣又は都道府県知事への報告に関する事項	
<b>第八十四条</b> (免状交付事務に係る公示)	
<b>第八十五条</b> 令第六条第二号の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事が免状交付事務を委託したときは、次の各号に掲げる事項について公示するものとする。	
<b>第八十六条</b> 委託に係る免状交付事務の内容	
<b>第八十七条</b> 委託に係る免状交付事務を処理する場所	
<b>第八十八条</b> 第一節 指定試験機関 (指定の申請)	
<b>第八十九条</b> 法第四十五条の四の規定により申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。	
<b>第九十条</b> 一 名称及び住所並びに代表者の氏名 二 試験事務を取り扱う事務所の名称及び所在地 三 行おうとする試験事務の範囲 四 試験事務を開始しようとする年月日	
<b>第九十一条</b> 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	
<b>第九十二条</b> 一 定款及び登記事項証明書 二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び收支予算書 四 次の事項を記載した書類	
<b>第九十三条</b> 一 役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあつては社員の氏名又は名称 二 試験事務の実施の方法に関する計画 三 試験委員の選任に関する事項	
<b>第九十四条</b> 試験事務以外の業務を行つてゐる場合は、その業務の種類及び概要	
<b>第九十五条</b> (指定試験機関の名称等の変更) <b>第九十六条</b> 法第四十五条の七第一項の規定による指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出は、次の事項を記載した届出書によつて行わなければならない。	
<b>第九十七条</b> 一 変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地 二 変更しようとする年月日 三 変更の理由	
<b>第九十八条</b> 前項の規定は、法第四十五条の七第二項の規定による指定試験機関の名称若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出について準用する。この場合において、前項第一号中「又は主たる事務所の所在地」とあるのは、「若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地」と読み替えるものとする。	

## (試験事務規程の認可の申請)

**第八十一条の四** 指定試験機関は、法第四十五条の八第一項の規定により試験事務規程の設定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該認可に係る試験事務規程を添えて、經濟産業大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第四十五条の八第一項の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を經濟産業大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項  
二 変更しようとする年月日  
三 変更の理由

四 法第四十五条の八第二項の規定による委任都道府県知事の意見の概要  
(試験事務規程の記載事項)

**第八十二条の五** 法第四十五条の八第三項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 試験の実施の方法に関する事項  
二 手数料の収納の方法に関する事項  
三 合格の通知に関する事項

四 試験委員の選任及び解任に関する事項  
五 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項  
六 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項  
七 前各号に掲げるもののほか、試験事務の実施に關し必要な事項  
(試験事務の休廃止)

**第八十三条の六** 指定試験機関は、法第四十五条の九第一項の許可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を經濟産業大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする年月日  
二 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲  
三 休止しようとする場合にあつては、その期間  
四 休止又は廃止の理由  
(役員の選任及び解任)

**第八十四条の七** 指定試験機関は、法第四十五条の十一の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を經濟産業大臣に提出しなければならない。

一 選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴  
二 選任又は解任の理由

**第八十五条の八** 法第四十五条の十三第二項の經濟産業省令で定める要件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校において火薬学に関する学科を担当する教授又は准教授の職にあり、又はあつた者  
二 甲種火薬類製造保安責任者免状又は甲種火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けている者である。火薬類の製造又は取扱いに係る保安に関する業務に五年以上従事した経験を有するもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有していると經濟産業大臣が認める者  
(試験委員の選任又は変更の届出)

**第八十六条の九** 指定試験機関は、法第四十五条の十三第三項の規定により試験委員の選任又は変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を經濟産業大臣に提出しなければならない。

一 選任又は変更に係る試験委員の氏名及び略歴  
二 選任又は変更の理由

## (試験結果の報告)

**第八十七条の十** 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、試験実施年月日、受験申請者数、受験者数及び合格者数を記載した試験結果報告書を、經濟産業大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の試験結果報告書には、合格者の氏名、生年月日及び試験課目ごとの成績を記載した合格者一覧表を添付しなければならない。

(試験事務の引継ぎ等)

**第八十八条の十一** 指定試験機関は、經濟産業大臣若しくは委任都道府県知事が法第四十五条の十七第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機関が法第四十五条の九第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は法第四十五条の十六第一項若しくは第二項の規定により指定試験機関の指定を取り消された場合には、次の事項を行わなければならない。

一 試験事務を經濟産業大臣又は委任都道府県知事に引き継ぐこと  
二 試験事務に関する帳簿及び書類を經濟産業大臣又は委任都道府県知事に引き継ぐこと  
三 その他經濟産業大臣又は委任都道府県知事が必要と認める事項  
(指定試験機関として指定する者)

**第八十九条の十一の二** 法第三三十一条の三に規定する經濟産業大臣が指定する者は次の者とする。

名称	主たる事務所の所在地
社団法人全国火薬類保安協会（昭和四十七年四月一日に社団法人東京都中央区八丁堀四丁目十三番五号に掲げる区分に従い行うものとする。）	
全国火薬類保安協会という名称で設立された法人をいう。）	

## (指定完成検査機関に係る指定の区分)

**第八十九条の十一の二の二** 法第四十五条の二十三の規定により、指定完成検査機関の指定は、次の各号に掲げる区分に従い行うものとする。

一 製造施設（令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所に係るものに限る。）の完成検査を行う者としての指定  
二 製造施設（令第十六条第一項第一号に規定する製造所に係るものに限る。）の完成検査を行う者としての指定

三 火薬庫の完成検査を行う者としての指定

2 法第四十五条の二十三の規定により、指定完成検査機関の指定は、前項各号に掲げる製造施設又は火薬庫の所在する地域を定めて行うものとする。この場合において、經濟産業大臣（令第十一条第二項第一号の規定により都道府県知事が指定完成検査機関に関する権限に属する事務を行う場合は都道府県知事、令第十七条第二項第一号の規定により産業保安監督部長が指定完成検査機関に関する権限を行う場合には産業保安監督部長。以下第八十九条の十一の十三までにおいて同じ。）は、製造施設又は火薬庫の完成検査を行おうとする者の能力又は申請により、前項の指定に係る業務の範囲を限ることができる。

(指定完成検査機関に係る指定の申請)

**第八十九条の十一の三** 法第四十五条の二十三の規定により、指定完成検査機関の指定を受けようとする者は、様式第三十六の指定完成検査機関指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、經濟産業大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書  
二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表  
三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び收支予算書（完成検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの）  
四 次に掲げる事項を記載した書類

イ 申請者が法人である場合は、役員又は第八十九条の十一の七に規定する構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）並びにその構成割合を記載した書面

- (口) 完成検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別
- ハ 第八十二条の十一の五第一項に規定する完成検査を実施する者の氏名及び資格
- ニ 完成検査以外の業務を行つてゐる場合は、その業務の種類及び概要
- ホ 協力会社を用いて完成検査を行う場合は、当該協力会社に係る次の(イ)から(ホ)までに掲げる事項
- (イ) 名称及び所在地
- (ロ) 定款
- (ハ) 完成検査に用いる機械器具その他の設備の数及び性能
- (ニ) 設備検査の実績及び検査能力
- (ホ) 完成検査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し
- ハ 完成検査を実施する製造施設又は火薬庫の種類及び規模に応じた検査実施体制(協力会社を用いる場合は、協力会社の業務の範囲を含む)、所要日数及び一月当たりの検査実施能力
- 五 申請者が法第四十五条の二十四各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 六 申請者が第八十二条の十一の八各号の規定に適合していることを説明した書類
- (完成検査に係る検査設備)
- 第八十二条の十一の四** 法第四十五条の二十五第一号の経済産業省令で定める機械器具その他の設備は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 距離確認用器具
  - 二 肉厚測定用器具
  - 三 接地抵抗確認用器具
  - 四 その他製造施設又は火薬庫に応じて必要な機械器具その他の設備
- (完成検査を実施する者に係る要件)
- 第八十二条の十一の五** 法第四十五条の二十五第二号の経済産業省令で定める条件のうち統括完成検査員(自ら機械器具その他の設備を操作し完成検査を行う者(以下「完成検査員」という。)その他作業者の指揮・監督、検査工程の管理及び検査結果全般の判定を行う者であつて、指定完成検査機関の運営に関し十分意見を反映しうる役職にある者をいう。以下同じ。)に係るものは、次の各号に掲げるものとする。
- 一 第八十二条の十一の二の二第一項第一号に規定する区分に係る統括完成検査員に関する条件
- イ 甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状の交付を受け、かつ、火薬類(令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所に係るものに限る。以下この号及び次項第一号において同じ。)の製造の作業又は火薬類の製造施設に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。
- ロ 上の経験を有すること。
- ハ 第八十二条の十一の二の二第一項第二号に規定する区分に係る統括完成検査員に関する条件
- イ 丙種火薬類製造保安責任者免状の交付を受け、かつ、火薬類(令第十六条第一項第一号に規定する製造所に係るものに限る。以下この号及び次項第一号において同じ。)の製造の作業又は火薬類の製造施設に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。
- ロ 上の経験を有すること。

- (口) 火薬庫に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。
- イ 甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状の交付を受け、かつ、火薬庫に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。
- ハ イ又はロと同等以上のものと経済産業大臣が認める経験を有すること。
- 法第四十五条の二十五第二号の経済産業省令で定める条件のうち完成検査員に係るものは、次の各号に掲げるものとする。**
- 一 第八十二条の十一の二の二第一項第一号に規定する区分に係る完成検査員に関する条件は、火薬類の製造施設に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。
- 二 第八十二条の十一の二の二第一項第二号に規定する区分に係る完成検査員に関する条件は、前号に規定する経験又は火薬類の製造施設に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。
- 三 第八十二条の十一の二の二第一項第三号に規定する区分に係る完成検査員に関する条件は、第一号に規定する経験又は火薬庫に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。
- 第八十二条の十一の六** 法第四十五条の二十五第二号の経済産業省令で定める数は、統括完成検査員にあつては指定完成検査機関の指定の区分ごとにその職員一名とする。この場合において、統括完成検査員一名で完成検査を実施することができる第八十二条の二の二第一項各号に掲げる製造施設又は火薬庫を有する事業所の箇所数は、次に掲げる事業所ごとに、それぞれ当該各号に掲げる数とする。
- 一 第八十二条の十一の二の二第一項第一号に掲げる製造施設を有する事業所 八十箇所
- 二 第八十二条の十一の二の二第一項第二号に掲げる製造施設を有する事業所 百五十箇所
- 三 第八十二条の十一の二の二第一項第三号に掲げる火薬庫を有する事業所 百五十箇所
- 2 前項に規定するほか、指定完成検査機関(指定完成検査機関としての指定を受けようとする者の二第一項各号に掲げる区分に係る製造施設又は火薬庫の統括完成検査員としての指定を受けようとする者の二第一項各号に掲げる区分に係る製造施設又は火薬庫の統括完成検査員を兼務させることができる。この場合において、当該指定完成検査機関の統括完成検査員の数は、兼務させないときは、統括完成検査員の数を下回ってはならない。(指定完成検査機関に係る構成員の構成)
- 第八十二条の十一の七** 法第四十五条の二十五第三号の経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。
- 一 一般社団法人 社員
  - 二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第一号の株式会社 株主
  - 三 会社法第二条第一号の合名会社、合資会社及び合同会社 社員
  - 四 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第七百八十一号)第三条の事業協同組合、事業協同組合及び企業組合並びに農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第三条第一項の農業協同組合、組合員
- 五 中小企業等協同組合法第三条の協同組合联合会及び農業協同組合法第三条第一項の農業協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者
- 六 その他の法人 当該法人に応じて前各号に掲げる者に類するもの
- (その他の基準)
- 第八十二条の十一の八** 法第四十五条の二十五第四号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。

二 完成検査を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。

三 前各号に掲げるもののほか、完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

(指定完成検査機関に係る指定の更新)

第八十一条の十一の九 法第四十五条の二十六第一項の規定により、指定完成検査機関が指定の更新を受けようとする場合は、第八十一条の十一の二の二から前条までの規定を準用する。

(指定完成検査機関に係る変更の届出)

第八十一条の十一の十 法第四十五条の二十八の規定により、事業所の所在地の変更の届出をしようとする指定完成検査機関は、様式第三十七の指定完成検査機関変更届を経済産業大臣に提出しなければならない。

(指定完成検査機関に係る業務規程の認可の申請等)

第八十一条の十一の十一 法第四十五条の二十九第一項の規定により、業務規程の認可を受けようとする指定完成検査機関は、様式第三十八の指定完成検査機関業務規程認可申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(指定完成検査機関の業務規程の記載事項)

法第四十五条の二十九第一項の規定により、業務規程の変更の認可を受けようとする指定完成

検査機関は、様式第三十九の指定完成検査機関業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(指定完成検査機関の業務規程の記載事項)

第八十一条の十一の十二 法第四十五条の二十九第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 完成検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 完成検査の業務を行う場所に関する事項

三 完成検査を行おうとする製造施設又は火薬庫に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項

四 完成検査に係る手数料の収納の方法に関する事項

五 完成検査証の交付に関する事項

六 統括完成検査員の選任及び解任に関する事項

七 統括完成検査員及び完成検査員の配置並びに教育に関する事項

八 完成検査を行つた製造施設又は火薬庫に係る完成検査の申請書の保存に関する事項

九 完成検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項

十 完成検査の実施体制に関する事項

十一 完成検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項

十二 完成検査の結果の報告の体制及び完成検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項

十三 前各号に掲げるもののほか、完成検査の業務に関する必要な事項

(指定完成検査機関に係る業務の休廃止の届出)

第八十一条の十一の十三 法第四十五条の三十の規定により、完成検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止をしようとする指定完成検査機関は、様式第四十の指定完成検査機関業務休廃止届を経済産業大臣に提出しなければならない。

### 第三節 指定保安検査機関

(指定保安検査機関に係る指定の区分)

第八十一条の十一の十四 法第四十五条の三十八第一項の規定により、指定保安検査機関の指定は、次の各号に掲げる区分に従い行うものとする。

一 特定施設(令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所に係るものに限る。)の保安検査を行う者としての指定

二 特定施設(令第十六条第一項第一号に規定する製造所に係るものに限る。)の保安検査を行なう者としての指定

三 火薬庫の保安検査を行なう者としての指定

法第四十五条の三十八第一項の規定により、指定保安検査機関の指定は、前項各号に掲げる特定施設又は火薬庫の所在する地域を定めて行うものとする。この場合において、経済産業大臣は、経済産業大臣に提出しなければならない。

(令第十六条第二項第二号の規定により都道府県知事が指定保安検査機関に関する権限に属する事務を行う場合には都道府県知事、令第十七条第二項第二号の規定により産業保安監督部長が指定保安検査機関に関する権限を行う場合には産業保安監督部長。以下第八十一条の十一の二十五までにおいて同じ。)は、特定施設又は火薬庫の保安検査を行おうとする者の能力又は申請により、前項の指定に係る業務の範囲を限ることができる。

(指定保安検査機関に係る指定の申請)

第八十一条の十一の十五 法第四十五条の三十八第一項の規定により、指定保安検査機関の指定を受けようとする者は、様式第四十一の指定保安検査機関指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び收支予算書(保安検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの)

四 次に掲げる事項を記載した書類

イ 申請者が法人である場合は、役員又は第八十一条の十一の十九に規定する構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)並びにその構成割合を記載した書面

ロ 保安検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別

ハ 第八十一条の十一の十七第一項に規定する保安検査を実施する者の氏名及び資格

ホ 協力会社を用いて保安検査を行う場合は、当該協力会社に係る次の(イ)から(ホ)までに掲げる事項

イ 名称及び所在地

### 定款

(ロ) (ハ) (イ) (ロ) (ハ) (イ) (ロ) (ハ) (イ)

一 保安検査に用いる機械器具その他の設備の数及び性能

二 設備検査の実績及び検査能力

(ホ) 保安検査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し

ヘ 保安検査を実施する特定施設又は火薬庫の種類及び規模に応じた検査実施体制(協力会社

を用いる場合は、協力会社の業務の範囲を含む)、所要日数及び一日当たりの検査実施能力

申請者が法第四十五条の三十八第二項において準用する法第四十五条の二十四各号の規定に該当しないことを説明した書面

六 申請者が第八十一条の二十一において準用する第八十一条の十一の八各号の規定に適合していることを説明した書類(保安検査に係る検査設備)

第八十一条の十一の十六 法第四十五条の三十八第二項において準用する法第四十五条の一十五第一号の経済産業省令で定める機械器具その他の設備は、次の各号に掲げるものとする。

一 距離確認用器具

二 肉厚測定用器具

三 接地抵抗確認用器具

四 その他特定施設又は火薬庫に応じて必要な機械器具その他の設備

(保安検査を実施する者に係る要件)

二号の経済産業省令で定める条件のうち統括保安検査員(自ら機械器具その他の設備を操作し保安検査を行う者(以下「保安検査員」という。)その他作業者の指揮、監督、検査工程の管理及

48







- 口 液状の火薬のみを使用して行なう造粒作業および塗薬作業  
 ハ 湿状の爆薬を使用して行なう第一条の五第一号へ(2)に掲げるがん具煙火の紙巻き作業  
 ニ 乾状の火薬、爆薬、火薬もしくは爆薬が露出している半成品または引き玉以外のものの運搬作業  
 ホ 塩素酸塩または赤燐を含有しない火薬のみを使用したものの乾燥作業  
 ハ 火薬または爆薬の露出していないものの仕上げ作業および外装作業  
 ニ 包装作業および組合せ作業  
 七 煙火以外の火工品の製造作業のうち、次に掲げるもの以外のもの  
 イ 原料爆薬の計量作業、圧さく作業および溶てん作業  
 ロ 導爆線の圧延作業および含薬作業  
 ハ 工業雷管の掃除作業  
 ニ 弾薬の製造作業  
 ホ 導火線以外のものの収取作業  
 ハ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第六条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る国際競技に用いる銃砲に使用する火薬類の取扱い  
 九 特定手筒煙火の消費(十六歳以上の者が、経済産業大臣が定める基準により行うものに限る。)  
 第八十五条及び第八十六条 削除  
 (危険時の措置)
- 第八十七条 法第三十九条第一項に規定する応急の措置は、火薬庫に関しては第一号から第三号までに掲げるものとし、火薬類に関しては第四号に掲げるものとする。  
 一 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張人をつけること。  
 二 通路が危険であるかまたは搬送の余裕がない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずること。  
 三 前二号に規定する措置によらない場合には、火薬庫の入口、窓等を目塗で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、かつ、必要に応じて附近の住民に避難するよう警告すること。  
 四 吸湿、変質、不発、半爆等のために著しく原性能もしくは原形を失った火薬類または著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄すること。  
 (収去証)
- 第八十八条 経済産業大臣又は産業保安監督部長は、法第四十三条第一項の規定により職員が火薬類を收去するときは、被收去者に様式第四十八の収去証を交付しなければならない。  
 (身分を示す証票)
- 第八十九条 法第四十三条第四項の規定による経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長がその職員に携帯させる証票は、様式第四十九とする。  
 (液体酸素爆薬の特則)
- 第九十条 液体酸素爆薬の製造営業の許可を申請する場合には、第二条第一項の添附書類を省略することができる。
- 2 第四条から第六条まで、第六十八条第一項および第七十条の火薬類または爆薬には、液体酸素爆薬は含まれないものとする。  
 (譲受の許可申請の特則)
- 第九十一条 譲受及び消費の許可をする都道府県知事が同一である場合において、消費の許可とあわせて譲受の許可を受けようとする者は、様式第五十の火薬類譲受・消費許可申請書に火薬類消費計画書を添えて、当該都道府県知事に提出することができる。  
 (がん具煙火の適用除外)
- 第九十二条 法第五十一条第五項の規定による適用除外の数量は、適用を除外される各規定ごとに次に定めるところによるものとする。

- 一 法第三条および第四条の規定については、一日につき二キログラム以下の硝酸塩を主とする火薬(塩素酸塩または赤燐を含有しないものに限る。)を使用して第一条の五第一号イ(2)、(3)または(6)に掲げるがん具煙火を製造する者  
 二 法第十一条第二項および第三項、第三十八条ならびに第四十六条第一項第二号の規定については、原料をなす火薬または爆薬の数量が二十五キログラム以下のがん具煙火(第一条の五第一号へ(2)に掲げるものを除く。)または原料をなす爆薬の数量が五キログラム以下の第一条の五第一号へ(2)に掲げるがん具煙火の数量  
 三 法第十三条の規定については、一日につき二十五キログラム以下の火薬または五キログラム以下の爆薬を使用してがん具煙火を製造する製造業者  
 四 法第二十九条の規定については、一日につき五キログラム以下の火薬または一キログラム以下の爆薬を使用してがん具煙火を製造する製造業者  
 五 法第三十条第二項の規定については、一箇月につき原料をなす火薬または爆薬の数量が十トン以下のがん具煙火のみを貯蔵する火薬庫の所有者または占有者  
 六 法第三十五条および第三十五条の二の規定については、第四号の製造業者の製造施設(条例等に係る適用除外)  
 第九十二条 第六十四条及び第八十九条(都道府県知事又は指定都市の長の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。
- 附 則 (施行期日)
- 1 この省令は、昭和二十五年十一月三日から施行する。  
 (他の命令の改廃)
- 2 銃砲火薬類取締法施行細則(明治四十四年内務省令第二号)および煙火原料用火薬、爆薬及煙火製造作業主任者資格試験に関する件(大正十三年内務省令第二百三十三号)は、廃止する。
- 3 第十九条第四項の規定は、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二条第一項に規定する自衛隊が火薬類を貯蔵する場合については、平成三十二年十二月十八日までの間は、適用しない。
- 附 則 (昭和二七年七月二九日通商産業省令第五〇号)
- この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第六十九条第一項および第二項の規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。
- 附 則 (昭和二八年八月五日通商産業省令第三七号)
- この省令は、火薬類取締法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十六号)の施行の日(昭和二十八年八月八日)から施行する。
- 附 則 (昭和二九年六月一日通商産業省令第二五号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和三十一年八月一七日通商産業省令第三八号)抄
- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三十条第一項および第二項の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。
- 附 則 (昭和三五年二月五日通商産業省令第五号)抄
- この省令は、昭和三十五年二月十日から施行する。
- この省令施行の際に法第十二条第一項の許可を受けているコンクリートブロック造(補強コンクリートブロック造を除く。)石造または土造の煙火火薬庫であつて、この省令施行の日から六月を経過した日において現に土堤または屋頂以上の高さの簡易土堤もしくは防爆壁で囲んでいるものについては、改正後の第二十八条第一号の規定の適用に関しては、その日以後においても、なお従前の例によることができる。
- 附 則 (昭和三五年一二月一日通商産業省令第一二四号) 抄
- (施行期日)



2	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊が火薬類を貯蔵する場合にあつては、この省令による改正後の火薬類取締法施行規則第十九条第四項の規定は、平成二十四年九月二十五日までは、適用しない。
附 則（平成一〇年三月二六日通商産業省令第二二号）	1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第四条の二及び第五条の二の改正規定は、平成十年十月一日から施行する。 2 この省令の施行の際現に火薬類取締法第三条の許可を受けている製造業者は、この省令の施行の日から一年間は、改正後の火薬類取締法施行規則第五条第一項第二十号の規定にかかわらず、なお、従前の例によることができる。
附 則（平成一一年五月二六日通商産業省令第六〇号）	1 この省令は、公布の日から施行する。 2 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則（平成一一年六月三〇日通商産業省令第六一号）	1 この省令は、公布の日から施行する。 2 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則（平成一一年五月二八日通商産業省令第四五号）	1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。 2 この省令による改正後の火薬類取締法施行規則（以下「新規則」という。）第六十七条の二から第六十一条までの規定の例により行うことができる。
附 則（平成一一年四月二八日通商産業省令第一〇〇号）	1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。 2 この省令による改正後の火薬類取締法施行規則第六十七条の二から第六十一条までの規定の例により行うことができる。
附 則（平成一一年七月四日通商産業省令第一三五号）	（施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。 2 この省令による改正後の火薬類取締法施行規則（以下「新規則」という。）第六十七条の二から第六十一条までの規定の例により行うことができる。
附 則（平成一一年四月二八日通商産業省令第一〇〇号）	（施行期日） 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。 2 この省令による改正後の火薬類取締法施行規則第六十七条の二から第六十一条までの規定の例により行うことができる。
附 則（平成一一年七月四日通商産業省令第一三五号）	（施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。 2 この省令による改正後の火薬類取締法施行規則第六十七条の二から第六十一条までの規定の例により行うことができる。
附 則（平成一一年八月一一日通商産業省令第一四二号）	（施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三を加える改正規定（第三項に係る部分に限る。）は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則（平成一一年八月一一日通商産業省令第一四二号）	（経過措置） 1 この省令の施行の際現に前回の保安検査証の交付を受けた日（保安検査を受けたことのない特定施設又は火薬庫にあつては、完成検査証の交付を受けた日）から十一月を経過した特定施設又は火薬庫については、この省令の施行の日から一月間は、改正後の火薬類取締法施行規則第四十四条の二第三項の規定は、適用しない。
附 則（平成一一年八月一一日通商産業省令第一四二号）	（経過措置） 1 この省令の施行の際現に前回の保安検査証の交付を受けた日（保安検査を受けたことのない特定施設又は火薬庫にあつては、完成検査証の交付を受けた日）から十一月を経過した特定施設又は火薬庫については、この省令の施行の日から一月間は、改正後の火薬類取締法施行規則第四十四条の二第三項の規定は、適用しない。
附 則（平成一一年八月一一日通商産業省令第三四一号）	（施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定（第三項に係る部分に限る。）は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則（平成一一年八月一一日通商産業省令第三四一号）	（施行期日） 1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則（平成一三年一月六日経済産業省令第五号）	（施行期日） 1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条の六第一項の改正規定は、公布の日から施行する。
附 則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）	（経過措置） 1 この省令の施行の際現にある無煙火薬の火薬類一時置場については、この省令の施行の日から施行規則第一条の六第一項の規定の適用に關しては、平成十三年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。
附 則（平成一七年三月一一日経済産業省令第二二号）	（施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。 2 この省令は、この省令の施行の際現に火薬類取締法施行規則第十九条第四項の規定は、平成二十四年九月二十五日までは、適用しない。
附 則（平成一七年三月一一日経済産業省令第二二号）	（施行期日） 1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。 2 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一三年三月一九日経済産業省令第九九号）抄	1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。
附 則（平成一三年三月三〇日経済産業省令第一二二号）	1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一四年一月三一日経済産業省令第一九号）	1 この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に關する法律（平成十四年法律第四十三号）の一部の施行の日（平成十四年十一月十四日）から施行する。 2 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一四年一月一二日経済産業省令第一一二号）	1 この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に關する法律（平成十四年法律第四十三号）の一部の施行の日（平成十四年十一月十四日）から施行する。
附 則（平成一五年三月三一日経済産業省令第四二号）	1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一五年一月一二日経済産業省令第一一二号）	1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一五年三月三一日経済産業省令第四二号）	1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一六年三月三一日経済産業省令第二六号）	1 この省令は、公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に關する法律の施行の日（平成十六年三月一日）から施行する。
附 則（平成一六年三月三一日経済産業省令第五二号）	1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六十七条の四の改正規定は、平成十六年十月一日から施行し、第七十四条の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則（平成一六年三月三一日経済産業省令第五二号）	1 この省令の施行の際現に火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」という。）第三条の許可を受けている製造業者の製造施設の技術上の基準については、改正後の第四条第一項第五号の二の規定の適用に關しては、平成十九年四月一日から施行する。ただし、製造所内に爆発の危険のある危険工室等がない場合、爆発の危険のある危険工室等と原料薬品貯蔵所との間に当該爆発の危険のある危険工室等から他の危険工室等に対する必要な第四条第一項第四号の二で定める保安間隔以上の距離を確保した場合又は原料薬品貯蔵所の周囲のうち爆発の危険のある危険工室等に面した方向に第三十二条の三に規定する経済産業大臣が告示で定める基準に従つて防爆壁を設置した場合のいずれかの措置を講じた場合に限り、なお従前の例によることができる。
附 則（平成一六年三月三一日経済産業省令第五五号）	1 この省令の施行の際現に法第三条の許可を受けている製造業者の製造施設の技術上の基準については、改正後の第四条第一項第二十二号の五の二の規定の適用に關しては、平成十六年九月三十日までには、なお従前の例によることができる。
附 則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）	1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一七年三月七日経済産業省令第一四号）	1 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一七年六月六日経済産業省令第六三号)

この省令は、平成十七年六月六日から施行する。

**附 則** (平成一七年九月一日経済産業省令第八六号)

この省令は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。

**附 則** (平成一八年三月三一日経済産業省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項に一号を加える改正規定は、平成十八年七月一日から施行する。三十五号へに係る部分及び第八十四条に一号を加える改正規定は、平成十八年七月一日から施行する。

**附 則** (平成一八年四月二八日経済産業省令第六三号) 抄

(施行期日) この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

**附 則** (平成一九年三月二二日経済産業省令第一〇号)

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百二十九号）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

**附 則** (平成一九年一〇月二十四日経済産業省令第七〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二〇年二月八日経済産業省令第八号)

(施行期日) この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。ただし、第二条第一項、第五十六条の二第五項及び第八十二条の八第一号の改正規定並びに附則第二条の規定は、公布の日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項、第五十六条の二第五項及び第八十二条の八第一号の改正規定並びに附則第二条の規定は、公布の日から施行すとみなす。

**附 則** (平成二〇年一二月一日経済産業省令第八二号)

この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二十一年十二月一日）から施行する。

**附 則** (平成二一年一月二七日経済産業省令第六五号)

この省令は、平成二十一年十二月四日から施行する。

**附 則** (平成二四年五月二二日経済産業省令第三九号)

この省令は、平成二十二年一月四日から施行する。この省令の施行の際現に火薬類取締法第十二条第一項の許可を受けて設置されている煙火火薬庫については、この省令による改正後の火薬類取締法施行規則第二十条第二項の規定の適用に関しては、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

**附 則** (平成二四年五月二二日経済産業省令第六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二五年一月一三日経済産業省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二五年一二月二五日経済産業省令第六五号)

この省令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

**附 則** (平成二七年七月六日経済産業省令第五三号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二八年四月一日経済産業省令第六五号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二九年一月二五日経済産業省令第四号)

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三十一年四月一日経済産業省令第三五号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三一年一月八日経済産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成三〇年六月一五日経済産業省令第三五号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三一年一月八日経済産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成三〇年六月一五日経済産業省令第三五号)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

**附 則** (令和元年一二月二三日経済産業省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和二年一月二二日経済産業省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和二年四月一〇日経済産業省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和二年六月二六日経済産業省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号)

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

**第一 条** この省令は、公布の日から施行する。

**第一 条** この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といふ。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則** (令和三年三月一日経済産業省令第九号)

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

**附 則**（令和三年四月五日経済産業省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和三年一〇月一五日経済産業省令第七三号）

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

**附 則**（令和五年三月二八日経済産業省令第一一号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

**附 則**（令和五年六月九日経済産業省令第三二号）抄

**（施行期日）**

この省令は、令和五年六月九日から施行する。

**第二条** この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による写真の提出については、これらの規定にかかるわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

**別表第一（第四十四条第一項関係）**

検査項目	完成検査の方法
1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合	（経過措置）この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による写真の提出については、これらの規定にかかるわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
2 この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による写真の提出については、これらの規定にかかるわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。	（施行日）この省令は、令和五年六月九日から施行する。
二 第四条第一項第二号の二 危険区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。	二 第四条第一項第二号の二 危険区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。
三 第四条第一項第三号の三 火災による延焼を防止するための措置	三 第四条第一項第三号の三 火災による延焼を防止するための措置の状況を、目視、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。
四 第四条第一項第四号の四 危険工室等の保安距離	四 第四条第一項第四号の四 危険工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の施設までの距離を、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査ができる。
五 第四条第一項第四号の五 危険工室等の保安間隔	五 第四条第一項第四号の五 危険工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の施設までの距離を、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査ができる。

六 第四条第一項第五号の六 危険区域内にボイラーリ室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーリ室及び煙突が設置されている場合には、ボ

ボイラーリーの燃料の種類を、記録により検査する。

六の二 危険区域内に設けた原料薬品貯蔵所に貯蔵する火薬類の原料となる薬品の種類を、記録により検査する。

七 第四条第一項第六号の七 爆発の危険のある工室の構造及び建築材料

八 第四条第一項第七号の八 煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類及び防爆壁

九 第四条第一項第七号の九 煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤、簡易土堤又は防爆壁

十 第四条第一項第七号の十 避雷装置

六 第四条第一項第五号の六 危険区域内にボイラーリ室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーリーの燃料の種類を、記録により検査する。

六の二 危険区域内に設けた原料薬品貯蔵所に貯蔵する火薬類の原料となる薬品の種類を、記録により検査する。

七 第四条第一項第六号の七 爆発の危険のある工室の構造及び建築材料

八 第四条第一項第七号の八 煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類及び防爆壁

九 第四条第一項第七号の九 煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤、簡易土堤又は防爆壁

十 第四条第一項第七号の十 避雷装置

十一 第四条第一項第八号 十一 発火の危険のある工室 の発火の危険のある工室 十二 第四条第一項第九号 十二 発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の施設との間への防火壁の設置	びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火並びに導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、避雷装置を設置していないものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
十三 第四条第一項第九号十三 危険工室の発火の危険のある設備の消火設備について設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。	ることを、目視及び図面により検査する。
十三の二 第四条第一項第十三の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場における火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該発火による爆発を防止するた 九号の三の無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が作動試験又はその記録により検査する。	りものについては、当該火薬類が落し下すことにより爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
十四 第四条第一項第十号十四 危険工室の付近の消火の設備の有無を、目視により検査する。	ることを、目視及び図面により検査する。
十五 第四条第一項第十一号十五 危険工室の窓及び出口の扉について、非常の際に容易に避難できる構造となつていることを、目視及び図面により検査する。	ることを、目視及び図面により検査する。
十五の二 第四条第一項第十五の二 危険工室の窓及び扉に用いる金具の材質を、目視又は図面により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。	ることを、目視及び図面により検査する。
十五の三 第四条第一項第十一号ハの危険工室の窓	号イの危険工室の窓及び出口の扉について、非常の際に容易に避難できる構造となつていることを、目視及び図面により検査する。
十六 第四条第一項第十二号十六の二 危険工室の内面について、内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入するの一部を防止するための措置	十六の二 第四条第一項第十二号十六の二 危険工室の内面について、飛散した火薬類の浸透又は浸入口の扉に用いる金具
十六の三 第四条第一項第十二号ハの床面の、火薬類発し又は発火することを防止するための措置の状況を目視又は図面により検査する。	十六の三 第四条第一項第十二号ハの床面の、火薬類発し又は発火することを防止するための措置の状況を目視又は図面により検査する。

十六の四 第四条第一項第十二号二の危険工室の床面の材料を、目視又は図面により検査する。	が落下することにより爆発する。ただし、火薬類が床面にこぼれ又は落下するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
十七 削除	し又は発火することを防止するための措置
十七 削除	するための措置
十八 第四条第一項第十四号の危険工室内の原動機及び温湿度調整装置据付け制限	するための措置
十九 第四条第一項第十五号の二 危険工室内の機械、器具又は容器について、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。	が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。
十九の二 第四条第一項第十五号の二の危険工室内の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。	が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。
十九の三 第四条第一項第十五号二の危険工室内の機械、器具又は容器について、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となつていることを、目視、図面又は記録により検査する。	が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。
十九の四 第四条第一項第十九の四 危険工室内の機械、器具又は容器について、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。	が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。
二十 第四条第一項第十七号の危険工室内の暖房装置による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置	が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視、図面又は記録により検査する。
二十一 第四条第一項第十七号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置	が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視、図面又は記録により検査する。
二十二 第四条第一項第十二号二の危険工室又は火薬類可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。	が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
二十二 第四条第一項第十二号二の危険工室又は火薬類可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。	が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十四 第四条第一項第二三三十四 火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置について、乾燥する。	三十五 第四条第一項第二三五 日乾場の乾燥台について、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び砂じん等の混入を防止するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。
二十三 第四条第一項第二二十三 危険工室の機械設備又は乾燥装置の金属部について、接地する。	二十四 第四条第一項第二二十四 危険工室等における火薬類の種類及び停滯量、同時に存置する。
九号の危険工室等におけることができる火薬類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示。	十号の危険工室等におけることができる火薬類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示。
二十五 第四条第一項第二二十五 危険工室に面して設置された普通木造建築物の耐火的措置の状況を、目視により検査する。	二十六 削除
十一号の普通木造建築物の状況を、目視により検査する。	二十七 第四条第一項第二二十七 火薬類及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、目視により検査する。
耐火的措置	二十八 第四条第一項第二二十八 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起るる設備に粉じんが飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐための措置。
二十九 第四条第一項第二二十九 火薬類及びその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。	三十 第四条第一項第二三〇 火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。
十二号の二の硝化設備等の、いて、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置の火薬類の温度変化による爆発状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。	三十一 削除
火薬類の原料を過度に加圧することを防ぐための措置	三十二 第四条第一項第二三一 可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、設置の状況を、記録により検査する。
火薬類が爆発し又は発火するおそれがある場合には、当該おそれがないことを、目視、図面により検査する。	三十三 第四条第一項第二三二 可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、設置の状況を、記録により検査する。
十三号の二の火薬類を乾燥する工室の設置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、可燃性ガス又は有毒ガスが発散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面により検査する。	三十四 第四条第一項第二三三三 火薬類の乾燥を行う製造所の火薬類を乾燥する工室の設置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、導火線又は煙火等の製造所の場合であつて、火薬類を乾燥する工室を設置しないものについては、日乾場の設置の状況を、目視及び図面により検査する。
十三号の二の火薬類を乾燥する工室	三十五 第四条第一項第二三五 日乾場の乾燥台について、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び砂じん等の混入を防止するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。
備又は乾燥装置の金属部における接地	三十六 第四条第一項第二三六 爆発の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置
四十一 第四条第一項第二四一 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬する火薬類その他の周囲の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視及び図面等により検査する。	三十七 第四条第一項第二三七 日乾場の火薬類を放冷するための設備
四十二 第四条第一項第二四二 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬する火薬類の容量を、測定器具を用いた測定により検査し、かつ、容器の材質	三十八 第四条第一項第二三八 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。
四十三 第四条第一項第二四三 危険工室等における火薬類の乾燥を行う製造所の火薬類を乾燥する工室	三十九 第四条第一項第二三九 火薬類又はその原料を運搬する容器について、当該火薬類又はその原料と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋ができる構造となつていることを、目視及び記録により検査する。
四十四 第四条第一項第二四四 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬する火薬類その他の周囲の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視及び図面等により検査する。	四十 第四条第一項第二四〇 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬する火薬類の容量を、測定器具を用いた測定により検査し、かつ、容器の材質



又は移動式製造設備の危険 間隔	七 第四条の二第一項第七号の廃棄焼却場の保安間隔	卷尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。また、移動式製造設備の危険間隔が明らかにないような措置の状況を、目視及び図面により検査する。
八 第四条の二第一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突	八 第四条の二第一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突	規定において、既定の距離を満たしていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、移動区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、移動区域内に固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。
九 削除	九 削除	九 削除
十 削除	十 削除	十 削除
十一 第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の構造及び材料	十一号の移動式製造設備の構造及び材料	十一号の移動式製造設備の構造及び材料の性能を、作動試験又はその記録により検査する。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。
十二 削除	十二 削除	十二 削除
十三 削除	十三 削除	十三 削除
十四 削除	十四 削除	十四 削除
十五 第四条の二第一項第十五号の移動式製造設備の構造及び材料	十五号の移動式製造設備の構造及び材料	十五号の移動式製造設備について、土砂類の浸入を防ぎ、かつ、さびにくい構造及び材料の種類を、目視により検査する。
十六 削除	十六 削除	十六 削除
十七 削除	十七 削除	十七 削除
十八 第四条の二第一項第十八号の移動式製造設備の移動方法及び製造方法	十八号の移動式製造設備の移動方法及び製造方法	十八号の移動式製造設備のを起こすおそれがない車両が使用されていることを、目視、図面、記録又は測定器具を用いた測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視、図面又は記録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合は、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を爆発し又は発火させるおそれがないものであることを、目視、図面又は記録により検査する。
十九 第四条の二第一項第十九号の移動式製造設備の機械、器具又は容器の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造	十九の二 第四条の二第一項第十九の二十九号の二十九号の移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造となつていてることを、目視又は図面により検査する。	十九の二 第四条の二第一項第十九の二十九号の二十九号の移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃又は特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質しない構造となつていてことを、目視又は図面により検査する。
二十 削除	二十 削除	二十 削除
二十一 第四条の二第一項第二十号の移動式製造設備の機械、器具又は容器	二十一 第四条の二第一項第二十一号の移動式製造設備の機械、器具又は容器	二十一 第四条の二第一項第二十九の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により变形しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。
二十二 第四条の二第一項第二十二号の移動式製造設備の機械、器具又は容器	二十二 第四条の二第一項第二十二号の移動式製造設備の機械、器具又は容器	二十二 第四条の二第一項第二十九の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により变形しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。
二十三 第四条の二第一項第二十三号の移動式製造設備又は廃棄焼却場の特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量等の掲示	二十三 第四条の二第一項第二十三号の移動式製造設備又は廃棄焼却場の特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量等の掲示	二十三 第四条の二第一項第二十九の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により变形しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。
二十四 削除	二十四 削除	二十四 削除
二十五 削除	二十五 削除	二十五 削除
二十六 第四条の二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐた	二十六 第四条の二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、目視により検査する。	二十六 第四条の二第一項第二十九の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により变形しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。
二十七 第四条の二第一項第二十七号の移動式製造設備の静電気を除去する措置の状況を、目視及び記録により検査する。	二十七 第四条の二第一項第二十七号の移動式製造設備の静電気を除去する措置の状況を、目視及び記録により検査する。	二十七 第四条の二第一項第二十九の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により变形しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。
二十八 第四条の二第一項第二十八号の移動式製造設備の静電気を除去する措置の状況を、目視及び記録により検査する。	二十八 第四条の二第一項第二十八号の移動式製造設備の静電気を除去する措置の状況を、目視及び記録により検査する。	二十八 第四条の二第一項第二十九の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により变形しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。

三十九 第四条の二第一項三十九 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる第二十九号の移動式製造設備回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発備の特定硝酸アンモニウム火しない措置を、目視及び記録により検査する。

三十 第四条の二第一項三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置

三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置

二 第二十四条第一号の火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。構造

三 第二十四条第三号の火薬庫の壁の厚さを、卷尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

四 第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉の設置の状況及び盗難を防止するための扉の設置の状況を、目視、図面又は卷尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

五 火薬庫の窓の設置の状況を、目視及び図面により検査する。五 火薬庫の窓の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

六 第二十四条第六号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔の設置及び通気孔

七 第二十四条第七号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面床面の状況を、目視及び図面により検査する。

八 第二十四条第八号の火薬庫の換気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

九 第二十四条第九号の火薬庫の暖房装置の熱源の種類を、目視により検査する。

十 第二十四条第十号の火薬庫の照明設備の位置を、目視により検査する。

十一 火薬庫の小屋組及び屋根の外側の材質並びに盗難及び火災を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。

十二 第二十四条第十二号の避雷装置の有無を、目視により検査する。

十三 土堤の有無を、目視により検査する。

十四 防火設備及び警戒設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

十五 火薬庫の天井裏又は屋根の盗難を防止するための措置を、目視、図面等により検査する。

十六 見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状況を、目視又は図面により検査し、当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

十七 第二十四条第十六号の警鳴装置及び第十八号に掲げる検査項目

一 第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第四号、第七号及び第十六号並びに次項第七号及び第八号に掲げる完成検査

二 第二十四条の二第一号の火薬庫の構造及び材質を、目視及び図面により検査し、及び外部構造の壁及び内部構造の壁の厚さ並びに間隔を、卷尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

三 火薬庫の基礎及び排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。

別表第二（第四十四条第二項関係）

1 火薬庫の保安距離の基準

1 完成検査の方法

1 第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし

し、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

一 地上式一級火薬庫の基準

一 第二十四条第一号の火薬庫の設置場所

2 地上式一級火薬庫の基準

一 第二十四条第一号の火薬庫の設置場所

四 第二十四条の二第三号の搬出入	四 装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔及び換気孔の設置の状況及び
五 第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土	床、通気孔及び換気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査し、並びに床の高さ及び当該通気孔並びに換気孔に係る主要な寸法を、卷尺その他測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
四 地中式一級火薬庫の基準	四 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔及び換気孔の設置の状況及び
一 第二十五条において準用する第二十四条第七号及び第十六号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二 第二十五条第一号の火薬庫の設置場所	二 第二項第七号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
三 第二十五条第二号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間	三 第二項第七号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
四 第二十五条第三号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の状況	四 火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。
五 第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉の扉の厚さ	五 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉の扉の厚さを、目視及び図面により検査する。
六 第二十五条第六号の火薬庫の地盤の厚さ	六 火薬庫の地盤の厚さを、目視及び図面により検査する。
七 第二十五条第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置	七 火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の状況を、目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
八 第二十五条第八号の火薬庫の照 明設備	八 照明設備の防爆構造、配線方法及び自動遮断器又は開閉器の位置を、目視により検査する。
五 地下式一級火薬庫の基準	五 第二項第七号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
一 第二十五条の二において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号並びに第二項第五号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所	二 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。
三 第二十五条の二第二号の火薬庫の構造	三 火薬庫の構造及び材質を、目視及び図面により検査し、及び外部構造の壁と内部構造の壁との間隔を、卷尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
四 第二十五条の二第三号の外部構造と内部構造との間の空間	四 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間の排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。
五 第二十五条の二第五号の搬出入用トンネル	五 搬出入用トンネルの設置の状況及び衝動波防止の措置の状況を、目視及び図面により検査する。
六 第二十五条の二第六号の昇降機	六 昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備の設置の状況及び
七 第二十五条の二第七号の放爆用トンネル	七 その他火薬類の運搬に用いる設備の設置の状況及び
八 第二十五条の二第八号の火薬庫	八 放爆用トンネルの設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び放爆用トンネルの断面積を卷尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
九 第二十五条の二第九号及び第十九号の土かぶり	九 第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査する。
十 第二十五条の二第十一号の警戒設備	十 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査する。
十一 第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造	十一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査する。
十二 第二十六条第一項第一号の二の火薬庫の小屋組及び屋根	十二 火薬庫の構造、材質並びに盜難及び火災を防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査する。
十三 削除装置	十三 火薬庫の小屋組及び屋根の外面の材質並びに盜難及び火災を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。
十四 第二十六条第一項第一号の二の火薬庫との間に土堤を設けない	十四 火薬庫の小屋組及び屋根の外面の材質並びに盜難及び火災を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。
十五 第二十六条第一項第二号の避雷装置	十五 避雷装置の有無を、目視により検査する。
十六 第二十六条第一項第三号の土堤	十六 土堤の有無を、目視により検査する。
十七 第二十六条第一項第四号の他の二級火薬庫との間に土堤を設けない	十七 他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離を、目視及び図面により検査する。
十八 第二十六条第一項第六号及び第八号に掲げる検査項目	十八 火薬庫の盗難を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。
十九 地中式二級火薬庫の基準	十九 火薬庫の盗難を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。
二十 第二十六条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査する。	二十 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第六号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

三 第二十六条第一項第二号の穴を三	丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘つて設けられた
8 地上式三級火薬庫の基準	火薬庫の材質を、目視により検査する。
一 第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる完成検査の方	一 第二項第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる完成検査の方
で、第十五号及び第十六号に掲げる	で、第十五号及び第十六号に掲げる完成検査の方
検査項目	検査項目
二 第二十七条第一項第一号の火薬庫の壁	二 第二十七号第一項第一号の火薬庫の壁の材質を、目視により検査し、及び当該壁の厚さを、卷尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
三 第二十七条第一項第二号の火薬庫の小屋組及び屋根	三 火薬庫の小屋組及び屋根の材質並びに盜難を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。
四 第二十七条第一項第三号の火薬庫	四 火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵する火薬庫に設けられた隔壁の設置の状況及び材質を、目視及び図面により検査し、及び当該隔壁の厚さを、卷尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。
五 第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口	五 火薬庫の入口及び注水設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。
六 第二十七条第一項第五号の火薬庫の土堤	六 土堤又は簡易土堤の有無を、目視により検査する。
9 地中式三級火薬庫の基準	9 地中式三級火薬庫の基準
一 第二十七条第一項において準用する第二十四条第七号及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる完成検査の方
二 第二十七条第二項第一号の火薬庫の地盤の厚さ	二 第二項第七号及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる完成検査の方
三 第二十七条第二項第二号の火薬庫の設置場所	三 第二項第七号及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる完成検査の方
10 水蓄火薬庫の基準	10 水蓄火薬庫の基準
一 第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面	一 火薬庫の壁及び底面の材質並びに水もれを防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、卷尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面による検査により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
二 第二十七条の二第二号の火薬庫	二 火薬庫の屋根の材質を、目視により検査する。
三 第二十七条の二第三号の火薬庫の設備	三 火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置の状況を、目視及び図面により検査する。
四 第二十七条の二第四号の火薬庫の流出口等	四 火薬庫に設けられているあふれ出る水の流出口及び当該出口に設置されている沈殿槽の設置の状況並びに火薬類を流失させない措置の状況を、目視及び図面により検査する。
11 横穴式水蓄火薬庫の基準	11 横穴式水蓄火薬庫の基準
一 第二十七条の三において準用する第二十七条の二第三号及び第四号を行	一 前項第三号及び第四号に掲げる完成検査の方
る第二十七条の二第三号及び第四号を行	る第二十七条の二第三号及び第四号に掲げる完成検査の方
に掲げる検査項目	に掲げる検査項目

二 第二十七条の三第一号の火薬庫の内面の構造及び水もれを防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査する。	
三 第二十七条の三第二号の火薬庫の前面のよう壁に設けられた出入口の水もれを防ぐ構造の状況を、目視により検査する。	
四 第二十七条の三第三号の火薬庫の前面のよう壁に設けられた出入口の水もれを防ぐ構造の状況を、目視により検査する。	
五 第二十七条の三第四号の火薬庫の出入口の盜難防止の措置の状況を、目視により検査する。	
12 実包火薬庫の基準	
一 第二十七条の四第一項の基準	
イ 第二十七条の四第一項において準用する第二十四条第一号、第二号、第十四号及び第十六号に掲げる完成検査の方	イ 第二項第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第四号から第十号まで、第十一号、第十四号及び第十六号に掲げる
号、第十四号及び第十六号に掲げる	号、第十四号及び第十六号に掲げる
検査項目	検査項目
ロ 第二十七条の四第一項第一号の火薬庫の壁の外側の点灯設備	ロ 第二十七号の四第一項第一号の火薬庫の壁の材質を、目視により検査し、及び当該壁の厚さを、卷尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
ハ 第二十七条の四第一項第一号の火薬庫の屋根	ハ 火薬庫の屋根の材質を、目視により検査し、及び当該屋根の厚さを、卷尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
二 第二十七条の四第二項の基準	
イ 第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第十四号及び第十六号に掲げる完成検査の方	イ 第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに第十七号の四第一項第三号に掲げる検査項目
ロ 第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根	ロ 第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前号ニに掲げる完成検査の方
ハ 第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根	ハ 火薬庫の外部の点灯設備の有無を、目視により検査する。
二 第二十七条の四第二項の基準	
イ 第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第十四号及び第十六号に掲げる完成検査の方	イ 第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前号ニに掲げる完成検査の方
ロ 第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根	ロ 火薬庫の壁及び屋根の材質を、目視により検査し、並びに当該壁及び屋根の厚さを、卷尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
ハ 第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根	ハ 窓が設けられていないことを、目視により検査する。
三 煙火火薬庫の基準	
13 煙火火薬庫の基準	
一 第二十八条において準用する第一	一 第二項第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる完成検査の方
二 第二十八条第一号の火薬庫の構造	二 火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。

三 第二十八条第一号の二の火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況の入口の扉	三 火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該測定器具を用いた測定により検査する。
四 第二十八条第二号の火薬庫の壁構造	四 火薬庫の壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
五 第二十八条第三号の火薬庫の通気孔	五 通気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該通気孔に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
六 第二十八条第四号の火薬庫の土堤	六 土堤、簡易土堤又は防爆壁の有無を、目視により検査する。
14 がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準	14 がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準
一 第二十九条において準用する第一二十四条第一号に掲げる検査項目	一 第二項第一号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二 第二十九条第一号の貯蔵庫の構造	二 がん具煙火貯蔵庫の構造及び防火の措置を、目視及び図面により検査する。
三 第二十九条第二号の貯蔵庫の入口の扉	三 がん具煙火貯蔵庫の入口の扉の盜難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査する。
15 避雷装置の基準	15 第三十条の避雷装置の位置、型式、構造、材質等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。
16 土堤の基準	16 土堤から火薬庫までの距離
一 第三十一条第一号の土堤の内面	一 内面の堤脚から火薬庫の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
二 第三十一条第二号の切通の出入口を設けた土堤の構造	二 切通の出入口を通して火薬庫の本屋を見ることができない構造となつていることを、目視により検査する。
三 第三十一条第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造	三 トンネルの出入口を通して火薬庫の外壁を見ることができない構造となつていることを、目視により検査する。
四 第三十一条第四号の土堤のこう配及び高さ	四 土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
五 第三十一条第五号の堤脚を土留とする土堤	五 堤脚を土留とする土堤の内面の材料を記録により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていないことが目視又は図面により容易に判定できる。
六 第三十一条第六号の土堤を兼用するときの通路	六 土堤を兼用するときの通路の有無を目視により検査する。
七 第三十一条第七号の土堤の堤面	七 土堤の堤面の被覆の状況を目視により検査する。
17 簡易土堤の基準	一 前項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二 第三十一条第一号から第三号まで及び第六号に掲げる検査項目	二 第三十一条第一号から第三号まで及び第六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

別表第三（第四十四条の五第一項関係）	検査項目	保安検査の方法
18 防爆壁の基準	1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製作業を行う製造施設の場合	一 第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関する必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況
18 第三十一条の三の防爆壁の位置、構造、材質等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。	2 第四条第一項第二号の危険区域の施設の設置制限	二 危険区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。
18 第三十一条の二第一号の簡易土堤のこう配及び高さ	3 第四条第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置	三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。
18 第三十一条の二第一号の簡易土堤の側壁板及び支柱の材質を、目視又は図面により検査する。	4 第四条第一項第四号の危険工室等の保安距離	四 危険工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
18 第三十一条の二第一号の簡易土堤の側壁板及び支柱の高さを、目視又は図面による検査に替えることができる。	5 第四条第一項第四号の二の危険工室等の保安間隔	五 危険工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
18 第三十一条の二第一号の簡易土堤の側壁板及び支柱の高さを、目視又は図面による検査に替えることができる。	6 第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突	六 危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合に、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。
18 第三十一条の二第一号の簡易土堤の側壁板及び支柱の高さを、目視又は図面による検査に替えることができる。	7 第四条第一項第六号の爆発のある工室の構造及び建築材料	七 爆発のある工室の維持管理状況を、目視により検査する。

八 第四条第一項第七号の煙火等の製造所以外の製造所の工室又は火薬類一時置場の土堤及び防爆壁等の製造所の工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の維持管理状況を、別表第四第十六項に掲載する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに連接している場合であつて、土堤にてロケットの推進用に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十八項に掲げる保安検査の方法により検査する。なお実包、空包若しくは推進の爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進用に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四第十二項第一号に掲げる保安検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四第十四項に掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、土堤、簡易土堤又は防爆壁の設置その他の延焼を遮断するための避雷装置	九 第四条第一項第七号の二 煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設ける土堤、簡易土堤、防爆壁又は防火壁の設置その他他の延焼を遮断するための避雷装置	十 第四条第一項第七号の三 第四条第一項第七号の二の煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設ける土堤、簡易土堤、防爆壁の設置その他他の延焼を遮断するための避雷装置	十一 第四条第一項第八号の二 火災の危険のある工室の耐火性構造	十二 第四条第一項第九号の二 火災の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他他の延焼を遮断するための措置	十三 第四条第一項第九号の二の発火の危険のある設備の消火設備	十三 危険工室の発火の危険のある設備の消火設備の維持管理状況を、目視により検査する。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。
十四 第四条第一項第十一号の二の無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火した定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。	十五 第四条第一項第十一号の二の危険工室の窓及び扉の維持管理状況を、目視により検査する。	十六 第四条第一項第十二号の二の窓口の飛散した火薬類の浸透又は混入を防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。	十七 削除	十八 第四条第一項第十四号の二の危険工室内の原動機及び温湿度調整装置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。	十九 第四条第一項第十五号の二の危険工室内の機械、器具類が爆発し又は発火しない構造となつてることを、目視により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火しない構造が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。	二十 第四条第一項第十二号の二の危険工室の床面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。
二十一 第四条第一項第十九号の二の危険工室の床面の維持管理状況を、目視により検査する。	二十二 第四条第一項第十九号の二の危険工室の床面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。	二十三 第四条第一項第二十号の二の危険工室の床面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。	二十四 第四条第一項第二十一号の二の危険工室の床面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。	二十五 第四条第一項第十二号の二の危険工室の窓及び扉の維持管理状況を、目視により検査する。	二十六 第四条第一項第十二号の二の危険工室の窓及び扉の維持管理状況を、目視により検査する。	二十七 削除
二十八 第四条第一項第十九号の二の危険工室内の機械、器具類が爆発し又は発火しない構造となつてることを、目視により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。	二十九 第四条第一項第十九号の二の危険工室内の機械、器具類が爆発し又は発火しない構造となつてることを、目視により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。	三十 第四条第一項第二十一号の二の危険工室内の機械、器具類が爆発し又は発火しない構造となつてることを、目視により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。	三十一 第四条第一項第二十一号の二の危険工室内の機械、器具類が爆発し又は発火しない構造となつてることを、目視により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。	三十二 第四条第一項第二十一号の二の危険工室内の機械、器具類が爆発し又は発火しない構造となつてることを、目視により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。	三十三 第四条第一項第二十一号の二の危険工室内の機械、器具類が爆発し又は発火しない構造となつてることを、目視により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。	三十四 第四条第一項第二十一号の二の危険工室内の機械、器具類が爆発し又は発火しない構造となつてることを、目視により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十九の二 第四条第一項第十九の二 危険工室の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつてゐることを、	十九の三 第四条第一項第十九の三 危険工室の機械、器具又は容器について、腐食により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつてゐることを、
五号口の危険工室の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造	五号口の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置
十九の四 第四条第一項第十九の四 危険工室の機械、器具又は容器について、火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となつてゐることを、	十九の四 第四条第一項第十九の四 危険工室の機械、器具又は容器について、火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、
五号二の危険工室の機械、器具又は容器の、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造	五号二の危険工室の機械、器具又は容器について、火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、
十九の五 第四条第一項第十九の五 危険工室の機械、器具又は容器について、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造	十九の五 第四条第一項第十九の五 危険工室の機械、器具又は容器について、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、
二十 第四条第一項第十六号 危険工室内の暖房装置の危険工室の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防ぐための措置	二十 第四条第一項第十六号 危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防ぐための措置
二十一 第四条第一項第十七号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置	二十一 第四条第一項第十七号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置
二十二 第四条第一項第十八号の危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備について、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。	二十二 第四条第一項第十八号の危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備について、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。
二十三 第四条第一項第十九号の危険工室の機械設備又は乾燥装置の金属部における接地の状況を、接地抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。	二十三 第四条第一項第十九号の危険工室の機械設備又は乾燥装置の金属部における接地の状況を、接地抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。
二十四 第四条第一項第二十二号の危険工室等における必要事項の掲示	二十四 第四条第一項第二十二号の危険工室等における火薬類の種類及び停滯量、同時に存置することができる火薬類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他の必要な事項の掲示
二十五 第四条第一項第二十二号の普通木造建築物の耐火的措置	二十五 第四条第一項第二十二号の普通木造建築物の耐火的措置
二十六 削除	二十六 削除
二十七 第四条第一項第二十二号の火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設置	二十七 第四条第一項第二十二号の火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設置

三十七 第四条第一項第二十二号の四の日乾場の放冷するための設備	三十七 日乾場の火薬類を放冷するための設備の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がない場合には、火薬類を放冷する必要がないことを、目視、図面又は記録により検査すること。
三十七の二 第四条第一項第二十四号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置	三十七の二 星打ち場又は星掛け場における日光の直射を防ぐための措置の維持管理状況を、目視により検査する。
三十八 第四条第一項第二十号イの爆発試験場等	三十八 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。
三十八の二 第四条第一項第二十五号の土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置	三十八の二 土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる面又は記録により検査する。
三十九 第四条第一項第二十三号の火薬類又はその原料を運搬する容器の維持管理状況を、目視により検査する。	三十九 火薬類又はその原料を運搬する容器の維持管理状況を、目視により検査する。
四十 第四条第一項第二十七号の火薬類等の運搬容器	四十 第四条第一項第二十七号の火薬類等の運搬容器の維持管理状況を、目視により検査する。
四十一 第四条第一項第二十四号の火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の維持管理状況	四十一 第四条第一項第二十四号の火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
一 第四条第二項第一項第二十二号の火薬類等の運搬容器	一 第四条第二項第一項第二十二号の火薬類等の運搬容器の維持管理状況を、目視により検査する。
二 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行なう場合	二 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行なう場合
二号まで、第二十二号の三から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号及び第二十八号に掲げる検査項目	二号まで、第二十二号の三から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号及び第二十八号に掲げる検査項目

二 第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離	二 第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
三 第四条第二項第二号の不発弾等解撤工室等の保安間隔	三 不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
四 第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室の構造及び建築材料	四 不発弾等解撤工室の維持管理状況を、目視により検査する。
五 第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁	五 第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の維持管理状況を、目視、発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁
六 削除	六 削除
七 第四条第二項第七号の鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接するが直接接することがなく、かつ、落下しない措置	七 鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置の維持管理状況を、目視により検査する。
八 第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備	八 遠隔操作による解撤設備
九 第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措置	九 温度上昇を防止するための措置
十 第四条第二項第十号のウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置	十 研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置
十一 第四条第二項第十一号の不発弾等廃棄処理場	十一 不発弾等廃棄処理場
十一の二 第四条第二項第一号の土堤又は防爆壁を設置したものの措置	十一の二 土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
十一の三 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の維持管理状況	十一の三 周囲の火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の四 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の四 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の五 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の五 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の六 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の六 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の七 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の七 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の八 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の八 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の九 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の九 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の十 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の十 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の十一 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の十一 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の十二 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の十二 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の十三 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の十三 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の十四 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の十四 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の十五 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の十五 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の十六 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の十六 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の十七 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の十七 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の十八 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の十八 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の十九 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の十九 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の二十 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の二十 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の二十一 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の二十一 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の二十二 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の二十二 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の二十三 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の二十三 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の二十四 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の二十四 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の二十五 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の二十五 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の二十六 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の二十六 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の二十七 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の二十七 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。
十一の二十八 第四条第二項第十一号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	十一の二十八 火薬類の運搬通路の路面及び勾配の維持管理状況を、目視により検査する。

一 第四条の二第一項第一号一 の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況	二 第四条の二第一項第二号二 の移動区域の施設の設置制限三 第四条の二第一項第三号三 の火災による延焼を防止するための措置	三 第四条の二第一項第十号、第十一号、第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十号までの二号まで、第十四号から第六号まで及び第十八号から第二十二号までに掲げる検査項目	四 第四条の二第一項第四号四 の移動式製造設備用工室の維持管理状況を別表第三第一項第十号、第十一号、第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十号までの二号まで、第十四号から第六号まで及び第十八号から第二十二号までに掲げる検査項目	五 第四条の二第一項第五号五 の移動区域の境界又は廃棄焼却場の保安距離	六 第四条の二第一項第六号六 の移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の危険間隔	七 第四条の二第一項第七号七 の廃棄焼却場の保安間隔	八 第四条の二第一項第八号八 の移動区域内のボイラー室及び煙突	九 削除	十 削除	十一 第四条の二第一項第十号十一 の移動式製造設備の消火	十二 削除	十三 削除	
十四 削除	十五 第四条の二第一項第十五号の移動式製造設備の構造る。	十六 削除	十七 削除	十八 第四条の二第一項第十八号の移動式製造設備の移動方法及び製造方法	十九 第四条の二第一項第十九号の移動式製造設備の機械、器具又は容器の、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造	二十 第四条の二第一項第二十号の移動式製造設備の機械、器具又は容器の、振動により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造	二十一 第四条の二第一項第二十一号の移動式製造設備の機械、器具又は容器の、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造	二十二 第四条の二第一項第二十二号の移動式製造設備の機械、器具又は容器の、振動により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造	二十三 第四条の二第一項第二十三号の移動式製造設備の機械、器具又は容器の、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造	二十四 削除	二十五 第四条の二第一項第十五号の移動式製造設備の内面の維持管理状況を、目視により検査する。	二十六 削除	二十七 削除
十六 削除	十七 削除	十八 製造し及び運搬する火薬類並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない車両が使用されていることを、目視、図面、卷尺又は測定器具を用いた測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視、図面又は記録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を爆発し又は発火させるおそれがないもので記録又は測定器具を用いた測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視、図面又は記録により検査する。	十九 第四条の二第一項第十九号の移動式製造設備の機械、器具又は容器の、振動により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造ととなつていることを、目視又は図面により検査する。	二十 第四条の二第一項第二十号の移動式製造設備の機械、器具又は容器の、振動により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造ととなつていることを、目視又は図面により検査する。	二十一 第四条の二第一項第二十一号の移動式製造設備の機械、器具又は容器の、振動により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造ととなつていることを、目視又は図面により検査する。	二十二 第四条の二第一項第二十二号の移動式製造設備の機械、器具又は容器の、振動により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造ととなつていることを、目視又は図面により検査する。	二十三 第四条の二第一項第二十三号の移動式製造設備の機械、器具又は容器の、振動により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造ととなつていることを、目視又は図面により検査する。	二十四 削除	二十五 第四条の二第一項第十五号の移動式製造設備の内面の維持管理状況を、目視により検査する。	二十六 削除	二十七 削除		
二十八 第四条の二第一項第二十八号の移動式製造設備の機械、器具又は容器の、振動により变形しない構造	二十九 第四条の二第一項第二十九号の四 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造ととなつていることを、目視又は図面により検査する。	三十 第四条の二第一項第三十号の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により变形しない構造	三十一 第四条の二第一項第三十号の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により变形しない構造	三十二 第四条の二第一項第三十号の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により变形しない構造	三十三 第四条の二第一項第三十号の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により变形しない構造	三十四 第四条の二第一項第三十号の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により变形しない構造	三十五 第四条の二第一項第三十号の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により变形しない構造	三十六 第四条の二第一項第三十号の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により变形しない構造	三十七 第四条の二第一項第三十号の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により变形しない構造	三十八 第四条の二第一項第三十号の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により变形しない構造	三十九 第四条の二第一項第三十号の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により变形しない構造	四十 第四条の二第一項第三十号の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により变形しない構造	

二十一 第四条の二第一項第二十一 移動式製造設備を照明する設備について、維持管理状況を、 二十二 号の移動式製造設備を目視により検査する。	二十二 第四条の二第一項第二十二 移動式製造設備の機械設備の金属部について、接地の状況 二十二号の移動式製造設備のを、接地抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。	二十三 第四条の二第一項第二十三 移動式製造設備又は廃薬焼却場の特定硝酸アンモニウム系 二十三号の移動式製造設備又爆薬の停滯量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系 は廃薬焼却場における特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事 酸アンモニウム系爆薬の停滯項の掲示の状況並びに記載事項の維持管理状況を、目視により検査 量等の掲示
二十四 削除	二十五 削除	二十四 削除
二十六 第四条の二第一項第二十六 移動式製造設備の料の粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、目視により 粉じんの飛散を防ぐための措置の検査する。	二十七 第四条の二第一項第二十七 移動式製造設備の静電気を除去する措置の維持管理状況を、目視により 静電気を除去する措置	二十五 削除
二十八 第四条の二第一項第二十八 移動式製造設備の直ちに製造を中止することができる構造の維持管理を目視及び図面 二十八号の移動式製造設備の直ちに製造を中止することができる構造の維持管理を目視及び図面 二十九 第四条の二第一項第二十九 移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に 二十九号の移動式製造設備の回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れ 特定硝酸アンモニウム系爆薬は発火しない措置の維持管理状況を、目視及び記録により検査する。	二十九 第四条の二第一項第二十九 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れ 二十九号の移動式製造設備の回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦に より当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は ム系爆薬が爆発し又は発火しない措置	二十七号の移動式製造設備の直ちに製造を中止する構造 二十八号の移動式製造設備の直ちに製造を中止する構造の維持管理を目視及び図面 二十九号の移動式製造設備の回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦に より当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は ム系爆薬が爆発し又は発火しない措置
三十 第四条の二第一項第三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホース 十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホース 付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静 電気に對する安全な措置	三十 第四条の二第一項第三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホース 十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホース 付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静 電気に對する安全な措置	三十 第四条の二第一項第三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホース 十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホース 付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静 電気に對する安全な措置
三十一 第四条の二第一項第三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備 三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に ウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置のホースの摩擦、衝撃及び静 電気に對する安全な措置	三十一 第四条の二第一項第三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備 三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に ウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置のホースの摩擦、衝撃及び静 電気に對する安全な措置	三十一 第四条の二第一項第三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備 三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に ウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置のホースの摩擦、衝撃及び静 電気に對する安全な措置
三十二 第四条の二第一項第三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器 三十二号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器	三十二 第四条の二第一項第三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器 三十二号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器	三十二 第四条の二第一項第三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器 三十二号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器

搬容器	三十三 第四条の二第一項第三十三号の廃薬焼却場について、移動区域内に設置されていることを、 目視により検査する。
三十三号の二第一項第三十三号の土堤、防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法 項第三十三号の土堤、防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法	三十三号の二第一項第三十三号の土堤、防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法 壁又は防火壁、その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。
三十三の三 第四条の二第一項第三十三号ハの周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、 目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。	三十三の三 第四条の二第一項第三十三号ハの周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、 目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。
三十三の三 第四条の二第一項第三十三号ハの周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、 目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。	三十三の三 第四条の二第一項第三十三号ハの周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、 目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。
手続	三十三の三 第四条の二第一項第三十三号ハの周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、 目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

十一 第六条第一項第十一号十一 危害予防規程に記載した災害の防止のために必要な事項が、の災害の発生の防止のために明確に定められ、全ての従業者に理解され、実施され、かつ、維持必要な事項されていることを、規程等により検査する。

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

1 檢査項目 火薬庫の保安距離の基準	2 地上式一級火薬庫の保安距離の基準 第二十四条第一号の火薬庫の設置場所	3 第二十四条第一号の火薬庫の構造 第二十四条第二号の火薬庫の壁	4 地中式一級火薬庫の基準 第二十五条において準用する第二十一条	5 火薬庫の覆土 第二十四条の二第三号の搬出入装置及び換気孔
一 第二十四条第一号の火薬庫の基準	一 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。 二 第二十四条第一号の火薬庫の構造	一 火薬庫の窓の維持管理状況を、目視により検査する。 二 火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。	一 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。 二 火薬庫の窓の維持管理状況を、目視により検査する。	一 火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において既定の距離を満たしていないことが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
二 第二十四条第六号の搬出入装置を有する火薬庫の壁及び通気孔	三 第二十四条第六号の火薬庫の入口及び扉	四 第二十四条第五号の火薬庫の窓	五 第二十四条第七号及び第十六号に掲げる検査項目	二 火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視により検査する。 三 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入り口の扉及び火薬庫の換気孔の維持管理状況を、目視により検査する。
三 第二十四条第六号の搬出入装置を有する火薬庫の内面	四 第二十四条第六号の火薬庫の入口及び扉	五 第二十四条第六号の火薬庫の窓	六 第二十五条第一号の火薬庫の設置場所	一 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。 二 火薬庫の窓の維持管理状況を、目視により検査する。
四 第二十四条第八号の火薬庫の換気孔	五 第二十四条第八号の火薬庫の換気孔	六 第二十四条第九号の火薬庫の暖房装置	七 第二十五条第二号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視により検査する。	三 火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視により検査する。
五 第二十四条第九号の火薬庫の暖房装置	六 第二十四条第十号の火薬庫の照明装置	七 第二十五条第三号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視により検査する。	八 第二十五条第六号の火薬庫の地盤の厚さ	四 火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視により検査する。
六 第二十四条第十号の火薬庫の照明装置	八 第二十五条第八号の火薬庫の照明装置	九 第二十四条第十三号の土堤及び警戒設備	九 第二十五条第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の維持管理状況を、目視により検査する。	五 火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視により検査する。
七 第二十四条第十二号の避雷装置	十 第二十四条第十五号の盗難を防止するための措置	十 第二十四条第十四号の防火設備及び警戒設備	十 第二十四条第十六号の警鳴装置	六 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において既定の厚さを満たしていないことが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
八 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所	九 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所	十一 第二十四条第十一号の火薬庫の小屋組及び屋根の外側の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。	十一 第二十四条第十一号の火薬庫の小屋組及び屋根の外側の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。	七 第二十五条第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の維持管理状況を、目視により検査する。
九 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所	十 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所	十二 第二十四条第十二号の避雷装置	十二 第二十四条第十二号の避雷装置	八 第二十五条第八号の火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において既定の厚さを満たしていないことが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
十 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所	十一 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所	十三 第二十四条第十三号の土堤	十三 第二十四条第十三号の土堤	九 第二十五条第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の維持管理状況を、目視により検査する。
十一 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所	十二 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所	十四 第二十四条第十四号の防火設備及び警戒設備	十四 第二十四条第十四号の防火設備及び警戒設備	十 第二十五条第八号の火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において既定の厚さを満たしていないことが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
十二 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所	十三 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所	十五 第二十四条第十五号の盗難を防止するための措置	十五 第二十四条第十五号の盗難を防止するための措置	十一 第二十五条第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の維持管理状況を、目視により検査する。
十三 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所	十四 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所	十六 第二十四条第十六号の警鳴装置	十六 第二十四条第十六号の警鳴装置	十二 第二十五条第七号及び第十六号並びに第二十八条に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
十四 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所	十五 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所	十五 第二十五条第七号及び第十六号並びに第二十八条に掲げる保安検査の方法により検査を行う。	十五 第十五条第四号及び第八号に掲げる検査項目	十三 火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視により検査する。
十五 第十五条第四号及び第八号に掲げる検査項目	十六 第十五条第四号及び第八号に掲げる検査項目	十六 第十五条第四号及び第八号に掲げる検査項目	十六 第十五条第四号及び第八号に掲げる検査項目	十四 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

五 第二十五条の二第五号の搬出入用トンネルの維持管理状況及び衝動波防止の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。	一 第二十七条第一項において準用する第一項第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
六 第二十五条の二第六号の昇降機その他の火薬類の運搬に用いる設備の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。	二 第二十四条第四号から第十号まで、第十号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
七 第二十五条の二第七号の放爆用トンネルの維持管理状況を、目視及び図面により検査する。	三 第二十七条第一項第二号の火薬庫の小屋組及び屋根の維持管理状況を、目視により検査する。
八 第二十五条の二第八号の火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さ	四 第二十七条第一項第三号の火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵する火薬庫に設けられた隔壁の維持管理状況を、目視により検査する。
九 第二十五条の一第九号及び第十号の土かぶり	五 第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口及び注水設備の維持管理状況を、目視により検査する。
十 第二十五条の二十一号の警戒設備	六 土堤又は簡易土堤の維持管理状況を、目視により検査する。
十一 警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。	七 火薬庫の入口及び注水設備の維持管理状況を、目視により検査する。
十二 第二十六条第一項において準用する第一項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十七号及び第十四号から法により検査を行う。	八 火薬庫の小屋組及び屋根の維持管理状況を、目視により検査する。
十三 第二十六条第一項第一号の火薬庫の二 火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。	九 火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。
十四 削除	一 第二十七号から第四号まで及び第七号並びに第二十号に掲げる検査項目
十五 第二十六条第一項第一号の二の火薬庫の小屋組及び屋根	二 第二十七号第二項において準用する第一項第一号、第四号から第五号に掲げる検査項目
十六 第二十六条第一項第二号の避雷装置	三 第二十七号第二項第二号の火薬庫の設置場所
十七 第二十六条第一項第三号の土堤	四 第二十七号の二第一号の火薬庫の壁及び底面
十八 第二十六条第一項第四号の他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離	五 第二十七号の二第二号の火薬庫の壁及び底面
十九 第二十六条第一項第一号の火薬庫の基準	六 第二十七号の二第三号の火薬庫の設置場所
二十 第二十六条第一項において準用する第一項第七号及び第十六号並びに第八号に掲げる検査項目	七 第二十七号の二第四号の火薬庫の流出口等
二十一 第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造	八 第二十七条の三ににおいて準用する第一項第三号及び第四号に掲げる保安検査の方法により検査する。
二十二 第二十六条第一項第二号の穴を掘つて設けられた火薬庫	九 第二十七条の三に掲げる保安検査の方法により検査する。
二十三 地上式三級火薬庫の基準	一 第二十七条の三に掲げる保安検査の方法により検査する。





理 檢 檢 定 ハ 査 完 檢 定 管 の 成 認	口 檢 定 業 価 及び 判定
イ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。	状況又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。
ロ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状を有していること。	ハ 火薬庫にあつては、甲種火薬類取扱保安責任者免状を有していること。
ハ 火薬庫にあつては、甲種火薬類取扱保安責任者免状を有していること。	三 檢査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが明確に定められ、及び文書化されていること。
一 檢査組織が行う業務範囲及び責任の所在が明確に定められ、及び文書化されていること。	四 檢査組織に所属している職員（検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を有していること。
一 檢査組織が行う業務範囲及び責任の所在が明確に定められ、それにより記録が作成され、及び保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になつていること。	二 認定完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第四十五条の三の三第一項第二号の完成検査規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められていること。
三 認定完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を所有又は借り入れることが明確に定められ、及び文書化されていること。	三 第一項第二号の完成検査規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められていること。
四 認定完成検査の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、及び保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になつていること。	四 認定完成検査の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、及び保存されていること。
一 事業所内において、検査管理組織が明確に定められ、及び文書化されていること。	一 事業所内において、検査管理組織が明確に定められ、及び文書化されていること。
二 檢査管理組織の長は、経験十年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、及び次に掲げる資格を有すること。ただし、検査管理組織の長を直接補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。なお、検査管理組織の長は、本社の保安管理部門の長及び検査組織の長を兼務していいないこと。	二 檢査管理組織の長は、経験十年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、及び次に掲げる資格を有すること。ただし、検査管理組織の長を直接補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。なお、検査管理組織の長は、本社の保安管理部門の長及び検査組織の長を兼務していいこと。
イ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。	イ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状を有していること。
ハ 火薬庫にあつては、甲種火薬類取扱保安責任者免状を有していること。	ハ 火薬庫にあつては、甲種火薬類取扱保安責任者免状を有していること。
四 檢査管理に関する規程、基準等（チェックリスト等）が明確に定められ、それにに基づき、検査管理が適切に実施されていること。	四 檢査管理に関する規程、基準等（チェックリスト等）が明確に定められ、それにに基づき、検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、及び保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定完成検査等において活用できる体制になつていること。

別表第六（第四十四条の九関係）		備考
項目	内容	
保安検査に係る認定の基準	本表中上欄二口の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設置され、及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。	
一 社の体制について イ 安全に係る基本姿勢 ロ 安全管理	保経営者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各製造所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。	本表中上欄二口の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設置され、及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。
二 保安検査実施者の行う検査（以下「認定保安検査」という。）	各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、かつ、文書化されていること。	本表中上欄二口の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設置され、及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。
三 保安管理部門の長は、申請その他の認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。	各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、かつ、文書化されていること。	本表中上欄二口の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設置され、及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。
四 事業所内において認定保安検査実施者の行う検査（以下「認定保安検査」という。）	各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、かつ、文書化されていること。	本表中上欄二口の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設置され、及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。
五 保安管理部門の長は、事業所の認定に係る保安検査に関する業務の責任者となることが明確に定められ、及び文書化されていること。	各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、かつ、文書化されていること。	本表中上欄二口の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設置され、及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。
六 保安管理部門の長は、事業所長に対し、保安管理全般に関する意見具申ができる体制になつていることが明確に定められ、及び文書化されていること。	各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、かつ、文書化されていること。	本表中上欄二口の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設置され、及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。
七 保安管理部門の意見が保安関連予算、教育訓練計画等に十分に反映されることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。	各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、かつ、文書化されていること。	本表中上欄二口の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設置され、及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。
八 生産等管理部門の作業員の交代及び引継ぎの体制が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、かつ、文書化されていること。	本表中上欄二口の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設置され、及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。
九 非定常作業を実施する際の責任の所在及び作業体制が明確に定められ、及び文書化されていること。	各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、かつ、文書化されていること。	本表中上欄二口の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設置され、及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。
一 管理部門の業務範囲及び責任の所在が明確に定められ、及び文書化されていること。	各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、かつ、文書化されていること。	本表中上欄二口の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設置され、及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。
二 保安管理、設備管理及び生産又は貯蔵管理（以下「生産等管理」という。）に関する規程、基準等が明確に定められ、及び整備されていること。	各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、かつ、文書化されていること。	本表中上欄二口の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設置され、及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。
三 設備管理部門において、製造施設又は火薬庫の新設、増設又は変更に当たつて、保安対策上、特に配慮すべき構造及び設備等に係る事項に関する規程、基準等が明確に定められ、及び整備されていること。	各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、かつ、文書化されていること。	本表中上欄二口の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設置され、及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。
四 生産等管理部門において、作業マニュアルを常備しており、当該マニュアルの制定、改正の手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、かつ、文書化されていること。	本表中上欄二口の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設置され、及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。
五 保安管理部門において、社内外の保安関連情報（最新の保安技術情報、火薬類関連事故情報等）を積極的に収集することが明確に定められ、その情報を規程等の作成等に有効に活用していること。	各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、かつ、文書化されていること。	本表中上欄二口の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設置され、及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。

## 務ハ

業	組織	体制に係る基本姿勢
一 事業所においては、保安管理部門、設備管理部門及び生産又は貯蔵管理部門（以下「生産等管理部門」という。）（以下これらを総称して「管理部門」という。）の三部門が独立して設置されているとともに、管理部門間の組織上及び職務の円滑な遂行上の緊密な連絡体制が明確に定められ、及び文書化されていること。	一 事業所においては、保安管理部門、設備管理部門及び生産又は貯蔵管理部門（以下「生産等管理部門」という。）（以下これらを総称して「管理部門」という。）の三部門が独立して設置されているとともに、管理部門間の組織上及び職務の円滑な遂行上の緊密な連絡体制が明確に定められ、及び文書化されていること。	一 事業所においては、保安管理部門、設備管理部門及び生産又は貯蔵管理部門（以下「生産等管理部門」という。）（以下これらを総称して「管理部門」という。）の三部門が独立して設置されているとともに、管理部門間の組織上及び職務の円滑な遂行上の緊密な連絡体制が明確に定められ、及び文書化されていること。
二 各級管理者（職制）と法定管理者（火薬類製造保安責任者等）との間に的確な対応関係があり、責任権限及び指揮命令系統が明確に定められ、及び文書化されていること。	二 各級管理者（職制）と法定管理者（火薬類製造保安責任者等）との間に的確な対応関係があり、責任権限及び指揮命令系統が明確に定められ、及び文書化されていること。	二 各級管理者（職制）と法定管理者（火薬類製造保安責任者等）との間に的確な対応関係があり、責任権限及び指揮命令系統が明確に定められ、及び文書化されていること。
三 管理部門の長は、経験十五年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、かつ、次に掲げる資格を有すること。ただし、管理部門の長を直接補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。	三 管理部門の長は、経験十五年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、かつ、次に掲げる資格を有すること。ただし、管理部門の長を直接補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。	三 管理部門の長は、経験十五年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、かつ、次に掲げる資格を有すること。ただし、管理部門の長を直接補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。
イ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所の本社にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。	イ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所の本社にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。	イ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所の本社にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。
ロ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所の本社にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。	ロ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所の本社にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。	ロ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所の本社にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。
六 保安管理部門に所属する者（保安管理部門の長を除く。）は、経験五年以上（製造所における保安管理部門、設備管理部門及び生産管理部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、及び文書化されていること。	六 保安管理部門に所属する者（保安管理部門の長を除く。）は、経験五年以上（製造所における保安管理部門、設備管理部門及び生産管理部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、及び文書化されていること。	六 保安管理部門に所属する者（保安管理部門の長を除く。）は、経験五年以上（製造所における保安管理部門、設備管理部門及び生産管理部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、及び文書化されていること。

二 育訓練 教		七 設備管理部門及び生産等管理部門において、日常検査、通常検査及び定期検査の種類に応じ検査方法を明確に定め、かつ、文書化し、適切な検査を実施していること。
八 保安管理部門は、検査結果（分析及び評価を含む。）を総合的、かつ、「一元的に取りまとめ、記録として整備し、設備管理、生産等管理等に有効に活用していること。	イ 保安関連情報に関する事項	ロ 規程、基準等の履行の徹底に関する事項
ハ 第一次に掲げる教育訓練を確實に実施するための教育訓練計画が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	二 提案制度に関する事項	ハ 自主的保安活動に関する事項
二 緊急時即応訓練等防災訓練に関する事項	二 提案制度に関する事項	二 緊急時即応訓練等防災訓練に関する事項
三 教育訓練全般に関する事項	三 教育訓練の実施（効果を含む。）に関する記録が作成され、保存されていること。	三 教育訓練用資機材が整備され、有効に活用されていること。
四 その他教育訓練全般に関する事項	四 生産等管理部門との引継ぎ及び引渡しの方法に関する事項	四 事業所内事故（潜在事故を含む。）の原因を究明し、その結果を類似事故防止対策に活用する体制が明確になつてること。
五 協力会社作業員の教育訓練等に関する事項	五 協力会社の選定に関する事項	五 工事管理に関する事項
六 協力会社の管轄に関する事項	六 協力会社の管轄に関する事項	六 工事管理の徹底に関する事項
七 協力会社作業員の教育訓練等に関する事項	七 協力会社の管轄に関する事項	七 工事管理に関する事項
八 複数の協力会社を使用する場合にあつては、当該協力会社で構成する協力会社協議会等に関する事項	八 複数の協力会社を使用する場合にあつては、当該協力会社で構成する協力会社協議会等に関する事項	八 工事管理に関する事項
九 本その他協力会社の管理に関する事項	九 本その他協力会社の管理に関する事項	九 工事管理に関する事項
十 火薬類の所在その他火薬類の管理に関する事項	十 火薬類の所在その他火薬類の管理に関する事項	十 工事管理に関する事項
十一 関係官庁等に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項	十一 関係官庁等に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項	十一 工事管理に関する事項
十二 夜間、休日等の非常者等（協力会社の従業員を含む。）の緊急呼び出し体制に関する事項	十二 夜間、休日等の非常者等（協力会社の従業員を含む。）の緊急呼び出し体制に関する事項	十二 工事管理に関する事項
十三 その他の防災管理に関する事項	十三 その他の防災管理に関する事項	十三 工事管理に関する事項

組織検査体制について認定保組に安認一	二 検査組織の長は、経験十五年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、かつ、次に掲げる資格を有すること。ただし、検査組織の長を直接補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。なお、検査組織の長は、本社の保安管理部門の長を兼務していないこと。
理検定ハ 査保管の安認	イ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所にあつては甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。
務口 定保 業認	ロ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所にあつては甲種火薬類製造保安責任者免状を有していること。
ハ 火薬庫にあつては甲種火薬類取扱保安責任者免状を有していること。	ハ 火薬庫にあつては甲種火薬類取扱保安責任者免状を有していること。
三 検査組織に所属している職員（検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を有していること。	三 検査組織に所属している職員（検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を有していること。
四 植査組織が行う業務範囲及び責任の所在が明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価及び判定は当該事業所において行うものであること。	四 植査組織が行う業務範囲及び責任の所在が明確に定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定保安検査等において活用できる体制になつていること。
一 事業所内において、検査管理組織が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	一 事業所内において、検査管理組織の長は、経験十五年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、かつ、次に掲げる資格を有すること。ただし、検査管理組織の長を直接補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。なお、検査管理組織の長は、本社の保安管理部門の長及び検査組織の長を兼務していないこと。
ロ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。	ロ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状を有していること。
ハ 火薬庫にあつては甲種火薬類取扱保安責任者免状を有していること。	ハ 火薬庫にあつては甲種火薬類取扱保安責任者免状を有していること。

状況一覧 用タ 状のデ	
<p>備考</p> <p>本表中上欄二口の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設置され、事業所と密接不可分な組織を成し、かつ、明確な責任権限及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。</p>	<p>二 生産等管理に係る記録（保安に関するものを含む。）に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、活用されていること。</p> <p>三 全ての施設及び設備について、設置以後の検査記録及び保全記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、及び保存されていること。</p> <p>四 前各号の検査記録等の分析又は評価の結果により、施設及び設備ごとの経年変化が確実に把握され、また、修理の要否の判断、寿命の推定等に有効に活用されていること。</p>

様式第1(第2条関係)

×整理番号
×審査結果
×受理日 年月日
×許可番号

火薬類製造営業許可申請書

年月日

(代表者)氏名	
名	姓
事務所所在地(電話)	
製造所所在地(電話)	
(代表者)住所氏名	
欠格事由に関する事項	1 法第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
	2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後3年を経過していない者
	3 心身の故障により火薬類の製造の業を適正に行うことができない者として經濟産業省令で定めるもの
	4 法人又は団体であって、その業務を行なう役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの
	別紙添付書類 1 事業計画書 2 危害予防計画書 3 会社にあつては、定款の写し

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。

三 檢査管理組織に所属する者（検査管理組織の長を除く。）は、経験五年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 檢査管理に関する規程、基準等（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、検査管理が適切に実施されていること。

五 檢査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、及び保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定保安検査等において活用できる体制になつていていること。

一 認定保安検査、通常検査等の検査データを総合的に解析し、当該データの解析結果を施設の新設、変更、生産等管理、検査等において活用できる体制になつていること。

## 様式第2(第6条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×認可番号	

危害予防規程(変更)認可申請書

年 月 日

〔産業保安監督部長〕  
〔都道府県知事〕般  
〔指定都市の長〕

(代表者)氏

名

名 称
事務所所在地(電話)
製造所所在地(電話)
(代表者)住所 氏名
変更の場合はその変更の内容

別紙添付書類 1 危害予防規程

2 変更のときは、当該変更の概要を記載した書面

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

## 様式第3(第6条関係)

×整理番号
×受理日 年 月 日

危 害 予 防 規 程 変 更 届

年 月 日

〔産業保安監督部長〕  
〔都道府県知事〕般  
〔指定都市の長〕

(代表者)氏

名

名 称
事務所所在地(電話)
製造所所在地(電話)
変 更 の 内 容

別紙添付書類 当該変更の概要を記載した書面

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

## 様式第4(第7条関係)

×整理番号
×審査結果
×受理日 年月日
×許可番号

火薬類製造施設等変更許可申請書

年月日

〔産業保安監督部長〕 殿  
〔都道府県知事〕 殿  
〔指定都市の長〕

(代表者)氏名

名称	
事務所所在地(電話)	
製造所所在地(電話)	
(代表者)住所氏名	
変更の種類	

別紙添付書類 当該変更の概要を記載した書面

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

## 様式第5(第8条、第14条関係)

×整理番号
×受理日 年月日

〔火薬類製造施設〕 軽微変更届  
〔火薬庫〕

年月日

〔産業保安監督部長〕 殿  
〔都道府県知事〕 殿  
〔指定都市の長〕

(代表者)氏名

名称	
事務所所在地(電話)	
〔製造所〕所在地(電話) 〔火薬庫〕	
変更の内容	

別紙添付書類 当該変更の概要を記載した書面

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第6(第10条関係)

×整理番号
×審査結果
×受理日 年 月 日
×許可番号

## 火薬類販売営業許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿  
指定都市の長

(代表者)氏名	
名	姓
販売所所在地(電話)	
(代表者)住所氏名	
販売する火薬類の種類	
欠格事由に関する事項	1 法第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
	2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後3年を経過していない者
	3 心身の故障により火薬類の販売の業を適正に行うことができない者として經濟産業省令で定めるもの
	4 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるも

別紙添付書類 1 事業計画書  
 2 会社にあつては、定款の写し  
 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第7(第13条関係)

×整理番号
×審査結果
×受理日 年 月 日
×許可番号

## 火薬庫設置等許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿  
指定都市の長

(代表者)氏名	
名	姓
事務所所在地(電話)	
職業	
(代表者)住所氏名	
火薬庫所在地(電話)	
火薬庫の種類及び棟数	
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量	
設置、移転、変更の別(移転又は変更の場合にはその理由)	
備考	

別紙添付書類 火薬庫工事設計明細書  
 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の欄は、記載しないこと。  
 3 移転または変更の場合には、新旧を併記すること。  
 4 2級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記載すること。

様式第8(第14条の2関係)

×整理番号	
×受理日	年月日

## 火薬庫承継届

年月日

都道府県知事 殿  
指定都市の長

(代表者)氏

名

名 称	
事務所所在地(電話)	
職 業	
(代表者)住所氏名(年齢)	
火薬庫所在地(電話)	
火薬庫の種類及び枚数	
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量	
前所有者又は前占有者の住所氏名	
承継の理由	
承継の期日	
備 考	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

3 2級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記載すること。

様式第9(第35条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年月日
×許可番号	

## 火薬類譲渡許可申請書

年月日

都道府県知事 殿  
指定都市の長

(代表者)氏

名

名 称	
事務所所在地(電話)	
職 業	
(代表者)住所氏名(年齢)	
火薬類の種類及び数量	
譲渡目的	
譲渡期間(1年を超えないこと。)	自 年 月 日 至 年 月 日
譲渡火薬類の所在場所	
譲渡の相手方	住 所
	氏 名

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。



様式第12(第38条の2関係)

×整理番号	
×受理日	年月日

火薬類〔譲渡〕許可証書換申請書

年月日

都道府県知事 殿  
指定都市の長

(代表者)氏名

許可証番号	年月日
交付年月日	年月日
区 分	旧 新
変更住所	
氏名(年齢)又は名称	
職業	
変更年月日	

別紙添付書類 譲渡許可証又は譲受許可証

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第13(第39条関係)

×整理番号	
×受理日	年月日

火薬類〔譲渡〕許可証再交付申請書

年月日

都道府県知事 殿  
指定都市の長

(代表者)氏名

名称	
事務所所在地(電話)	
職業	
(代表者)住所氏名(年齢)	
許可番号	譲渡許可証・譲受許可証
交付年月日	年月日
申請の理由	

別紙添付書類 申請の理由が譲渡許可証又は譲受許可証の汚損であるときは、汚損した当該許可証

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第14(第41条、第42条関係)

×整理番号	年　月　日
×受理日	

## 完成検査申請書

年　月　日

産業保安監督部長  
都道府県知事  
指定都市の長  
指定完成検査機関名

(代表者)氏名	
名　称	
事務所所在地(電話)	
製造所又は火薬庫の所在地(電話)	
許可年月日及び許可番号	年　月　日 第　号
完成年月日	年　月　日

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

3 ( )内は該当する一機関名を記載すればよい。

様式第15(第41条、第42条関係)

完 成 檢 査 証	
名　称	
製造所又は火薬庫の所在地(電話)	
許可年月日及び許可番号	年　月　日 第　号
検査年月日	年　月　日
検査職員氏名	年　月　日
検査番号	指定完成検査機関名 第　号
備　考	

産業保安監督部長  
都道府県知事  
指定都市の長  
指定完成検査機関名

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A5とすること。

2 検査番号の欄は、指定完成検査機関が交付する場合に限り記載すること。

3 ( )内は該当する一機関名を記載すればよい。

## 様式第16(第42条関係)

×整理番号
×受理日 年月日

指定完成検査機関完成検査受検届

年月日

〔産業保安監督部長〕  
〔都道府県知事〕殿  
〔指定都市の長〕

(代表者)氏名

名 称
事務所所在地(電話)
製造所又は火薬庫の所在地(電話)
検査を受けた製造施設又は火薬庫
許可年月日及び許可番号 年月日 第 号
完成検査証の検査番号 年月日 指定完成検査機関名 第 号
検査を受けた年月日 年月日

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

## 様式第17(第43条関係)

×整理番号
×受理日 年月日

完成検査結果報告書

年月日

〔産業保安監督部長〕  
〔都道府県知事〕殿  
〔指定都市の長〕

(代表者)氏名

名 称
検査を行つた製造所又は火薬庫の所在地(電話)
検査を行つた製造施設又は火薬庫
検査の結果
許可年月日及び許可番号 年月日 第 号
完成検査証の検査番号 年月日 指定完成検査機関名 第 号
検査年月日 年月日 検査員氏名 年月日
備 考

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第18(第44条の2、第44条の3関係)

×整理番号	
×受理日	年月日

## 保安検査申請書

年月日

産業保安監督部長  
都道府県知事  
指定都市の長  
〔 指定保安検査機関名 〕

(代表者)氏名	
名 称	
事務所所在地(電話)	
製造所又は火薬庫の所在地(電話)	
完成検査証の交付年月日	年月日
前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日	年月日

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

3 ( )内は該当する一機関名を記載すればよい。

様式第19(第44条の2、第44条の3関係)

保安検査証	
名 称	
製造所又は火薬庫の所在地(電話)	
検査年月日	年月日
検査職員氏名	年月日
検査番号	年月日 指定保安検査機関名 第 号
備 考	

産業保安監督部長  
都道府県知事  
指定都市の長  
〔 指定保安検査機関名 〕

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A5とすること。

2 検査番号の欄は、指定保安検査機関が交付する場合に限り記載すること。

3 ( )内は該当する一機関名を記載すればよい。

## 様式第20(第44条の3関係)

×整理番号
×受理日 年月日

指定保安検査機関保安検査受検届

年月日

〔産業保安監督部長〕  
〔都道府県知事〕 殿  
〔指定都市の長〕

(代表者)氏名

名 称		
事務所所在地(電話)		
製造所又は火薬庫の所在地(電話)		
検査を受けた特定施設又は火薬庫		
保安検査証の検査番号	年 月 日	指定保安検査機関名 第 号
検査を受けた年月日	年 月 日	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。

## 様式第21(第44条の4関係)

×整理番号
×受理日 年月日

保安検査結果報告書

年月日

〔産業保安監督部長〕  
〔都道府県知事〕 殿  
〔指定都市の長〕

(代表者)氏名

名 称		
検査を行った製造所又は火薬庫の所在地(電話)		
検査を行った特定施設又は火薬庫		
検査の結果		
保安検査証の検査番号	年 月 日	指定保安検査機関名 第 号
検査年月日	年 月 日	
検査職員氏名	年 月 日	
備 考	年 月 日	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。

## 様式第22(第44条の6、第44条の8関係)

×整理番号
×審査結果
×受理日 年 月 日
×認定番号

認定  完成  檢査実施者認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

(代表者)氏

名

名 称	
事務所所在地(電話)	
製造所又は火薬庫の所在地(電話)	
申請の内容	
認定を受けようとする製造施設(特定施設)又は火薬庫	

別紙添付書類 火薬類取締法施行規則第44条の6又は第44条の8に掲げる書類

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

## 様式第23(第44条の7、第44条の9関係)

認定 <input checked="" type="checkbox"/> 完成 <input type="checkbox"/> 保安	検査実施者認定証
名 称	
製造所又は火薬庫の所在地(電話)	
認定の内容	
認定する製造施設(特定施設)又は火薬庫	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
認定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
備考	

経済産業大臣 

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第24(第44条の11関係)

×整理番号	年 月 日
×受理日	
認定〔完成〕 検査実施者変更届	
年 月 日	
経済産業大臣 殿 (代表者)氏名	
名 称	
事務所所在地(電話)	
製造所又は火薬庫の所在地(電話)	
変更の内容	

別紙添付書類 変更の内容を明らかにした書面  
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第25(第44条の14関係)

×整理番号	年 月 日
×受理日	
完成検査記録届 年 月 日	
〔産業保安監督部長〕 殿 (代表者)氏名	
名 称	
事務所所在地(電話)	
製造所又は火薬庫の所在地(電話)	
変更許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
検査年月日	年 月 日 ~ 年 月 日
検査結果を確認した責任者	

別紙添付書類 火薬類取締法施行規則第44条の14第1項に掲げる事項を記載した検査の記録  
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第26(第44条の14関係)

×整理番号	年 月 日
×受理日	年 月 日

(産業保安監督部長)  
都道府県知事 殿  
指定都市の長

(代表者)氏名

名 称	
事務所所在地(電話)	
製造所又は火薬庫の所在地(電話)	
前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日又は終了年月日	年 月 日
検査年月日	年 月 日 ~ 年 月 日
検査結果を確認した責任者	

別紙添付書類 火薬類取締法施行規則第44条の14第2項に掲げる事項を記載した検査の記録

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第27(第46条関係)

×整理番号	年 月 日
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類輸入許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿  
指定都市の長

(代表者)氏名

名 称	
事務所所在地(電話)	
職 業	
(代表者)住所氏名(年齢)	
火薬類の種類及び数量	
輸 入 の 目 的	
輸 入 先	
製造所及びその年月日	
陸揚げ予定期日	
輸 入 港 名	
貯蔵又は保管場所	

別紙添付書類 火薬又は爆薬にあつてはその成分および配合比、火工品にあつてはその構造及び組成を記載した書類

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

## 様式第28(第47条関係)

×整理番号
×受理日 年月日

## 火薬類輸入届

年月日

都道府県知事 殿  
指定都市の長

(代表者)氏

名

名 称
事務所所在地(電話)
職 業
(代表者)住所氏名 (年齢)
火薬類の種類及び数量
輸入許可番号
積載船名
陸揚げ日
貯蔵又は保管場所

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

## 様式第29(第48条関係)

×整理番号
×審査結果
×受理日 年月日
×許可番号

## 火薬類消費許可申請書

年月日

都道府県知事 殿  
指定都市の長

(代表者)氏

名

名 称
事務所所在地(電話)
職 業
(代表者)住所氏名 (年齢)
火薬類の種類及び数量
目 的
場 所
日 時(期間)
危険予防の方法

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第30(第65条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年月日
×許可番号	

火薬類廃棄許可申請書

年月日

都道府県知事 殿  
指定都市の長

(代表者)氏

名

名 称	
事務所所在地(電話)	
職 業	
(代表者)住所(氏名 (年齢))	
火薬類の種類および 数量	
廃棄する理由	
方 法	
場 所	
日 時	
廃棄を指揮する者の 氏名	
危険予防の方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第31(第78条関係)

×整理番号
×受理日 年月日

受験願書

年月日

手数料に相  
当する額の  
収入印紙等〔経済産業大臣  
都道府県知事  
指定試験機関〕 殿

氏 名

受験地	
受験しようとする試験 の種類	
試験課目の免除申請	
氏名 生年月日	最終学歴
住所	
連絡先	

別紙添付書類 火薬類取締法施行規則第78条に掲げる書類

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

3 収入印紙等は、消印しないこと。

4 指定試験機関に提出する場合は、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙等は、はらないこと。

様式第32(第78条の2関係)

× 整理番号	
× 受理日	年 月 日

甲種  
乙種 火薬類 製造 取扱 保安責任者免状交付申請書  
丙種

手数料に相  
当する額の  
収入印紙等

年 月 日

〔経済産業大臣〕 殿  
都道府県知事  
公益社団法人全国火薬類保安協会

氏 名

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
合格した試験の受験 年月日	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

3 収入印紙等は、消印しないこと。

4 公益社団法人全国火薬類保安協会に提出する場合は、所定の手続により免状交付手数料を納付し、収入印紙等は、貼らないこと。

様式第33(第78条の3関係)

年 月 日	生 氏 年 月 日 名	第 号
（都道府県知事）	火薬類取扱法第三十一条の規定によりこの免状を 交付する。	甲種 乙種 丙種 火薬類 取扱 保安責任者免状
印		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第34(第78条の4関係)

×整理番号
×受理日 年月日

甲種 製造  
乙種 火薬類 取扱 保安責任者免状書換申請書  
丙種

年月日

〔経済産業大臣〕殿  
〔都道府県知事〕  
〔公益社団法人全国火薬類保安協会〕

氏名

免 状	番 号		
交付年月日		年	月 日
変更事項 区 氏	分	旧	新
名			
変更年月日			

別紙添付書類 火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第35(第78条の5関係)

×整理番号
×受理日 年月日

甲種 製造  
乙種 火薬類 取扱 保安責任者免状再交付申請書  
丙種

年月日

〔経済産業大臣〕殿  
〔都道府県知事〕  
〔公益社団法人全国火薬類保安協会〕

氏名

住 所	
氏名	
生年月日	
再交付を受けようとする理由	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

3 収入印紙等は、消印しないこと。

4 公益社団法人全国火薬類保安協会に提出する場合は、所定の手続により免状交付手数料を納付し、収入印紙等は、貼らないこと。

## 様式第36(第81条の11の3関係)

×整理番号
×審査結果
×受理日 年 月 日
×指定番号

## 指定完成検査機関指定申請書

年 月 日

〔經濟産業大臣〕 殿  
産業保安監督部長  
都道府県知事

(代表者)氏 名

火薬類取締法第15条第1項ただし書の指定を受けたので、同法第45条の23の規定により、次のとおり申請します。

名 称	
事務所所在地(電話)	
指定を受けようとする地域	
指定を受けようとする区分又は業務の範囲	
完成検査を行う事業所の名称及び所在地	
完成検査を開始しようとする年月日	年 月 日

別紙添付書類 火薬類取締法施行規則第81条の11の3各号に掲げる書類

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載ないこと。

## 様式第37(第81条の11の10関係)

×整理番号
×受理日 年 月 日

## 指定完成検査機関変更届

年 月 日

〔經濟産業大臣〕 殿  
産業保安監督部長  
都道府県知事

(代表者)氏 名

火薬類取締法第45条の28の規定により、事業所の所在地を変更するので、次のとおり届け出ます。

名 称	
事務所所在地(電話)	
変更後の事業所の所在地(電話)	
変更しようとする年月日	年 月 日
変更の理由	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載ないこと。

## 様式第38(第81条の11の11第1項関係)

×整理番号
×審査結果
×受理日 年 月 日
×認可番号

## 指定完成検査機関業務規程認可申請書

年 月 日

〔經濟産業大臣〕 殿  
 産業保安監督部長  
 都道府県知事

(代表者)氏 名

業務規程の認可を受けたいので、火薬類取締法第45条の29第1項の規定により、次のとおり申請します。

名 称
事務所所在地(電話)

別紙添付書類 認可に係る業務規程

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の欄は、記載しないこと。

## 様式第39(第81条の11の11第2項関係)

×整理番号
×審査結果
×受理日 年 月 日
×認可番号

## 指定完成検査機関業務規程変更認可申請書

年 月 日

〔經濟産業大臣〕 殿  
 産業保安監督部長  
 都道府県知事

(代表者)氏 名

業務規程の変更の認可を受けたいので、火薬類取締法第45条の29第1項の規定により、次のとおり申請します。

名 称
事務所所在地(電話)
変更の内容
変更の理由

別紙添付書類 変更の内容について、変更前及び変更後を対照した新旧条文の対照表

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第40(第81条の11の13関係)

×整理番号	年	月	日
×受理日	年	月	日

指定完成検査機関業務休廃止届

年 月 日

(経済産業大臣)  
 (産業保安監督部長) 殿  
 (都道府県知事)

(代表者)氏 名

火薬類取締法第45条の30の規定により、完成検査の業務の一部(全部)の休止(廃止)をしたいので、次のとおり届け出ます。

名 称	
事務所所在地(電話)	
休止(廃止)しようとする完成検査の業務の範囲	
休止(廃止)しようとする年月日	年 月 日
休止しようとする場合にあつては、その期間	
休止(廃止)の理由	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第41(第81条の11の15関係)

×整理番号	年	月	日
×審査結果	年	月	日
×受理日	年	月	日
×指定番号	年	月	日

指定保安検査機関指定申請書

年 月 日

(経済産業大臣)  
 (産業保安監督部長) 殿  
 (都道府県知事)

(代表者)氏 名

火薬類取締法第35条第1項第1号の指定を受けたいので、同法第45条の38第1項の規定により、次のとおり申請します。

名 称	
事務所所在地(電話)	
指定を受けようとする地域	
指定を受けようとする区分又は業務の範囲	
保安検査を行う事業所の名称及び所在地	
保安検査を開始しようとする年月日	年 月 日

別紙添付書類 火薬類取締法施行規則第81条の11の15各号に掲げる書類

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

## 様式第42(第81条の11の22関係)

×整理番号	年	月	日
×受理日			

指定保安検査機関変更届

年 月 日

〔経済産業大臣〕  
〔産業保安監督部長〕 殿  
〔都道府県知事〕

(代表者)氏 名

火薬類取締法第45条の38第2項において準用する同法第45条の28の規定により、事業所の所在地を変更するので、次のとおり届け出ます。

名 称	
事務所所在地(電話)	
変更後の事業所の所在地(電話)	
変更しようとする年月日	年 月 日
変 更 の 理 由	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

## 様式第43(第81条の11の23第1項関係)

×整理番号	年	月	日
×審査結果			
×受理日			
×認可番号			

指定保安検査機関業務規程認可申請書

年 月 日

〔経済産業大臣〕  
〔産業保安監督部長〕 殿  
〔都道府県知事〕

(代表者)氏 名

業務規程の認可を受けたいので、火薬類取締法第45条の38第2項において準用する同法第45条の29第1項の規定により、次のとおり申請します。

名 称	
事務所所在地(電話)	

別紙添付書類 認可に係る業務規程

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

## 様式第44(第81条の11の23第2項関係)

×整理番号
×審査結果
×受理日 年月日
×認可番号

## 指定保安検査機関業務規程変更認可申請書

年月日

〔経済産業大臣  
産業保安監督部長 殿  
都道府県知事〕

(代表者)氏 名  
業務規程の認可を受けたいので、火薬類取締法第45条の38第2項において準用する同法第45条の29第1項の規定により、次のとおり申請します。

名称	
事務所所在地(電話)	
変更の内容	
変更の理由	

別紙添付書類 変更の内容について、変更前及び変更後を対照した新旧条文の対照表

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

## 様式第45(第81条の11の25関係)

×整理番号
×受理日 年月日

## 指定保安検査機関業務休廃止届

年月日

〔経済産業大臣  
産業保安監督部長 殿  
都道府県知事〕

(代表者)氏 名

火薬類取締法第45条の38第2項において準用する同法第45条の30の規定により、保安検査の業務の一部(全部)の休止(廃止)をしたいので、次のとおり届け出ます。

名称	
事務所所在地(電話)	
休止(廃止)しようとする保安検査の業務の範囲	
休止(廃止)しようとする年月日	年月日
休止しようとする場合にあつては、その期間	
休止(廃止)の理由	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

## 様式第46(第81条の13関係)

第1頁

写 真 ち ょ う 付 面

8.4センチメートル

第 号

職 氏 名  
生 年 月 日

火薬類取締法第45条の21第3項及び同法第45条の37第2項(同法第45条の38第2項において準用する場合を含む。)の規定による

立 入 檢 查 証

年 月 日 発 行

有効期間

(経済産業大臣  
産業保安監督部長  
都道府県知事)
㊂

第2頁

火薬類取締法抜粋

第45条の21 経済産業大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第45条の37 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定完成検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第45条の38 (略)

2 第45条の24から前条までの規定は、指定保安検査機関に準用する。この場合において、第45条の24から第45条の26まで及び第45条の34中「第15条第1項ただし書」とあるのは「第35条第1項第1号」と、第45条の25、第45条の27から第45条の30まで、第45条の32、第45条の34及び第45条の35中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、第45条の34中「第15条第3項」とあるのは「第35条第3項」と読み替えるものとする。

61条の2 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関、指定完成検査機関又は指定保安検査機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

五 第45条の21第1項若しくは第2項又は第45条の37第1項(第45条の38第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

様式第47(第82条関係)

×整理番号	
×受理日	年月日

事故等報告書

年月日

産業保安監督部長 殿

都道府県知事

指定都市の長

事故等発生の日時	
事故等発生の場所	
事故等の概要	
火薬類の種類及び数量	
事故等の理由又は原因	
都道府県等関係行政機関がとった措置	
事故等の被害状況〔人的(死者、重傷者、軽傷者別)、物的(第三者被害の有無別)〕	
法令違反の有無及びその内容	
その他参考となる事項	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第47の2(第82条関係)

×整理番号	
×受理日	年月日

報告徴収等結果報告書

年月日

経済産業大臣 殿

都道府県知事

名 称	
事務所所在地	
製造所又は火薬庫の所在地	
都道府県の行つた措置	
事務の内 容	別紙のとおり
事務の結 果	別紙のとおり

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

3 事務の内容及び事務の結果については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

## 様式第48(第88条関係)

第 号

取 去 証

住 所  
氏名または名称

取去場所

品名数量

火薬類取締法第43条第1項の規定により収去する。

年 月 日

職 氏

名印



備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A5とすること。

## 様式第49(第89条関係)

第1頁

8.4センチメートル

写真貼付面

第 号	職 氏 名
生年月日	
火薬類取締法第43条第4項の規定による	
立 入 檢 查 証	
年 月 日 発行	
有効期間	
経済産業大臣 産業保安監督部長 都道府県知事 指定都市の長	
印	

第2頁

## 火薬類取締法抜粋

第43条 経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、販売業者、消費者、廃棄者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り火薬類を収去させることができる。

4 前3項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入検査は、関係者の正当な業務又は行為を妨害するものであつてはならず、且つ、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第61条 次の各号の1に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

5 第35条第1項、第43条第1項から第3項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

## 様式第50(第90条の2関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲受・消費許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿  
指定都市の長

代表者 氏 名

名 称
事務所所在地(電話)
職 業
(代表者) 住所氏名 (年齢)
火薬類の種類及び数量
目 的
譲受期間 (1年を超えないこと。)
貯蔵又は保管場所
消費場所
に開する日 時(期間)
事項 危険予防の方法

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。